

令和 3（2021）年度
自 己 点 検 評 価 書

大阪経済法科大学

目 次

基準 1. 使命・目的等	1
基準 2. 学生	10
基準 3. 教育課程	37
基準 4. 教員・職員	60
基準 5. 経営・管理と財務	70
基準 6. 内部質保証	82

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1) 大学の使命・目的

本学は、「経済と法律が社会の両輪であり、この二つの学問を修めることによって無類の人格を形成することができる。」との創立者金澤尚淑博士の信念に従い、万人に開かれた高等教育の実現を目指し、昭和 46（1971 年）に創立された。本学の使命・目的は、以下のとおり、学校法人大阪経済法律学園寄附行為及び大阪経済法科大学学則において明文化している。

表1-1-1 本学の使命・目的

本学園の使命 （学校法人大阪経済法律学園寄附行為前文より抜粋）	本学園は、創立者の建学の理念に基づき、広く知識を教授し、実践の中から真理を探究する実学の精神を持った人材の育成を行うとともに、教育研究を通じて人権の伸長と国際平和に貢献することを使命とする。
本学園の目的 （学校法人大阪経済法律学園寄附行為第 3 条）	この法人は、唯一の寄附行為者である創立者金澤尚淑博士の建学の理念に基づき、教育基本法及び学校教育法に従い、教育研究を行うことを目的とする。
本大学の使命・目的 （大阪経済法科大学学則第 1 条）	本大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の理念に基づいて、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな人間性と国際感覚にあふれた独創的で実践力に富む人材を育成し、もって社会の発展と平和に貢献することを目的とする。
本大学院の使命・目的 （大阪経済法科大学大学院学則第 1 条）	大阪経済法科大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の理念に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、知識基盤社会において高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことをもって、社会の発展に寄与することを目的とする。

これら本学園及び本大学・大学院の使命・目的は、学生には各学部及び大学院の「履修

要項」や「大学案内」等に掲載しているほか、入学式・卒業式等の式辞等を通じて、全学生に周知している。また、「学校法人大阪経済法律学園情報公開規程」に基づき、ホームページにより学外にも公表している。

2) 教育研究上の目的

前述の大学・大学院の使命・目的を達成するために、大学設置基準第2条「大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。」に則り、本学が設置する学部・学科、大学院研究科の教育研究上の目的について、以下のとおり、大阪経済法科大学学則第2条第2項及び大阪経済法科大学大学院学則第6条に、明確に定めている。

表 1-1-2 学部・学科の教育研究上の目的（大阪経済法科大学学則第2条第2項）

経済学部 経済学科	経済学を中心とする幅広い専門知識と経済学的思考能力を有し、内外の経済情勢の変化を踏まえつつ、経済社会が直面する諸問題を理解し、実学の精神を持って、グローバル化する現代社会の諸課題に創造的に対応できる人材の育成を目指して、教育研究を行う。
経済学部 経営学科	経営学を中心とする幅広い専門知識とその実践的応用能力を有し、社会や継続的事業体の内部において、顧客や同僚など他者の気持ちを推察しながら、的確な行動ができるとともに、グローバル化する現代ビジネスの諸課題に創造的に対応できる人材の育成を目指して、教育研究を行う。
経営学部 経営学科	経営学を中心とする幅広い専門知識と多様な応用能力を修得し、技術革新やグローバル化の進展によって産業や社会システムが変化する中で、実践的な課題解決力を備え、現代ビジネスの諸課題に主体的・創造的に対応できる人材の育成を目指して、教育研究を行う。
法学部 法律学科	基礎的な法学教育を土台として、法と政治についての高度な専門知識を授け、正義と公平を旨とするリーガルマインドをもって現代社会の諸課題に積極的に取り組む市民の育成を目指して、教育研究を行う。
国際学部 国際学科	異文化理解と多文化共生を育み、豊かな国際感覚と優れたコミュニケーション能力を身につけるとともに、幅広い教養と専門性を備え、チームワークとリーダーシップをもって、国際的なビジネス・市民社会で活躍できる人材の養成を目指して、教育研究を行う。

※経済学部経営学科は経営学部経営学科設置に伴い、平成31（2019）年度学生募集停止。

表 1-1-3 研究科の教育研究上の目的（大阪経済法科大学大学院学則第6条）

経済学研究科 経済学専攻	グローバル化・複雑化する経済現象の分析方法としての理論的、実証的及び歴史的アプローチを修得し、経済学に関する高度の専門知識を備え、現代社会が直面する経済的諸問題に対して解決の方策を提案できる高度の専門的職業人を養成することを目的とする。
経済学研究科	グローバル化・情報化が進む現代企業経営の分析方法としての理論的、

経営学専攻	実証的及び歴史的アプローチを修得し、経営学に関する深い専門知識及び高度の実践的応用能力を備え、現代ビジネスの諸課題に対して解決の方策を提案できる高度の専門的職業人を養成することを目的とする。
-------	---

これら学部・学科、大学院研究科の教育研究上の目的は、学生には各学部及び大学院の「履修要項」や「大学案内」等に掲載しているほか、各学部・大学院の履修ガイダンス等を通じて、全学生に周知している。また、「学校法人大阪経済法律学園情報公開規程」に基づき、ホームページにより学外にも公表している。

以上のとおり、大学の使命・目的及び教育研究上の目的を明文化し、その意味や内容について具体的かつ明確に示している。

1-1-② 簡潔な文章化

大学の使命・目的及び各学部・学科、研究科の教育研究上の目的については、上記のとおり、簡潔に文章化し、大阪経済法科大学学則及び大阪経済法科大学大学院学則に明確に定めている。

1-1-③ 個性・特色の明示

学校法人大阪経済法律学園寄附行為前文に明示しているとおり、本学の建学の理念は、①経済と法律、二つの学問の修得による人格の形成、②実践の中から真理を探究する実学の精神を持った人材の育成、③教育研究を通じた人権の伸長と国際平和への貢献である。

本学の個性・特色は、これらの建学の理念と密接に関連したものである。

第一に、昭和 46（1971）年に経済学部・法学部を同時に開設して開校した本学は、この間、国際学部、経営学部、大学院経済学研究科（経済学専攻・経営学専攻）を新設することで、建学の理念を現代的に継承し、現代社会の変化に対応した教育研究組織を形成していることである。これにより、経済学・経営学・法学といった伝統ある学問と、グローバル化が進む現代社会に学際的にアプローチする国際学の教育研究を通じて、人材養成に取り組んでいる。

第二に、各学部・大学院の教育において、教育重視の大学として、教育の質保証、卒業の質保証をめざし、各学部の特性に基づく専門的技能と「考える力」の養成に尽力していることである。そのため、「三つの方針」に基づき、コース制カリキュラムを中心に、専門的・順次的な教育課程を編成し、組織的に実施することを目指し、教育改革と FD に不断に取り組んでいる。

第三に、「実践の中から真理を探究する実学の精神を持った人材の養成」という観点から、各学部で教育活動に取り組んでいることである。「実学としての経済学」を掲げる経済学部、企業等と連携した PBL やインターンシップに取り組む経営学部、法曹・公務員を目指す学生に向けた実務経験を有する教員による特別演習、学生消防隊などのボランティア活動に取り組む法学部、留学・海外体験の必修化や国際共修に取り組む国際学部など、多彩な取組みが行われている。

第四に、「教育研究を通じた人権の伸長と国際平和への貢献」については、国際学部開設により教育研究組織として具現化されているほか、各学部における国際経済・国際経営・

国際関係・国際法等に関する教育、世界各国地域の協定校ネットワークを活用した留学・海外体験プログラムの実施、留学生の受入れと高度外国人材としての養成、日本人学生と留学生の協働学習体験を行う国際共修などに取り組んでいることである。

第五に、上記のような特色ある教育を通じて各学部の特性に基づく専門性を身に付けるとともに、1年次からキャリア教育を実施し、就業力を養成していることである。また、正課外の特色ある取組みとして、法曹・法律専門職、公務員、会計専門職を目指す学生を支援する「特修講座（Sコース）」や多彩な資格講座が、各学部の正課教育と密接な関連のもと実施されている。これらにより、学生の志望進路の実現に寄与している。

以上のとおり、本学の個性・特色は、建学の理念や使命・目的を反映したものであり、ホームページの「学長メッセージ」や「大学案内」等を通じて明示している。

1-1-④ 変化への対応

創立以来、建学の理念に基づいて、大学の使命・目的を大阪経済法科大学学則第1条に規定してきた。平成16（2004）年の私立学校法改正に伴う学校法人大阪経済法律学園寄附行為変更にあたり、前文を新たに加え、第2条（目的）を改正することで、建学の理念及び使命・目的を寄附行為に明記した。また、平成20（2008）年の大学設置基準改正を受けて、大阪経済法科大学学則第2条第2項を新設し、経済学部及び法学部の教育研究上の目的を定めた。

その後、経済学部経営学科設置（平成26（2014）年）、大学院経済学研究科経済学専攻設置（平成27（2015）年）、国際学部国際学科設置（平成28（2016）年）、大学院経済学研究科経営学専攻設置（平成29（2017）年）、経営学部経営学科設置（平成31（2019）年）など教育研究組織の拡大・高度化に合わせて、各学部・学科、研究科の教育研究上の目的を定めた。また、既設の学部・学科においても、社会情勢の変化に対応して教育を充実させることを目指して、教育研究上の目的を改正してきた。

最近の見直しの事例としては、令和3（2021）年度から「実学としての経済学」と新コース制を導入する経済学部経済学科が、教育研究上の目的、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー、以下「DP」と略す。）及び教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー、以下「CP」と略す。）を改正した。

以上のとおり、法令改正、学部学科・研究科の設置、教育改革に対応して、大学の使命・目的、各学部・学科、研究科の教育研究上の目的を明確に定めており、社会情勢などの変化に対応して不断の見直しを行っている。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

現在、本学は、大学の使命・目的に基づき、社会の変化に積極的に対応して、特色ある中堅大学として発展できるよう、「教学マネジメント指針」（中央教育審議会大学分科会とりまとめ）を軸とした教学改革、教育の質の保証・向上に取り組んでいる。また、中長期計画に基づいて、新たな学部・学科の設置や学位プログラムの導入などを検討している。

そのような事業の進捗に合わせて、大学・大学院の使命・目的及び教育研究上の目的を適宜見直していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

「1-1. 使命・目的及び教育目的の設定」で述べたとおり、学部学科・研究科の新設をはじめとする教育研究組織の拡大・高度化、社会情勢と学生の学修ニーズの変化に対応した教育の質の保証・向上に向け、使命・目的及び教育目的を不断に見直してきた。

大阪経済法科大学学則第2条第2項（各学部学科の教育研究上の目的）の改正にあたっては、各学部の教授会での審議を経て、教務委員会で審議した後、大学協議会で審議し、理事会で審議・承認している。また、学部学科の新設時には、理事会のもとに設置した設置申請特別委員会での検討を行い、適宜、学長会議に報告を行うなど、全学的な検討を経て、理事会で審議・承認している。

以上のとおり、役員、教職員が積極的に関与・参画し、使命・目的及び教育目的を策定しているため、役員、教職員の理解と支持を得ている。

1-2-② 学内外への周知

本学園の使命・目的は学校法人大阪経済法律学園寄附行為に、使命・目的及び教育目的は、大阪経済法科大学学則及び大阪経済法科大学大学院学則にそれぞれ明記し、ホームページに掲載している。

教職員に対しては、上記のように策定過程から関与・参加していること、大学協議会、教授会で審議や報告を行っていることに加え、辞令交付式での理事長及び学長の挨拶等を通じて、繰り返し周知している。

特に学生に対しては、学長の入学式、卒業式での式辞において、使命・目的及び教育目的について言及しているほか、各学部及び大学院の履修要項に掲載し、新入生オリエンテーションや各学年の履修ガイダンスにおいて説明している。

学外に対しては、ホームページにおいて学校法人大阪経済法律学園寄附行為及び大阪経済法科大学学則を公表しているほか、建学の理念や各学部の教育研究上の目的を紹介するページを作成している。毎年度作成・公表している事業報告書においても、使命・目的及び教育目的を掲載するなど、様々な形で周知している。

以上のとおり、使命・目的及び教育目的を学内外に周知している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学は、令和元（2019）年度に「学校法人大阪経済法律学園中長期計画（令和元年度～令和5年度）」を策定し公表している。また、令和4（2022）年3月に、同中長期計画の一部を追加・修正することについて、評議員会に諮問し、理事会において承認している。中長期計画の一部追加・修正にあたっては、私立学校法改正に沿って寄附行為を変更しガバナンス・コードを作成したことを反映させるとともに、平成28（2016）年の認証評価結果を踏まえ、参考意見として示された教員の年齢構成の適正化及び補正予算の編成に関する事項を加えた。

中長期計画では、「Ⅰ．基本的な考え方」において、「建学の理念に基づく大学の使命に沿って、「収容定員3,000名以上の中堅の社会科学系総合大学へと発展し、もって関西における特色ある有力私立大学となる」ことを将来展望として掲げてきた」結果、「経済学部・経営学部・法学部・国際学部、大学院経済学研究科（経済学専攻・経営学専攻）へと教育研究組織の拡大・高度化を成し遂げることができた」と評価し、「社会科学系総合大学としての実力を磨き、高度専門職業人、幅広い職業人の人材養成に向け、社会の要請に応える高等教育機関としての役割を果たしていく」ことを将来に向けた課題としている。そして、令和3（2021）年に創立50周年を迎え、「関西圏、特に大阪で確固たる基盤を築き、本学を健全で安定的な軌道に乗せて、特色ある中堅大学へと発展させ、教育特色に富み、国際色溢れ、総合的で安定感のあるアクティブな大学として、更なる躍進を目指す」ことを示している。その上で、「Ⅱ．中長期計画」において、「1.適切な管理運営、大学ガバナンスの強化」から「12.地域連携・社会協働」まで、12項目に渡って、中長期計画を示している。そして、創立50周年を迎えることを契機に、高等教育機関に求められる新たな人材養成を担うため、収容定員の変更、AI時代・高度情報化時代に対応した情報通信技術の発展と既設学部の融合による特色ある学部設置など、学部学科の改組・新設、学位プログラムの設置、新たな研究科の設置、新校舎建設を含むキャンパスの整備充実を目指すことを掲げている。

このように、中長期計画には、本学の建学の理念に基づく大学の使命に沿って、将来展望と課題、その実現に向けた基本姿勢が示されており、使命・目的及び教育目的が反映されている。また、建学の理念を現代的に継承し、現代社会のニーズに合わせて、本学の使命・目的を発展させるための中長期的な課題や計画が示されている。

以上のとおり、中長期的な計画へ本学の使命・目的及び教育目的を反映している。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、使命・目的に基づいて、各学部学科及び大学院研究科の教育研究上の目的が策定され、教育研究上の目的に基づいて、三つのポリシーが策定されている。

DPについては、「基準3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定」で詳述しているとおり、それぞれ各学部の各学部学科及び大学院研究科の教育研究上の目的を反映したものとなっている。そして、CPについては、「基準3-2. 教育課程及び教授方法」で詳述しているとおり、それぞれ各学部の各学部学科及び大学院研究科の教育研究上の目的及びDPで示されている知識・能力を身に付けさせるために必要な教育課程の編成・実施の方針として作成されている。また、APについては、「基準2-1. 学生の受入れ」で詳述しているとおり、それぞれ各学部の各学部学科及び大学院研究科の教育研究上の目的、DP及びCPに基づいて、

入学者に求める資質、能力、意欲を示す方針として作成されている。

このように、大学の使命・目的に基づいて、各学部学科及び大学院研究科の教育研究上の目的が策定され、教育研究上の目的に基づいて、三つのポリシーが策定されていることを、分かりやすく示すため、ホームページにおいて「教育研究上の目的と三つのポリシー」としてセットで示す履修要項において、建学の理念及び使命・目的と合わせて、DP・CPを掲載している。

以上のとおり、本学の使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、寄附行為に示されている学園の使命・目的、学則に示されている大学の使命・目的を達成するために、4学部4学科・1研究科2専攻の教育研究組織を設置している。

本学は、この約10年間の間に、建学の理念及び使命・目的を具現化し、特色ある中堅大学として発展するため、以下のとおり、収容定員変更、学部・学科の新設、大学院の新設など、教育研究組織の拡大・高度化を推し進めてきた。

表 1-2-1 この10年間の収容定員変更、学部・学科の新設、大学院の新設

平成 25 (2013) 年 4 月	収容定員変更認可（経済学部経済学科入学定員 200 人から 320 人、法学部法律学科入学定員 200 人から 260 人）
平成 26 (2014) 年 4 月	経済学部経営学科（入学定員 160 人）届出設置 経済学部経済学科定員変更（入学定員 320 人から 160 人）
平成 27 (2015) 年 4 月	大学院経済学研究科経済学専攻（入学定員 20 人）認可設置
平成 28 (2016) 年 4 月	国際学部国際学科（入学定員 140 人）認可設置
平成 29 (2017) 年 4 月	大学院経済学研究科経営学専攻（入学定員 10 人）届出設置 大学院経済学研究科経済学専攻定員変更（入学定員 20 人から 10 人）
平成 31 (2019) 年 4 月	収容定員変更認可（経済学部経済学科入学定員 160 人から 200 人） 経営学部経営学科（入学定員 200 人）届出設置（経済学部経営学科を改組転換）
令和 2 (2020) 年 4 月	収容定員変更認可（国際学部国際学科入学定員 140 人から 200 人）
令和 4 (2022) 年 4 月	収容定員変更認可（経済学部経済学科入学定員 200 人から 220 人）

※令和 4 年 3 月に収容定員変更認可申請（経営学部経営学科入学定員 200 人から 220 人）

これらにより、本学は、学校法人大阪経済法律学園寄附行為前文に示されている建学の理念、使命に基づき、「経済と法律、二つの学問の修得による人格形成」、「実践の中から真理を探究する実学の精神を持った人材の育成」、「教育研究を通じた人権の伸長と国際平和

への貢献」を具現化した教育研究組織へと成長し、社会科学系総合大学としての基本的枠組みを形成できたと考えている。

また、本学が設置する学部学科、大学院研究科の教育研究上の目的は、「1-1. 使命・目的及び教育目的の設定」に示したとおり、いずれも本学園・大学の使命・目的に基づき、各学部の学問的・専門的特性を踏まえて制定されている。

さらに、現在、研究所として、21 世紀社会総合研究センター、地域総合研究所、アジア研究所、アジア太平洋研究センターを設置しており、以下の目的に基づく研究活動を行ってきた。

表 1-2-2 各研究所の目的

21 世紀社会総合研究センター	21 世紀社会において提起される諸課題に関する総合的かつ学際的な研究及び調査を推進し、もって学術文化及び人類の福祉に寄与することを目的とする。
地域総合研究所	地域に関する総合的かつ学際的な共同研究及び調査を行い、もって地域社会の発展に貢献することを目的とする。
アジア研究所	アジア（関連する環太平洋地域を含む。）に関する学際的な研究及び調査を行うことを目的とする。
アジア太平洋研究センター	アジア及び太平洋地域に関する学際的な研究及び調査を行う。

以上のとおり、本学の各学部・学科、大学院研究科及び研究所は、本学の使命・目的及び教育研究上の目的に基づいて設置されたものであり、そのために適切に編成している。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の理念に基づく使命・目的及び教育研究上の目的を実現するため、社会情勢と学生のニーズの変化に対応して、不断の見直しを行っていく。そのため、まず第 1 に、文部科学省「教学マネジメント指針」を軸に、専門的・順次的な教育課程の編成と組織的な実施に向け、三つのポリシーの見直し、設置科目の精選や必修要件の見直しをはじめとする教育改革を行う。第 2 に、中長期計画に基づき、建学の理念に基づく使命・目的に沿って、新たな学部や研究科の設置を含め、教育研究組織の拡大・高度化を検討し実施する。第 3 に、本学の使命・目的、教育研究上の目的、教育の特色等について、役員・教職員の認識共有を高めるとともに、学生に周知と教育を徹底し、学生各自がより明確に学修目標を設定できるよう取り組む。

【基準 1 の自己評価】

本学園の使命・目的を学校法人大阪経済法律学園寄附行為に、大学の使命・目的及び各学部の教育研究上の目的を大阪経済法科大学学則に明確に定め、学内外に周知している。そして、本学の使命・目的は、簡潔に文章化され、本学の個性・特色は明示されている。

また、本学の使命・目的及び教育研究上の目的は、役員・教職員の理解と支持のもと策定されており、中長期的な計画、三つのポリシーにも反映され、教育研究組織の構成とも整合性が取られている。

本学は、中長期計画を作成してから約3年が経過したこと、新型コロナウイルスの感染拡大や国際情勢の急激な変化等により大学をめぐる環境が大きく変化していること、そして本学の教学改革が進展などを踏まえ、2030年に向けた中長期的な発展方向について理事会・評議員会、学長会議などで本格的に検討を開始している。具体的には、特色ある中堅大学としての発展を目指し、「教学マネジメント指針」を活用した教学改革、教育の質の保証・向上、さらには新たな学部・学科、研究科の設置などを検討している。今後は、これらの進捗に合わせて、使命・目的及び教育研究上の目的についても、適宜見直していく。

以上のとおり、基準1「使命・目的等」の基準を満たしている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

■学部

AP は、以下の表 2-1-1 にあるとおり、本学の建学の理念に基づく教育目的に沿って、学部別に明文化している。また、留学生に向けては、留学生受入れの方針（以下、留学生 AP）を作成し公表している。本学は、AP において、入学者に求める能力、資質、意欲を分かりやすく明示するとともに、高等学校等で学修すべき内容を示している。

AP 及び留学生 AP は、ホームページ、入試ガイド、入学試験要項等に明記している。また、受験生、保護者、高等学校教員に理解してもらうために、オープンキャンパスや進学相談会、高等学校内説明会、高等学校教員対象説明会等で資料を配布し、説明を行っている。

表 2-1-1 各学部の AP

経済学部	1. 本学の建学の理念、使命及び経済学部経済学科の教育目的を理解し、以下のような目標・意欲を持っている。 (1) 経済学を中心とする幅広い専門知識とその実践的応用力を活用して、現代社会の経済現象や課題を理解し、経済社会のグローバル化に伴う諸問題を解決しようとする意欲を持っている。 (2) 高度専門職業人や公務員として活躍したい、又は創造的なビジネスパーソンや起業家を目指したいという意欲を持っている。 (3) 国際化・情報化社会に主体的に対応し、関連する知識や技術を活用して、国際社会・地域社会で活躍しようとする意欲を持っている。 2. 高等学校で学習する国語、英語、歴史、公民、地理、数学などについて、高等学校卒業相当の基礎学力を有している。 3. 高等学校での学習・活動を通じて、英語、商業・簿記、情報処理などの資格を取得したり、様々なスポーツ・文化活動やボランティア活動などに取り組んだ経験を有している。 4. 社会的事象に対して知的関心を持ち、自身の考えをまとめ、その考えを表現することができる。また、主体性を持って多様な人々とともに学ぶ態度を持っている。 5. 上記のような資質ある者に対して、素養をはかるためにAO入試、推薦試験、一般試験などの入学者選抜を実施して、多面的・総合的に評価することによって多様な個性・能力を持つ人材を受け入れる。
------	---

経営学部	1. 本学の建学の理念、使命及び経営学部経営学科の教育目的を理解し、以下のような目標・意欲を持っている。 (1) 経営学を中心とする幅広い専門知識とその実践的応用能力を活用して、企業をはじめとする組織の経営問題を理解し、技術革新やグローバル化が進展するなかで、現代ビジネスの諸問題を解決しようとする意欲を持っている。 (2) 会計専門職(公認会計士・税理士)など高度専門職業人として活躍したい、又は創造的なビジネスパーソンや起業家を目指したいという意欲を持っている。 (3) 国際化・情報化社会に主体的に対応し、関連する知識や技術を活用して、国際社会・地域社会で活躍しようとする意欲を持っている。 2. 高等学校で学習する国語、英語、歴史、公民、地理、数学などについて、高等学校卒業相当の基礎学力を有している。 3. 高等学校での学習・活動を通じて、英語、商業・簿記、情報処理などの資格を取得したり、様々なスポーツ・文化活動やボランティア活動などに取り組んだ経験を有している。 4. 社会的事象に対して知的関心を持ち、自身の考えをまとめ、その考えを表現することができる。また、主体性を持って多様な人々とともに学ぶ態度を持っている。 5. 上記のような資質のある者に対して、素養をはかるために AO 入試、推薦試験、一般試験などの入学者選抜を実施して、多面的・総合的に評価することによって多様な個性・能力を持つ人材を受け入れる。
法学部	1. 本学の建学の理念、使命及び法学部法律学科の教育目的を理解し、以下のような目標・意欲を持っている。 (1) 正義と公平を旨とするリーガルマインドをもって現代社会の諸課題に積極的に取り組む市民として、法学を学ぼうとする意欲を持っている。 (2) 法学に関する専門知識を修得し、裁判官、検察官、弁護士および司法書士などの法律専門職を目指す意欲を持っている。 (3) 公務員としての基礎的知識を習得し、行政職、警察官および消防官などの公務員を目指す意欲を持っている。 (4) 国際化・情報化社会に主体的に対応し、民間企業を中心に幅広い分野で活躍しようとする意欲を持っている。 2. 高等学校で学習する国語、英語、歴史、公民、地理、数学などについて、高等学校卒業相当の基礎学力を有している。 3. 高等学校での学習・活動を通じて、英語、商業・簿記、情報処理などの資格を取得したり、様々なスポーツ・文化活動やボランティア活動などに取り組んだ経験を有している。 4. 社会的事象に対して知的関心を持ち、自身の考えをまとめ、その考えを表現することができる。また、主体性を持って多様な人々とともに学ぶ態度を持っている。 5. 上記のような資質ある者に対して、素養をはかるために AO 入試、推薦試験、一般試験などの入学者選抜を実施して、多面的・総合的に評価することによって多様な個性・能力を持つ人材を受け入れる。
国際学部	1. 本学の建学の理念、使命及び国際学部国際学科の教育目的を理解し、以下のような目標・意欲を持っている。 (1) 異文化理解・多文化共生への関心を高め、グローバル化する現代社会の諸問題について理解しようとする意欲を持っている。 (2) 海外体験・留学など多様な機会を活かし、豊かな国際感覚と英語を中心とした国際コミュニケーション能力を身につけようとする意欲を持っている。 (3) 幅広い教養と専門性を備え、チームワークとリーダーシップを発揮して、国際的な領域におけるビジネス・市民社会で活躍しようとする意欲を持っている。 2. 高等学校で学習する国語、英語、歴史、公民、地理、数学などについて、高等学校卒業相当の基礎学力を有している。 3. 高等学校等での学習・活動を通して、英語をはじめとする外国語の資格を取得したり、様々な国際交流活動やスポーツ・文化活動、ボランティア活動などに取り組んだ経験を有している。 4. 社会的事象に対して知的関心を持ち、自身の考えをまとめ、その考えを表現することができる。また、主体性を持って多様な人々とともに学ぶ態度を持っている。 5. 上記のような資質ある者に対して、素養をはかるために AO 入試、推薦試験、一般試験などの入学者選抜を実施して、多面的・総合的に評価することによって多様な個性・能力を持つ人材を受け入れる。

表 2-1-2 留学生 AP

本学は、建学の理念の一つである「教育研究を通じた人権の伸長と国際平和への貢献」を具現化させるため、今日まで長年にわたり、海外から外国人留学生を受け入れ、優れた人材を数多く輩出してきました。多様な価値観を持つ留学生と日本人学生とが学内での学修や交流を通して互いに影響を与えながら成長を遂げ、日本と自国の友好関係と産業社会の発展に貢献できる人材として活躍しています。

本学が留学生に求めるものは、グローバル社会の諸問題を理解しようとする意欲、学部において専門知識を身につけるために必要な日本語能力と基礎学力、平和を希求し、異文化並びに異なる法社会制度を尊重する良識などの能力とマインドであり、それらを自国又は日本での学校教育などを通じて身につけている必要があります。

本学はこのような多様な個性や能力をもつ留学生を受け入れるための留学生入学試験制度を用意しています。

そして、本学入学後は、留学生の皆様が、自国の教育や様々な活動から得た知識や経験と、本学での学修と実践を通じて修得した専門性とを併せ持ち、将来、母国と日本、広く世界で活躍できる人材へと成長していくことを期待しています。

■大学院

大学院経済学研究科における AP は、以下の表 2-1-3 にあるとおり、本学の建学の理念に基づく教育目的に沿って、明文化している。また、AP と合わせて、要請する人材像や想定される進路等についても明文化している。AP はホームページ、大学院パンフレット、入学試験要項に明記している。また、本学の在学学生を対象にした大学院入試説明会、学外でも大学院入学希望者対象の進学相談会等で説明を行っている。

表 2-1-3 大学院経済学研究科の AP

経済学専攻	(1) 大学院での学修及び研究に必要な基礎的専門知識と汎用的技能を有する。 (2) 経済学に関する高度の専門知識と経済現象の分析方法を身に付けようとする意欲を有する。 (3) 現代社会が直面する経済的諸問題に対して解決の方策を提案し、経済社会の発展に寄与しようとする意欲を有する。
経営学専攻	(1) 大学院での学修及び研究に必要な基礎的専門知識と汎用的技能を有する。 (2) 経営学に関する深い専門知識と高度の実践的応用能力を身に付けようとする意欲を有する。 (3) 現代ビジネスの諸課題に対して解決の方策を提案できる能力を身につけようとする意欲を有する。

以上のとおり、教育目的を踏まえた AP の策定と周知を行っている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

■学部

本学は、AP に基づき、大学教育を受けるために必要な基礎学力の状況を把握するため、多様な入学試験を実施し、入学者選抜を公正かつ適切に実施している。具体的には、総合型選抜、学校推薦型選抜および一般選抜の各入学試験において、高等学校の教科の学習成績の状況や基礎学力を問う筆記試験、口頭試問を含む面接や小論文の他、大学入学共通テストの成績や資格・検定試験等の成績を活用した入学試験を実施している。そして、合否判定案については、学長が委員長、入試広報部長（学長補佐兼務）が副委員長となり、副

学長、学長補佐、各学部長及び教養部長、教務部長、学生部長、各学部及び教養部から選出された専任教員各 2 人、法人本部長、事務局長、財務部長、入試課長、その他委員長の指名するものとして国際教育交流センター部長を構成員とする入学試験委員会において慎重に審議を行っている。各学部及び教養部教授会においても報告の上、審議が行われ、学長が可否を決定している。なお、入学者選抜の妥当性を高めるため、毎年、全学部の入学者を対象とし、大学院を除く全ての入試区分ごとに入学後の学生の成績、成績以外の学修成果、留年・中退率等、入学後の学修状況等を調査し、入学者選抜の適切性についての検証を行い、学長に報告している。そして、その結果を受けて、毎年、学長の下で入試制度検討会議を開催し、入学試験制度の原案を作成、入学試験委員会で各学部長及び教養部長より意見を求め審議、了承された後、大学協議会を経て、理事会で承認されたものを受験生に公表している。

■大学院

大学院経済学研究科の選抜試験についても、大学院経済学研究科の AP に基づき、一般入試、社会人入試、外国人留学生入試を実施している。具体的には経済学専攻については英語および 5 科目から 2 科目、経営学専攻については英語および 6 科目から 2 科目選択し筆記試験を実施する。併せて、研究計画書に基づき口頭試問を実施し、可否を判定する。可否判定案案については、「研究科委員会」で報告の上、審議された後、学長が可否を決定している。

以上のとおり、AP に沿った入学者受入れの実施とその検証を行っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

■学部

過去 5 年間の各学部・学科における入学定員に対する学生受入れ数の推移は表 2-1-4 のとおりである。令和元（2019）年度に新設した経営学部経営学科の充足率は 1.06 倍～1.23 倍、同年度に収容定員増を行った経済学部経済学科は 1.13 倍～1.15 倍、令和 2（2020）年度に収容定員増を行った国際学部国際学科は 1.07 倍～1.14 倍となった。

また、全体として過去 5 年間は 1.06 倍～1.13 倍となり、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。

表 2-1-4 過去 5 年間の入学者数と定員充足率

（単位：人）

学部学科	平成29(2017)年度			平成30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和2(2020)年度			令和3(2021)年度		
	入学定員	入学者数	充足率(倍)	入学定員	入学者数	充足率(倍)	入学定員	入学者数	充足率(倍)	入学定員	入学者数	充足率(倍)	入学定員	入学者数	充足率(倍)
経済学部 経済学科	160	167	1.04	160	170	1.06	200	227	1.13	200	229	1.14	200	231	1.15
経済学部 経営学科	160	168	1.05	160	175	1.09									
経営学部 経営学科							200	217	1.08	200	246	1.23	200	213	1.06
国際学部 国際学科	140	162	1.15	140	158	1.12	140	164	1.17	200	229	1.14	200	214	1.07
法学部 法律学科	260	298	1.14	260	293	1.12	260	289	1.11	260	273	1.05	260	262	1.00
合計	720	795	1.10	720	796	1.10	800	897	1.12	860	977	1.13	860	920	1.06

■大学院

過去5年間の研究科・専攻における入学定員に対する学生受入れ数の推移は表2-1-5のとおりである。入学定員を下回っている年度が複数年あるが、大学院の教育の指針及び研究指導領域に適合した大学院生を受け入れるべく、入学者選抜を適切に行っている。

表 2-1-5 過去5年間の入学者数と定員充足率

(単位：人)

	平成29(2017)年度			平成30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和2(2020)年度			令和3(2021)年度		
研究科 専攻	入学 定員	入学 者数	充足 率 (倍)	入学 定員	入学 者数	充足 率 (倍)	入学 定員	入学 者数	充足 率 (倍)	入学 定員	入学 者数	充足 率 (倍)	入学 定員	入学 者数	充足 率 (倍)
経済学研究科 経済学専攻	10	9	0.90	10	9	0.90	10	10	1.00	10	9	0.90	10	9	0.90
経済学研究科 経営学専攻	10	11	1.10	10	6	0.60	10	12	1.20	10	9	0.90	10	8	0.80
合計	20	20	1.00	20	15	0.75	20	22	1.10	20	18	0.90	20	17	0.85

以上のとおり、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。

(3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

今後も引き続き、本学のAPについて受験生、保護者、高等学校教員をはじめ、広く社会に発信していくとともに、教育目的達成のため、必要に応じて適宜APの見直しを図る。

また、APに沿った入学者受入れについては、18歳人口が減少を続ける中、社会的ニーズを捉え、また、本学における教学改革と連動しながら適宜入試制度を改良し、引き続き入学者選抜を適切に実施する。具体的には、総合型選抜・学校推薦型選抜の実施過程を通じて受験生の学修モチベーションを創出し、本学の教育特色とのマッチングを強める広報活動と入試制度との連動を強化させ、入学意欲や目的意識が高い入学者を拡大する。そして、一般選抜において基礎学力考査はもとより、入学共通テストの利用や面接等、多様な選考方法を堅持し、今後も継続して安定的に志願者・入学者の質と量を確保する。また、留学生試験においても、令和3(2021)年度に制定した留学生APに則り、国内外から優れた外国人留学生を、法令に即して適正に受入れる。

大学院については、引き続き学内外に対してAPを広く発信するとともに、ホームページや募集要項等を通じて、経済学研究科の教育特色等を効果的に訴求し、高度の専門的職業人を目指す意欲あふれる志願者・入学者を確保するとともに、入学者選抜を適切に実施し、継続して適切な入学定員の管理に努める。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、学生への学修支援については教務部教務課が主たる役割を担っており、教職協働による方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。

学修支援の方針は、令和3（2021）年度大学事業計画「2.教務部（教育の質保証と学修支援）」において定めており、具体的には「履修登録に関するガイダンスや個別指導、学生と教員とのコミュニケーションを図るためのオフィスアワーの設定、学業奨励奨学金の周知と活用、留学生の状況を踏まえた適切な支援、保護者からの理解や信用を得るための父母懇談会の実施など、各種修学支援の取組みを実施する」と各施策を例示した上で、それぞれについて方針を述べている。

各施策の計画については、大学事業計画で定められた方針のもと、教員と職員によって構成される教務委員会において教務部教務課が実施計画を提案し、審議の上、了承を得ている。

実施にあたっては、合意された計画に基づき、各学部と教務部教務課が適切に協働遂行している。

例として、令和3（2021）年度春学期（前期）の履修登録に関するガイダンスや個別指導については、令和2（2020）年度第13回教務委員会（令和3（2021）年3月3日開催）で「令和3（2021）年度履修ガイダンス・履修登録について」との議題を設けて審議、了承された後、教務部教務課と各学部・研究科の協働で実施した。実施にあたっては、まず履修ガイダンス及びクラスミーティング（研究科は個別指導）を実施し、DPや卒業要件（修了要件）、コース別の履修モデル等を踏まえた履修指導を行った上で、履修登録を実施した。その後、履修登録を行っていない学生や履修登録内容が不十分である学生を抽出し、教員もしくは教務課職員が個別連絡の上、履修指導を行って、履修変更期間に登録・変更させるなどの個別支援を実施している。

以上のとおり、教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備が図られている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1) 障がいのある学生への学修支援

障がいのある学生について、事務局と学部・研究科で情報を共有し、本人や保護者からの要望や面談結果等に基づき支援の方針等について協議した上で、教務部教務課が、学生部学生課、学生相談室等の関係する部門と連携して、演習担当教員と相談の上で、学修支援を行っている。

具体的な学修支援としては、授業や定期試験等での座席指定、筆記試験の別室受験、車いすの学生には、よりアクセスしやすい教室への変更などを行っている。

なお、令和3（2021）年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて対面授業を遠隔でも受講できるハイブリッド授業の導入を進めた上で、障がいのある学生に対しては、当該学生からの要請を受け全ての授業を遠隔で受講できるようにするなどの対応を行った。

2) オフィスアワー

教員によるオフィスアワーについては、令和3（2021）年度大学事業計画「2.教務部（教育の質保証と学修支援）」において、「学生と教員のコミュニケーションを積極的に図る場として、両キャンパスにおいてオフィスアワーを設け、授業内容等に関する質問・相談、体系的な学修プラン、授業時間外における学修上の指導等、学修支援の充実に向けた取組を継続して実施する」と定めている。

なお、令和3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大学に通学することが困難な学生も一定数いることから、学生の状況や質問・相談内容等に応じて、対面、Zoom、メールの三つの方法から、最もふさわしい方法を教員と学生とで選択し、実施するようにした。また、授業を担当する全教員がメールアドレスを学修管理システムの各授業ページに掲載し、授業の質問・相談をメールにて受け付けている。

3) 学生の教育サポートスタッフの配置

本学では、大学院学生によるTA(Teaching Assistant)制度は設けていないが、学部学生の学修や教員の教育活動を支援するため、学生の教育サポートスタッフを配置することを大学事業計画に定め、運用している。

各学部の初年次演習である「基礎演習」では、上級生の教育サポートスタッフを「メンター」（経済学部・経営学部・法学部）もしくは「スチューデントアシスタント」（国際学部）と称して各クラスに配置し、1年次のサポートを行っている。「メンター」「スチューデントアシスタント」は、授業内で1年生の学修支援を実施するほか、SNS等を通じて学修相談に応じたり、各種支援の連絡を行うなど、教育活動を支援している。

また、「情報リテラシーA」、「情報リテラシーB」、「ワープロ実践」などPC実習系の授業では、授業の運営支援や履修学生のサポートを担当する学生の教育サポートスタッフを「ヘルプデスク（スチューデントアシスタント：SA）」と称して配置し、学修支援を行っている。

なお、これらの教育サポートスタッフに対しては、業務マニュアルを作成した上で、定期的に研修を実施している。

4) 中途退学、休学及び留年への対応策

本学では、令和3（2021）年度大学事業計画「2.教務部（教育の質保証と学修支援）」において、「コロナ禍のもと、対面での支援・指導や学生サービスが制限されてきた状況を踏まえ、従来以上の学生相談・学修支援の即応体制を堅持し、学生一人ひとりとのコミュニケーションを充実させ、修学支援新制度等の経済的支援も活かしながら、学業継続指導の強化を図」ることを明記し、中途退学者、休学者、留年者を減少させるため、全学的な対応策を実施している。

具体的には、毎月の教務委員会において、学業継続指導を定例議題として設定し、除籍退学率の月次状況とそれを踏まえた対応方針について確認し、教務部と各学部・大学院研究科が緊密に連携し、組織的対応を行っている。

そして、出席率が低い学生、修得単位数が標準単位数未満の学生、学費納付が困難な学

生等、中途退学、休学及び留年の懸念がある学生については、学部、大学院研究科及び事務局各部門において、個別の指導・支援を実施している。

個別の指導・支援にあたって、各学部の教授会や大学院研究科委員会で学生の状況や指導方針について審議した上で、出席率が低い学生、修得単位数が標準単位数未満の学生を中心に、各年次の専門演習の担当教員や大学院の研修指導教員が個別の対応を担当している。

また、事務局では、事務局長の下で学生相談に関する事務局会議を編成し、低単位・多欠席の学生、学費納付が困難な学生等の状況を個別に把握し、個別の対応方針を議論している。そして、学費納付が困難な学生や、演習担当教員からの連絡に応じない学生を中心に、事務局各部門が窓口となって、個別の対応を実施している。

これらの学部や事務局各部門による対応の記録は「学修ポートフォリオ」（本学で運用している学生個々人の基本情報や成績、出席、面談記録等を管理し、閲覧できるシステム）に同時的に集約して一元的に管理し、今後の対応に活用している。

以上のとおり、本学では、学修支援の充実を図っている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

学修支援体制の整備については、今後も教務委員会を中心とした学修支援体制を維持・強化するとともに、学生部学生課、学生相談室との連携を強化しつつ、学修支援のさらなる充実に努める。

障がいのある学生への配慮については、今後も学生の個別状況に合わせ、合理的配慮に努める。障害者差別解消法改正の趣旨を教職員が正しく理解し、差別のない学修環境の維持を徹底する。

学生の教育サポートスタッフについては、マニュアルや研修内容をより充実させることで、力量向上を図る。

中途退学、休学及び留年への対応策については、教職員の個別対応力量をさらに高め、学生一人ひとりの状況把握に基づいた適切な対応によって、4年間卒業率の向上と除籍退学率の更なる低下に努める。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

1) 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

①全学的キャリア支援の推進に向けた体制の整備

本学では、学生の就職指導に関する事項を審議する組織として、キャリアセンター所長

を委員長とするキャリア支援委員会を設置している。また、キャリアセンターと学部及び学生の進路実現に向けた資格取得支援を行なうエクステンションセンターから選出された教職員により構成されたキャリアセンター会議を定期的に行い、学生に対するキャリア教育並びに就職支援等、就業力向上に向けた議論を行なう体制を整えている。併せて、キャリアセンターと各学部教員が、キャリア教育・キャリア支援について議論する「合同会議（意見交換会）」も実施しており、学生の進路、各種のキャリア支援に関する情報共有をはじめ、学生支援における諸課題についての意見交換の場としている。

②専門教育と連動した正課内でのキャリア教育の実施

本学では、大学設置基準第 42 条の 2 に定められた「大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。」に基づき、初年次から段階的に社会観・職業観を養い、社会的及び職業的自立に必要な就業力を育成する正課内でのキャリア教育を展開している。このキャリア教育は、全学部に対して、初年次から順次性のある体系的なカリキュラムの配置により運営している。また、1～3 年生を中心としたインターンシッププログラムを構築しており、国内外においての就業体験を通じた就業力育成を図っている。

現在のコロナ禍の中では、正課内の教育は各学年の授業特性を踏まえ、オンデマンド動画コンテンツの開発や WEB 会議システムを活用したオンライン授業を実施し、対面授業が制限される環境下においても教育効果の維持を図り実施できる体制を整備している。

③希望進路の実現に向けた正課外における就業力育成プログラムの実施

正課外でのキャリア支援では、各学部生の進路特性や学生の就業意識向上へと繋げるための各種支援プログラムを展開している。実施する各種支援行事については、定期的に行われるキャリアセンター会議等により、プログラム内容の検討や実施効果の検証を行ない、各学部の教授会や各学部とキャリアセンターとの合同会議において、周知、報告を行うなど、学生に対する充実したキャリア支援の展開に向け、全学的に取り組んでいる。

④多様化する学生の志望ニーズに対応する進路・就職支援体制の構築

キャリアセンター及び公務就職支援室では、専門のキャリアコンサルタント（有国家資格者）による進路・個別相談をはじめ、公務での実務経験や幅広い業種の企業での経験豊富な教職員による進路・就職支援体制を整えている。また、3 年生及び 4 年生の全学生に支援が行き渡るよう、各演習単位でキャリアセンター職員による専属のキャリアサポート体制を整えており、進路に関する学生からの相談に対しては、常に演習（ゼミ）担当教員と共に対応できる体制を整備している。

また、コロナ禍の中でも、WEB 会議システムを活用した遠隔での相談（面談）体制の構築や学内でのオンライン会社説明会の開催、急速な活用拡大が見られる WEB 採用選考に対応したフルクローズ型のワークブースを設置するなどの支援体制を構築している。

⑤学生の希望進路と将来のキャリア形成へと繋げる資格取得支援の展開

本学ではキャリア教育及び各種就職支援に加え、学生の資格取得に向けた対策講座運営するとともに、学生の資格取得に向けた学修を支援するエクステンションセンターを設置し、学生が志望する多様な進路に対応した各種の資格取得支援を行ない、学士課程教育並びにキャリア形成の充実を図っている。また、各学部が掲げる DP、CP に基づいた学部推奨資格を設定しており、正課教育と資格講座の相互補完関係の充実に向けた調整機関である特修講座運営委員会においての議論の活性化により、学部との双方向性を確保する組織体制を整えている。

2) 具体的取組みとそれを支える仕組みについて

①正課内におけるキャリア教育科目の展開

本学では、キャリア教育科目を学生の社会的・職業的自立に向けた基盤となる能力や態度を涵養し、実社会と交流しながら様々な業界や仕事への理解を深めることを目的とした科目として位置づけ、1年生～3年生を中心に授業を開講している。1年次キャリア教育科目では、卒業後のキャリアデザインを考えるため、社会と職業について学び、将来の働き方や大学生活での過ごし方を考える機会とし、企業人及び専門家といった社会人講師による講演も加えながら進路の幅を広げる授業を展開している。2年次には、各学部の専門科目及び専門演習での学びに加え、これまでの歩みの振り返りと将来設計を具体的に考える機会を持つことで、生涯のキャリア形成への意識を高め、各自の希望進路の実現に必要な汎用的能力を涵養する教育を行なっている。3年次では、卒業後の進路の具体化と主体的かつ能動的に決定するために必要な就業力の向上を目指し、業界・企業・仕事への理解を深め、履歴書・エントリーシートの作成などに役立つ実践的スキルを養成している。さらに就職活動での採用選考を想定した実践型指導や基礎的マナー及びコミュニケーション能力の養成を図るなど、少人数での「就業力」を養う授業を展開している。

また、業界・職種理解を深めることを目的に、幅広い業界からの外部講師による業界・職種研究を行ない、「なりたい自分」の発見へと繋げることで学生の将来設計の構築をサポートしている。具体的に、法学部においては、法律専門職や不動産業、公務員関連の各種事例が理解可能となる授業カリキュラムを展開している。経済学部においては、金融業、情報通信業、製造業など、幅広い業界で活躍できる人材育成を目指して、経済構造を読み解くことを意識した事例を取り上げたカリキュラムを実施している。経営学部及び国際学部においては、キャリア教育科目を全員履修の科目に設定し、3年間一貫したキャリア教育を展開している。経営学部の特徴としては、必修のインターンシップ科目と連動させた企業が抱える課題解決の事例を取り上げ、国際学部においては異文化理解を中心に文化的背景を持つ他者と協力しながら社会の一員として活躍できる能力を養うキャリア教育を実施している。

②多様化する採用選考に対応するための各種就職支援プログラムの展開

キャリアセンターでは、職業観の醸成及び就業意識向上を目的とした各種講座を実施している。具体的には、就職活動が本格的に始まる3年次を対象に、円滑な就職活動が行えるよう、業界研究の進め方や就職活動スケジュールの確認、採用選考に向けた自己PR作

成及び面接対策などの理解を深めるための「就活シリーズ講座」を実施している。また、企業採用担当者による業界研究セミナーでは、最新の業界動向や求められる資質・能力を認識し、自らの視野を広げ、実際に働くイメージを具体化させる取り組みを行なっている。3年次の9月には、在籍学生全員との進路面談として「3年生一斉面談」を実施し、希望進路や就職活動の準備状況の確認、今後の活動計画について把握し、その後の効果的な個別支援へと繋げている。また、3年生支援の中核的行事として位置付けている「就活実践Camp」は、例年300人規模の学生が参加し、企業の採用担当者による模擬面接等、実践プログラムを中心に体験するなど、学生の主体性に重点を置いた支援行事を実施している。併せて、学部独自の早期就活セミナーを実施しており、学部教育での学びを、就職活動や採用選考時の材料として最大化できるよう学部単位でも取り組んでいる。

さらに、学内での「合同（個別）会社説明会」を定期的に開催し、求人情報の安定的な確保と、学生と企業の接点（マッチング）強化を図っている。

その他、SPI試験等の筆記試験対策講座をはじめとする、各種のキャリアガイダンスを実施している。

③就業力育成に向けたインターンシップ

本学では、平成13（2001）年度より、就業体験を中心とするインターンシッププログラムを展開している。このインターンシップは、派遣先の就業体験と併せて、入念な事前・事後研修を行っている。事前研修では、実習先に赴く前段階での意識向上とビジネスマナーの習得、参加目的を明確にするためのガイダンスを実施している。事後研修では、社会領域での体験の振り返りを共有する報告会を実施し、自らの職業観の形成と今後の就業力向上に向けた指導、アドバイスをを行っている。受け入れ先の開拓はキャリアセンターが主となり、企業や各種団体に対し受入依頼を行ない、本学主催のプログラムに加え外部団体が主催するものがある。

上記の取り組みに加えて、海外における就業体験を目的とする海外インターンシップを実施している。実績のある派遣国としては、タイやベトナムなどの東南アジアの現地法人企業、イタリア・フランスなどで、観光業界（旅行会社・ホテル）や輸入事業を手掛ける企業への派遣を行っている。その他、経営学部独自のインターンシッププログラムを構築しており、学部独自によるPBL型プログラムも新たに実施している。

コロナ禍においても、学生の職業観及び就業意識の向上を図ることを目的に、オンラインを効果的に活用した就業体験プログラムの開発、運営を行っている。

④キャリアセンター、公務就職支援室での個別支援

キャリアセンターでは、3・4年配当の演習（ゼミ）単位に専任のキャリア支援担当者を配置し、個別支援体制の構築・強化を図っている。また、キャリアコンサルタント（国家資格）、キャリアコンサルティング2級技能士（国家資格）を持つ職員による専門的なカウンセリングや応募書類の添削、模擬面接の実施、求人紹介などの就職支援体制を整え、日々の学生相談の対応にあたっている。継続的かつ効果的な学生相談が重要となるため、「学修ポートフォリオ」システムに、学生の資格取得状況や課外活動情報、履修状況、成績情報に加えて、就職活動に関する情報も同様に蓄積されることで、学生個々の状況に応じた継

続的、効果的支援、指導が可能となっている。

また、各学生の属性に合わせた支援体制も整えている。外国人留学生に対する支援では、各学部や国際教育交流センター、外部機関である外国人雇用サービスセンターなどとの連携の下、就職支援行事を実施している。その他にも、公務員志望者に対しては、開設3年を迎えた公務就職支援室を軸に、公務経験を有する実務家教員と専属職員による個別指導並びに各種講座の実施、情報発信を行うなど、学生個別のニーズに応じた進路・支援を展開している。

⑤正課外の資格取得支援の取り組み

資格取得支援を行うエクステンションセンターにおいては、キャリア形成・就職支援の観点から、「正課の学びを資格に活かし、資格の学びを正課に活かす」教育の実現に向け取り組んでいる。

資格取得に向けた支援として、日商簿記検定・TOEIC®・宅地建物取引士資格・リテールマーケティング（販売士）検定・秘書検定・情報系各資格など、就職に役立つ資格から難易度や専門性の高い資格まで、法律系・会計系・語学系など6分野・28講座の資格取得講座を開講している。資格講座については、各学部学科のDP、CPに基づき設定した学部推奨資格のほか、企業や学生のニーズ、社会経済情勢等を踏まえ、毎年度検討を行ない選定している。

併せて、本学では公務員採用試験合格、法科大学院進学、公認会計士や司法書士などの難関国家資格試験合格を目指すSコース（特修講座）を開講しており無料で受講できる制度を整えている。また、体育会学生向けの「公務員アスリートクラス」の設置など、学生個人の活動環境や希望進路、学修の進捗状況を踏まえ、柔軟かつ効果的に支援を行っている。そして、これらの講座のほとんどを大学キャンパス内で開講し、受講環境の整備を行うことで正課授業と両立できる体制を整えている。この他、エクステンションセンター窓口において、各種講座における個別の学修相談や書籍・関連資料の貸し出し等も行い、資格取得支援を進めている。

また、各講座の実施形態では、コロナ禍での環境変化にも対応できるようオンデマンド講座への移行等、常に学生が受講できる体制を整え、継続した学生の資格取得に向けた意識の向上と成果の増大を図っている。

⑥就職活動等に係る経済的支援の取り組み

本学では、従来から就職活動に伴う経済的な負担軽減を図るため、首都圏を中心に就職活動を行う学生に対しての宿泊施設利用補助（提携会社運営の寮への宿泊）制度を設けている。その他にも、就職活動で必要となる各種証明書（卒業見込証明書、健康診断証明書、成績証明書）などの無料発行に加え、大学専用の履歴書や送付用封筒についても配布を行っている。

また、資格取得を促す取り組みとして、Sコース（特修講座）はすべて受講料を無料、資格講座においては受講料を年2回まで5,000円割引とする教育補助制度を設け、経済的負担を軽減する体制を整えている。

以上のとおり、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制が整備されている。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

少子高齢化社会の加速に加え、コロナ禍による産業・経済の構造的変化に伴う雇用の多様化や早期化など、学生を取り巻く雇用環境は、若干の良化に向けた回復傾向は見られるものの、未だ不透明な状況と言える。このような環境下、学生の就職支援やキャリア支援を担うキャリアセンターの役割は、「一人でも多くの学生を進路決定へと導く」ことである。また、企業の採用活動は、その早期化により拍車が掛かり、学生の就職活動に大きな影響を与えている。そのため、キャリアセンターでは、学生の志望ニーズに適切かつ的確に対応することができる支援力量の向上が重要となる。また、採用選考の早期化に伴い、各種支援プログラムの実施スケジュールの見直しや内容の最適化を図る必要があり、今後、適切な指導へと繋げるための課題となる。そのため、キャリアセンターでは、各学部・関連部署との更なる連携を図り、学生に対するキャリア支援の展開をより組織的に進めていく。本学が学生のキャリア支援の充実に向け、組織化しているキャリア支援委員会、キャリアセンター会議、学部との合同会議（意見交換会）をはじめとする、各諸会議での前進的な議論の活性化をより進め、教職協働による各種キャリア支援の展開が必須である。

併せて、キャリア教育では、「教学マネジメント指針」で示されている教育成果の把握、測定、学修成果の可視化に取り組む必要がある。また、それを活用した教育の見直しと改善を通じて、「教育の質」並びに「就職における質」保証に向けた、より適切なキャリア支援の展開が求められる。そのため、キャリアセンターでは、引き続き全学的なキャリア支援組織強化に向けた取り組みに加え、学生相談環境の更なる充実と学生に効果的な各種支援プログラムの提供を追求していかなければならない。また、個々の学生支援の充実と不透明な雇用環境下にも屈しない安定的な求人確保による紹介（マッチング）を進め、学生及び保護者に対して安心感を与えることが、厳しい現況下では、優先すべき重要な取り組みとなる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生生活の安定のための支援体制として、学生部のもと学生課及び学生相談室を設置している。また、学生生活に関する事項について審議し、学生生活の向上充実を図ることを目的に学生生活委員会を設置している。

学生部（学生課、学生相談室）は、各学部及び教養部、教務部、国際教育交流センター、キャリアセンターなどの関連部門との連携を図りながら経済的支援、課外活動支援、留学

生支援など、学生生活の安定のために必要な支援に取り組んでいる。

学生生活委員会は、学生部長を委員長とし、各学部長及び教養部長、各学部及び教養部から選出された委員（各 2 人）、事務局長、学生相談室長代理、学生部次長、学生課長代理で構成しており、厚生補導、課外活動、保健衛生、個人相談、賞罰、その他学長から諮問される事項について審議を行っている。同委員会における審議結果については、各学部及び教養部教授会、課長会議で報告を行い、関連部門との連携を図りながら学生生活の安定のための支援に取り組んでいる。

学生生活委員会のほか、学生部会議（学生部長、事務局長、学生部長代理、学生部次長、学生課長代理）を開催し、学生生活支援に関する取組状況や各業務の進捗状況等について適宜確認を行い、必要な業務改善に取り組んでいる。また、課外活動支援の充実を図ることを目的に課外活動活性化小委員会を開催し、課外活動団体の指導体制の見直しやスポーツ推薦試験志願者獲得に向けた取組等、課外活動の活性化のための支援に取り組んでいる。

その他、本学独自の奨学金制度に関する奨学生の選考及び奨学金に関する諸事項を審議するための奨学金委員会を設置し、学業奨励奨学金規程（各学部奨学金、海外留学奨学金、資格取得奨学金）、課外活動奨励奨学金規程（入学時採用・在学時採用）に基づき、公平公正に奨学生の選考を行っている。

1) 経済的支援

学生の経済的支援については、学外機関（独立行政法人日本学生支援機構、民間育英団体、地方公共団体等）による奨学金制度及び本学独自の奨学金制度の案内・募集・申請受付、学費延納制度の運用により、様々な経済的事由により学業継続が困難な学生への経済的支援に取り組んでいる。

令和 2（2020）年度は、政府による学びの継続のための学生支援緊急給付金に 827 人が採用されたほか、高等教育の修学支援新制度（給付奨学金・授業料等減免）に 604 人が認定された。また、日本学生支援機構奨学金をはじめ、学外機関（民間育英団体等）が運営する奨学金制度の募集・申請受付・選考に関する手続きを行い、合計 13 種類（給付型 9 種類、貸与型 4 種類）に延べ 4,138 人の学生が利用している。

本学独自の奨学金制度としては、コロナ禍の中で、アルバイト収入の激減並びに家計急変などの影響による困難を少しでも緩和し、学生の学修環境を整え、安心して授業を受けることができるための一助となるよう、全学生を対象にした緊急支援として「学業生活支援金」を支給した。令和 2（2020）年度は、一人あたり 5 万円（受給学生 3,568 人）、令和 3（2021）年度は、一人あたり 3 万円（受給学生 3,693 人）を支給した。

令和 2（2020）年度は、学業成績優秀者、資格試験合格者を対象とした学業奨励奨学金（経済学部奨学金（受給学生 6 人）・法学部奨学金（受給学生 4 人）、資格取得奨学金（受給学生 10 人）、法科大学院への進学を目指す学生を支援する法科大学院進学奨励奨学金（受給学生 9 人）、私費外国人留学生を対象とした私費外国人留学生奨学金（受給学生 529 人）、優秀な資質を有しながらも、経済的理由により学資の支弁に支障のある学生を対象とした教育後援会奨学金（受給学生 25 人）等、合計 19 種類（給付型 11 種類、学費減免型 8 種類）の奨学金制度を延べ 4,179 人に支給し、在学生の経済的支援と学業奨励、課外活動の活性化に取り組んでいる。

また、入学試験における学業成績優秀者を対象とした経済学部特別奨学生制度（受給学生 3 人）、経営学部特別奨学生制度（受給学生 2 人）、法学部特別奨学生制度（受給学生 4 人）、国際学部特別奨学生制度（受給学生 3 人）、高校在籍時に特定の資格を取得した受験生を対象とした資格取得奨学金（受給学生 92 人）、国際学部特別奨学生制度（資格型）（受給学生 4 人）を運用し、合計 6 種類（給付型 1 種類、学費減免型 5 種類）の奨学金制度を 108 人が受給し、新入生の経済的支援と学業奨励に取り組んでいる。さらに、高校在学時にスポーツ活動又は文化活動において優秀な成績を収めた者を対象とした課外活動奨励奨学金（受給学生 10 人）、抜群の能力と実績をもつ者を対象としたスカウト制度（受給学生 3 人）を活用し、本学課外活動の活性化と大学全体の活力向上に取り組んでいる。

また、令和 2（2020）年度は、コロナ禍の影響をはじめ、様々な経済的事由により、学費納付が困難な学生への支援策として、春学期・秋学期とも学費納納付期日の延長措置を講じたほか、指定期日までに授業料等学納金の納付が困難な学生に対しては、納付期限を延長できる学費延納制度を設けて、学生の修学機会の確保に努めている。

2) 課外活動支援

本学では、課外活動を学生同士のより良い人間関係の体験と創造をもたらし、学生の成長と人格形成に繋がる場として、学生のクラブ・サークル団体への加入促進や課外活動の活性化に向けた支援を実施している。

令和 2（2020）年度は、コロナ禍の影響により、各クラブ・サークル団体の活動が大きく制限された。このような中にあっても、課外活動が果たす社会的意義や教育的意義を踏まえ、学生の課外活動にかける思いや気持ちに寄り添いながら、学生・教職員（指導者）の健康と安全安心を確保できるよう、本学独自の「課外活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」、「課外活動再開に係る活動基準」を設け、感染予防対策と課外活動の両立の実現に取り組み、課外活動を介したクラスターの発生を防止することができている。また、学生生活委員会の下に設置された課外活動活性化小委員会で、感染予防対策と併せてコロナ禍における課外活動の活性化に関する論議・検討を行っている。

令和 3（2021）年度は、各クラブ・サークル団体との連携の下、感染予防対策を徹底した上で、入学式及び各学部オリエンテーション終了後に新入生を対象にした新入生クラブ・サークル勧誘行事を 5 日間実施したほか、体験練習会・見学会の実施、キャンパスガイド（冊子）の配布を行い、新入生の課外活動への加入促進に取り組んでいる。

令和 3（2021）年 5 月 1 日現在、本学のクラブ・サークル団体数は 55 団体で、各団体（体育会、文化会、友好会サークル）に所属する学生数は延べ 760 人で、延べ数に基づく所属率は 20.7%である（団体別の内訳については、下表 2-4-1 参照）。また、クラブ・サークル団体には、本学教職員を顧問に配置しており、競技指導だけでなく、修学支援や生活支援、就職活動支援を行っている。その他、学外クラブ指導者として、体育会クラブ 10 団体 14 人、文化会クラブ 1 団体 1 人を招聘し、各団体の競技力の向上に取り組んでいる。

表 2-4-1 課外活動団体数及び加入者数

団体数			合計	団体別加入者数（加入率）			合計
体育会	文化会	友好会		体育会	文化会	友好会	
19	12	24	55	322 人（8.8%）	159 人（4.3%）	279 人（7.6%）	760 人（20.7%）

クラブ・サークル団体の連盟登録費や大会登録費、その他活動に必要な費用（練習用具・機材等）の一部を助成する団体助成金制度を設け、各団体の活動に必要な経費等に対する財政支援を行い、対象団体の競技成績の維持・向上と部員の経済的負担の軽減に取り組んでいる。令和 2（2020）年度は、体育会クラブ 15 団体に対し、団体助成金の配分を行った。

学生が参加する各種ボランティア活動への支援として、八尾市役所地域安全課との連携による地域防犯活動（サークルによる青色防犯パトロールカーでの八尾市内巡回等）や八尾市消防本部との協定により、2016 年 7 月に発足された学生消防隊「SAFETY」による放水訓練や傷病者搬送訓練、AED の使い方講習等の開催を支援しているほか、八尾市消防本部の防災設備査察に同行するなど、積極的な防災支援活動を展開し、地域防災に取り組んでいる。

3) 心身に関する健康相談

学生相談室に臨床心理士資格を有するカウンセラー 2 人（専任 1 人、非専任 1 人）を配置し、コロナ禍における学生生活上の悩みや不安、その他学生や保護者が抱える様々な事項に対して、対面及びオンラインでのカウンセリング、電話相談、電子メールによる相談を花岡・八尾駅前両キャンパスで行い、相談者である学生や保護者の心の悩みや不安などを解消することができるよう支援に取り組んでいる。

発達障害をはじめとする配慮を要する学生への支援については、教職員間での情報共有を図りながら、必要に応じて保護者との連携を強化している。また、学内外の支援機関、医療機関と連携を図りながら、障害のある学生の修学支援、キャリア支援などに全学的に取り組んでいる。令和 2（2020）年度は、71 人（学生 33 人、教職員 28 人、保護者 10 人）が学生相談室を利用し、延べ 765 件の相談を実施している。

毎年新学期には、新入生を対象として、演習担当教員の協力を得て、UPI テストを実施し、心身の健康に不安や悩みを抱えている学生の早期発見に努め、教員による面談等、必要な対応を行っている。

学生の健康管理については、花岡・八尾駅前両キャンパスに医務室を設け、校医（産業医）の下で学生の健康管理を行っている。医務室には、医療従事者 4 人（医師、保健師・助産師（看護師））が配置され、新型コロナウイルス感染症などの感染症に対する予防・感染拡大防止への取り組みや啓発活動、突発的な疾病傷病に対する応急処置を実施している。その他、保健指導・健康相談（食育、熱中症、飲酒、喫煙等）を行い、学生が健康を保持増進できるよう支援している。

また、入学手続書類や毎年実施している定期健康診断で、学生一人ひとりの健康上の問題（身体の障害等含む）を早期に把握し、健康状態に応じた支援を行っている。

4) 留学生支援

外国人留学生に対する支援は、国際教育交流センターとの連携の下、私費外国人留学生奨学金制度（授業料 30%減免）による経済的支援、新入外国人留学生を対象にしたオリエンテーションの実施、キャリアセンターによる外国人留学生対象の就職説明会等の実施、各種サポート（在留資格・資格外活動更新申請、健康管理と医療・保険等）に関する支援を実施している。

また、国際教育交流センターによる定期面談（春学期・秋学期 1 回）を通じて、外国人留学生個々の修学状況や生活状況等の把握を行い、困難を抱えている留学生の早期発見に努めるとともに、教務課、学生課、学生相談室との連携を図りながら、コロナ禍の影響により未入国となっている外国人留学生への修学支援、学生生活支援を実施している。

外国人留学生宿舎として「I.S.D.布施（定員 47 人・女子専用）」「I.S.D.花園（定員 90 人・男子専用）」を設置し、国際教育交流センターが管理・運営を行っている。各留学生寮には、担当職員を配置し、施設設備の管理及び学生の生活相談に対応しているほか、年に 2 回災害を想定した避難訓練を実施し、学生の危機管理意識の醸成を図っている。

5) 学生の福利厚生

花岡キャンパス、八尾駅前キャンパスには、それぞれ食堂、学生ラウンジ等を設けているほか、学外にテーブル・ベンチを設置し、昼食時における学生の福利厚生の充実に取り組んでいる。

花岡キャンパスには、2 箇所の食堂施設のほか、学生ホール棟 2 階にカフェラウンジ、A 号館 1 階にスチューデントコモンズ、図書館別館 1 階にコンビニ・書店、八尾駅前キャンパスには、1 箇所の食堂施設のほか、2 階に学生プラザと 7 階にラウンジを設置し、学生が授業の合間などに自習や学生同士で交流を深めることができるスペースを設けている。コロナ禍における感染予防対策の一環として、職員による昼食会場の定期的巡回のほか、各昼食会場のテーブルに飛沫感染を防止するためのパーティションを設置し、食事を介したクラスターの発生を防止することができている。

また、教育・研修や課外活動への支援のための学外施設として、大阪府阪南市に野球場、グラウンド、宿泊施設を設置している。

以上のとおり、学生生活の安定のための支援がなされている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学業成績優秀者や所定の資格検定試験合格者を対象とした本学独自の奨学金制度をはじめ、学内外における各種奨学金制度について、演習クラスやホームページ、学内ポータルサイト「UNIVERSAL PASSPORT」等を通じた在学生への情報発信を強化し、学生の経済的支援と学業奨励の充実に努める。また、各学部の教育目標や推奨資格等と連動した制度となるよう、学業奨励奨学金（資格取得奨学金）の受給資格の見直しや、コロナ禍において経済状況が悪化し、学費支弁が困難な学生への経済的支援の充実を図るため、教育後援会奨学金（定時採用・応急採用）を効果的かつ柔軟に運用できるよう、同奨学金規程の選考に関する基準の見直しを継続して検討する。

コロナ禍において、課外活動に接する機会が減少した学年（1年生・2年生）に対し、クラブ・サークル紹介動画や体験見学会等の取組を積極的に展開し、課外活動に参加する動機付けと加入促進を図るとともに、各団体の競技力向上に関する支援を充実させ、課外活動の活性化に繋げる。

学生相談室による心身に関する相談体制を整備し、各学部及び関連部門との連携を一層強化し、様々な悩みや不安を抱える学生や発達障害等の障害のある学生への支援を充実させる。また、障害のある学生に対する理解を深め、より適切な学生支援を実施することができるよう、教職員対象のFD・SD研修を計画的に実施する。

コロナ禍における留学生の生活実態の正確な把握に努め、留学生の修学面、生活面、経済面等、学生生活全般の支援の充実を図る。

学生の福利厚生については、食堂業務委託業者との連携の下、引き続き感染予防対策の徹底を図るとともに、学生のニーズを踏まえた食事サービス（メニューの豊富化等）の充実を図り、学生の福利厚生の充実に努める。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

1) 2つのキャンパス体制

本学は、大阪府八尾市にある花岡キャンパスと八尾駅前キャンパスの2つのキャンパスに教育研究の拠点を置いている。

花岡キャンパスは、大阪平野を見下ろせる信貴山・生駒山の麓にあり、緑豊かな自然に恵まれており、各種教育施設とともに、多彩な文化・スポーツ活動の場を提供する都市近郊型キャンパスとして、学生が豊かな人間性を育成できる環境となっている。この花岡キャンパスでは、1・2年次の「共通教育科目」及び「専門教育科目」を中心とした正課授業や課外活動のほか、大学院経済学研究科経済学専攻・経営学専攻（修士課程）の授業を展開している。

一方、八尾駅前キャンパスは、八尾市街の中心に位置し、近鉄八尾駅から徒歩5分の好立地で22時まで開校しており、少人数教育に適し、充実したICT施設を備えた都市型キャンパスとして、学生が存分に学修や研究に打ち込める環境となっている。この八尾駅前キャンパスでは、3・4年次の「専門教育科目」を中心とした正課授業や各種資格講座を開講している。

両キャンパス間は、無料のスクールバスにより約20分で移動できる近距離にあり、ス

クールバスは、7時台から21時台まで、1日130便程度運行され、学生は両キャンパスを一体として活用することによって、それぞれの特性を活かした教育研究活動を展開している。また、スクールバスとは別に、教職員専用シャトルバスが、1日15便運行しており、教職員も両キャンパス間を不便なく移動することができる。

本学の校地・校舎面積は、大学設置基準上必要な面積を十分に確保している。

2) 教育・学生サービス環境

本学では、4学部・1研究科全てのCPにおいて、学生が主体的な学修を進めていくことができるように、能動的学修、双方向型教育、実践型・体験型学修等を積極的に取入れることを掲げており、こうした実践に適した教育環境の整備を行い、有効に活用されている。

花岡キャンパスには、講義室17室（収容人数99人以下5室、収容人数100人～150人以下10室、収容人数200人以上2室）、演習室23室（すべて収容人数30人以下）、実験・実習室1室、情報処理施設4室、語学学習施設20室（すべて収容人数50人以下）を設置しており、十分な教室を整備している。能動的学修・双方向型教育の展開に対応して、演習室・語学学習施設の設備整備とともに、E号館における「花岡アクティブラーニングスタジオ（HALS）」の設置をはじめとして、講義室においても可動機・イスの設置や視聴覚設備の標準化を順次進めており、教育環境の充実を図っている。

また、研究室103室、学長室、会議室、各課事務室、図書館、医務室、非専任講師室、学生相談室、学生自習室、学生控室、体育館、クラブハウス、文化会館、講堂、食堂、書店、売店、銀行ATM等を整備しており、教育研究や学生生活に必要なことはキャンパス内でまかなえるようになっている。花岡キャンパスにおいては、開放された芝生エリアが広がる「セントラルガーデン」や自然環境を活かし、緑の中のパーゴラで休憩できる「ふれあい池」などを整備しており、居心地良い環境で学生生活が送られている。「セントラルガーデン」については、平成29（2017）年度に、さらに芝生エリアを増設している。

八尾駅前キャンパスには、講義室11室、演習室20室、実験・実習室1室、情報処理施設1室、専任教員室、学長室、会議室、各課事務室、図書館、医務室、非専任講師室、学修指導室、学生自習室、学生プラザ、学生ラウンジ、ウッドデッキ、多目的室、カフェ、教員と学生との相談ラウンジなどを整備している。八尾駅前キャンパスは、全館無線LAN設備の整備やすべての演習室への電子黒板機能付きプロジェクター、一人掛可動機・イスの設置、学生証での入退室管理システムの導入など、充実した設備を備えた演習室となっている。また、「アクティブラーニング教室」や「プレゼンテーション教室」などの各種教室の設置とともに、講義室について最大収容人数を99人以下に設定し、プロジェクター・スクリーンを備えた教室環境を整備しており、少人数・双方向対話型の教育が徹底できるようにしている。

3) 体育施設及びその他の施設

体育施設としては、花岡キャンパスに総合体育館、グラウンド、テニスコートや弓道場、アーチェリー場を整備している。グラウンドは、サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール、陸上競技、軟式野球の練習等が行える多目的仕様になっている。総合体育館は、バスケットコートが3面取れる2階アリーナや3階観覧席、1階には卓球・剣道・空手等

の各種体育室、トレーニングルーム等を備えている。これらの体育施設は、共通教育科目としての健康分野の授業や課外活動で使用している。

また、阪南市箱作には、野球場・サッカーグラウンド・ラグビー場等を備え、クラブ・サークルの合宿やゼミ合宿（研修）等に利用できる阪南キャンパスを整備しており、学生のようなニーズに対応している。

さらに、これらの他、グラウンド（富田林・菅平）、留学生寮（花園・布施）等を配置している。

4) 安全性（耐震等）

安全・安心なキャンパスに向け、平成 18（2006）年に実施した耐震診断の結果、課題があるとされた花岡キャンパス等の建物については、計画的に耐震改修等の対応を行ってきた。平成 21（2009）年度から平成 29（2017）年度にかけて、6 棟の耐震改修、2 棟の解体撤去を順次実施し、これによって、本学における建物の耐震化は完了した。引き続き、非構造部材等の耐震対策については、点検及び対策を行い、キャンパスの安全性を維持・向上できるように努めている。

平成 23（2011）年 12 月に建設された八尾駅前キャンパスは、地域防災の課題において、地元の八尾市に対し、災害時の公共交通機関の運行停止等による帰宅困難者のための一時滞在施設として建物及び敷地内の一部使用を行うようにしている。

また、花岡キャンパスにおいては、平成 28 年（2016）年 4 月に、本学と八尾市消防本部との間で、消防本部の機能移転に関する覚書を締結し、洪水など大規模災害時に花岡キャンパスを八尾市消防署の本部機能と活動拠点の移転に伴う代替施設として提供することになっている。

さらに、令和 2（2020）年度からは、新型コロナウイルス感染症への対応のため、八尾市の自治体避難所の拡大が必要となり、本学の花岡キャンパスについて、臨時避難所として建物及び敷地内の一部使用を行うようになった。

その他施設設備等の安全管理に関しては、財務部管財課が各部署と連携して、法令に基づく点検等を行い、学生や教職員、来訪者の施設利用における安全性を確保している。また、自衛消防訓練として、通報訓練、避難・誘導訓練、消火訓練を実施した。

5) 適切な運営・管理

施設設備等の維持・運用は、所管部署である財務部管財課が担当している。建物・設備や物件の管理単位及び管理担当者等は、「固定資産及び物品調達管理規程」に定めており、これに基づき、組織的に日常的な維持・運用を行っている。教室設備は管財課、教務課及び情報科学センター等が、課外活動施設は管財課と学生課等が連携して維持・運用している。建築物・建築設備、エレベーター、消防設備、電気・ガス、浄化槽・貯水槽等の法定点検・運用はもちろん、学内清掃業務及び維持保全業務、庭園・樹木等に関しても、専門業者へ委託し、関連法令に則って行っている。

また、大学協議会の特別委員会である施設環境整備委員会において、施設設備等に関する整備計画及び利用計画等の検討を行っている。

学生からの施設・設備に対する意見・要望等については、これまでは主に「学生生活実

態・満足度調査」の実施を通して収集するとともに、クラブ・サークル生等からの意見・要望の受付により、学生課を窓口にして汲み上げている。それらの内容については、関連部署に適宜報告を行い、教育環境の整備に努めている。

大学設置基準を上回る校地、校舎を整備し、その施設設備は質及び量の両面において教育課程の運営に十分なものであるだけでなく、安全管理の面を含めて、施設設備を整備し、有効に活用していると判断している。さらに、教室用プロジェクターや PC の更新など、教育効果向上のため、最新の教育設備・機器の導入や継続的な更新・改善により、ICT を活用した能動的学修・双方向対話型教育の展開に十分対応した教育環境を整備している。

6) 新型コロナウイルス感染症予防対策と学修環境の整備と適切な運営・管理

令和 2 (2020) 年度は、感染予防・衛生管理の徹底と教育研究活動を両立させるため、花岡・八尾駅前の両キャンパスなどにおける新型コロナウイルス感染症予防対策を実施している。必要なフェイスシールドやアルコール消毒液などを欠かさないよう購入し、講義室教卓、図書館、食堂、事務室等への飛沫防止パーティションの設置、人体测温サーマルカメラの設置などを行った。さらに、花岡キャンパス B 号館、D 号館、E 号館に高機能換気設備（全熱交換器）を設置し、これによって、花岡・八尾駅前の両キャンパスの全教室への高機能換気設備の設置が完了した。令和 3 (2021) 年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症予防対策の維持・向上と学修環境の整備に努めるとともに、本学の学生・教職員、教職員の家族、近隣の教育機関、取引企業・近隣企業、文部科学省からの依頼による留学予定者等を対象に、新型コロナウイルスワクチンの職域接種（大学拠点接種）として、令和 3 (2021) 年 6 月～7 月に初回（1・2 回目）接種、令和 4 (2022) 年 2 月～3 月に追加（3 回目）接種を実施した。

この他、令和 2 (2020) 年度にはスクールバスを新たに 2 台、令和 3 (2021) 年度にも 1 台購入して合計 14 台とし、運行本数を増やすことで、通学する学生の密集・密接の緩和を図っている。

以上のとおり、校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理がなされている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 図書館

本学は、図書館を設置し、学術情報基盤として、学生が成長できる学修環境の整備に努めている。

図書館施設として、花岡キャンパスに本館（4 階建て、2895.4 m²）及び別館（2 階・3 階書庫、668.3 m²）があり、八尾駅前キャンパスの 11・12 階（846.3 m²）が図書館になっている。延べ面積は 4410 m²で、閲覧席は合計 459 席（花岡 370 席、八尾駅前 89 席）である。さらに、花岡キャンパス図書館には、グループワークエリア、PC コーナーなどを含む「HANAOKA Commons」を設け、学生の主体的な学修を支援している。PC コーナーには 45 台の PC を設置し、学生はオンライン授業やオンデマンド授業の受講、自学自修や研究のために利用することができる。

開館時間については、授業期間中は花岡キャンパスが平日 8:45～19:00、八尾駅前キャンパスは平日 8:45～22:00 としている。

蔵書については、両キャンパスで約 35 万冊（うち外国書約 7.5 万冊）の図書を所蔵し、1604 種（うち外国書 619 種）の雑誌を所蔵している。特に各授業で利用するテキスト・参考書の収集を行い、本学で開講している科目のテキスト・参考書がいつでも閲覧でき、授業前後の学修に活かせるよう「シラバス・コーナー」を設置している。電子資料は、電子ブックを令和 2（2020）年度より本格的に導入し、授業にかかわるテキスト・参考書及び学生の読書文化を形成する軽読書を中心に現在 548 点が学内外から利用可能である。また、オンライン・データベースは、経済・経営・法律分野及び新聞・雑誌分野のデータベースを導入しており、国内外の有用な情報源へのアクセスが可能となっている。本学未所蔵の資料については、国立国会図書館や他大学図書館との相互貸借や複写サービスを利用することで学生の要求に応えている。特に、一般に入手困難となっている資料にもアクセスができるよう、国立国会図書館が提供する「デジタル化資料送信サービス」を導入した。また、学術情報基盤を構築するため、令和 2（2020）年度に国立情報学研究所が提供する機関リポジトリを導入し、本学刊行の紀要に掲載された論文等の一般公開を順次進めている。令和 3（2021）年 5 月 1 日時点で 214 件を公開し、これまでに閲覧件数は延べ 3,295 件、ダウンロード件数は延べ 3,343 件となっている。

以上の施設、図書資料等を利用して、図書の閲覧、貸出、複写等の図書館サービスを提供してきた。また、正課の授業においては各学部と連携を図りながら初年次演習科目の全クラスを対象に ZOOM を利用して図書館ガイダンスを実施した。上回生に対しては図書館ガイダンスに加えてレポート作成や卒業論文の執筆を支援するレファレンス・サービスを実施している。さらに、図書館のウェブサイトの大幅なリニューアル及び蔵書検索システムの改善を行うことで、学生が図書館サービスを有効に活用できるようにし、図書館の公式 LINE を開設することで図書館の情報をいち早く受け取ることができるようにした。

新型コロナウイルス感染症の拡大時期においては、図書館サービスを止めることがないように、非来館型サービスを拡充してきた。令和 2（2020）年度には大学構内への立ち入り制限が行われたため、学外から一部の電子ジャーナルにアクセスできるサービスを開始し、図書貸出や文献複写の郵送サービスを実施した。また、感染状況が急拡大した一時期を除き、図書館をできる限り開館し、自宅では十分な学修環境が整っていない学生のために、感染予防対策を徹底しながら、図書資料や PC 等の学修環境を提供した。

2) ICT 環境

本学では、情報化を全学的な重点課題の 1 つに位置づけている。CP の中でも、学生が主体的な学修を進めていくことができるよう、能動的学修、双方向型教育、実践型・体験型学修等を積極的に取り入れるための手段として、ICT 等の教育支援ツールを使用した学修空間を形成することを掲げ、教育や学生サービスでの活用を積極的に推進している。

基幹ネットワークとしては、「大阪経済法科大学総合情報ネットワークシステム（NICE システム）」を整備し、花岡キャンパスと八尾駅前キャンパスの両キャンパス間を専用回線で接続しており、キャンパスのどこからでもスムーズにアクセスできる環境を構築している。

教育用の ICT 環境としては、両キャンパスで PC 教室 4 室（PC214 台）、PC 学習室 1 室（PC24 台）、学生自習用 PC59 台を設置しており、授業や自学自習等で活用している。

このほか、授業貸出用ノートパソコン全 158 台（花岡キャンパス 80 台・八尾 78 台）を導入しており、演習等における能動的学修に活用している。また、花岡キャンパスの主要教室と八尾駅前キャンパスの全講義室にはノートパソコンやプロジェクター・AV 機器等を常設しており、授業での視聴覚教材等の活用を円滑に行うことができる。加えて、多面スクリーンや複数のパソコンからワイヤレスで投影できる機器など、様々な ICT 設備を揃えた「花岡アクティブラーニングスタジオ（HALS）」や八尾駅前キャンパスアクティブラーニング教室を整備している。

教育用システムとしては、学修管理システム「ラーニングポータル」、「学修ポートフォリオ」、などを導入し、学生の自学自修や学修支援、修学指導に活用している。加えて、国際学部を中心に、正課授業を補完して英語力を効果的・集中的に養成するため、専用 e ラーニング「Net Academy NEXT」を導入している。学生サービスの面においては、「UNIVERSAL PASSPORT」「Web 履修登録」などのシステムを導入しており、学生は学内・学外からオンラインを通じて、大学からの各種連絡事項の閲覧や、科目の履修登録、自己の成績・出席状況の確認などを行うことができる。また、学生用 Web メールやストレージなどをクラウドサービスで提供している。さらに、授業の出席登録や八尾駅前キャンパスの入退室、図書貸出、各種証明書の発行手続、電子マネー等の機能を備えた IC カード学生証を導入し、サービス向上を図っている。

令和 2（2020）年度からは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う遠隔授業の実施のため、学修管理システムの増強のためのクラウド移行、同時双方向型授業の実施に必要な「Zoom ライセンス」の契約、学生の遠隔受講環境整備のためのノートパソコン及びモバイルルーターの無償貸与、Microsoft の包括契約（OVS-ES）の締結による全学生への Microsoft オフィスソフトの無償提供等を行った。また、遠隔授業用の動画教材を撮影するため、新たに E 号館 3F に ODS（OUEL Digital Studio）を設置し、スタジオ機材となる照明器具、大型ディスプレイ、動画編集用のパソコンと動画編集用ソフトウェアの整備し、授業動画の作成・編集等を行った。2021 年度春学期には、対面と遠隔の併用授業（ハイフレックス授業）を実現できるよう、専用のマイク・スピーカー一体型カメラを各教室に常設配備し、効果的にハイフレックス授業を実施できる環境を整備した。

今後も引き続き教育環境や学生サービスの充実・高度化に向けて、教学システムの更新や活用、学生間・学生と教職員間のコミュニケーション活性化のためのシステム整備など、ICT 環境の継続的な整備・充実に努める。

以上のとおり、実習施設、図書館等の有効活用がなされている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学は、最寄駅から徒歩 5 分の八尾駅前キャンパスを 22 時まで利用できるようにするとともに、花岡キャンパスへのアクセス環境の充実に努めている。また、両キャンパスにおいて無線 LAN 環境のもとで、種々の ICT 設備・機器を利用できるようにするなど、学生生活の利便性向上を図っている。

そして、バリアフリーへの配慮については、本学は、車いすの学生等、身体に障がいのある学生を受け入れる中で、授業支援、キャンパス内移動時の支援のために人員を確保するな

ど、事務局と学部が連携して、支援活動を整備・展開している。それとともに、施設設備面のバリアフリー化に向けて、点字ブロック盤、スロープ、手摺り、多目的トイレ、エレベーター内音声案内装置の設置、建物の出入口扉の自動化の拡張・修理等の対応を継続して実施している。

以上のとおり、バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性が図られている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学の教育特色の1つは、少人数・双方向型教育であり、このような双方向型教育を徹底するために、専門科目の多くが開講される八尾駅前キャンパスの講義室の収容人数を99人以下にし、充実したICT環境を整備している。令和2(2020)年度春学期における講義科目は、新型コロナウイルス感染症予防対策として遠隔授業に移行せざるを得なかったが、その受講者数は、八尾駅前キャンパスで平均52.3人、花岡キャンパスで平均69.1人であった。同年度秋学期には、一部対面での講義が行われ、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、学生間に必要なディスタンスをとって、密集・密接の緩和を図り、また、遠隔授業では受講者数の上限を200人程度に抑えるなど、適切な学生数管理を行っている(八尾駅前キャンパス:平均19.3人、花岡キャンパス:平均37.3人、遠隔授業:平均69.9人)。

そして、演習や外国語科目などについても、Zoom ライセンスの契約など教育環境を整備し、遠隔授業と対面授業とに関わらず、少人数・双方向型教育を徹底するよう、適切な学生数管理を行っている。

演習は20人程度を基本として授業運営を行っており、少人数クラスでの対話を重視し、グループワークやプレゼンテーションを行うことができる教室設備・備品・ハイフレックス授業環境を整えている。令和3年(2021)年度における4学部の各年次演習の平均クラス学生数は、1年次が20.4人、2年次が20.1人、3年次が20.2人、4年次(経営学部は平成31(2019)年度設置のため除く)が18.2人となっている。

令和3年(2021)年度における経済学部・経営学部・法学部の外国語科目は、1年次に必修としており、少人数教育を徹底している。1年次必修外国語の平均クラス学生数は18.9人である。国際学部の必修英語科目の平均クラス学生数は17.5人である。

PC教室を利用して実施する情報系の科目のうち、1年次の「情報リテラシー」ではクラスを指定して開講しており、令和3(2021)年度におけるその平均クラス学生数は43.6人である。

以上のように、授業を行う学生数の適切な管理がなされている。

(3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

本学は、中長期構想に基づき、キャンパス施設の充実・拡張のための情報収集及び調査を行い、計画検討を進める。

また、この間進めてきたキャンパス環境の整備に満足することなく、学生の要望や社会的要請を見据えつつ、教育環境の一層の充実を図る。教育目的を達成するため、2キャンパスのより一層の活用に向けて、学生本位の施設の整備・運用を進めていく。学生・教員のニーズを把握し、能動的学修や双方向型教育、また遠隔授業やハイフレックス授業等に十全に対応できるようICT環境の安定稼働と継続的な整備・充実に努める。そして、建物

等の長期的・安定的な維持及び施設設備の改修のため、修繕工事等を計画的に実施する。
花岡キャンパスへの交通アクセスの環境改善を図り、利便性の向上を目指す。

本学は今後も、教育研究活動の積極的展開と新型コロナウイルス感染予防対策の両立のため、必要な物的条件の確保に引き続き注力する。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望の把握については、「学生による授業・学修評価アンケート」を、全ての開講授業科目について、年 2 回（春学期・秋学期）実施している。また、令和 3（2021）年度は 6 月に遠隔授業に関するアンケートを併せて実施している。「学生による授業・学修評価アンケート」の中で、「教員は授業についての質問や相談に迅速にに応じてくれましたか。」との設問を設けている他、遠隔授業に関するアンケートでは遠隔授業における学修について意見・要望を募っており、教職員の学修支援に関わる回答も得られている。

アンケート結果の分析については教務部教務課が担い、教務委員会、教授会、研究科委員会で報告し、ホームページにも公表している。

検討結果については、教務委員会、教授会、研究科委員会、演習担当者会議で審議し、教員による個別の学修支援の改善に活用している。

一例として、「遠隔授業において質問に対する教員からのメール返信が遅い」との学生の意見・要望を受けて、教務委員会、教授会を通じて学生からの質問に対しては即時に返信することを確認し、全教員に周知するなど、全学的な改善につなげている。

以上のとおり、学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用がなされている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望については、「学生生活実態調査」を実施し、意見・要望を把握し、分析・検討結果を活用している。

調査結果の分析については学生部学生課が担い、学生生活委員会及び課長会議で報告し、各部門で改善に活用している。

例えば、「疾病により通学ができない」との意見・要望に基づき遠隔授業の受講を認める学生の範囲を変更したり、「新型コロナウイルス感染症の拡大により世帯年収が低下し学費納付が困難」との意見・要望を受けて独自の「学業生活特別支援金」を2020年度に引き続き2021年度も学生全員に給付するなどの活用を行っている。

以上のとおり、心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用がなされている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望の把握については、「学生生活実態調査」を実施し、意見・要望を把握し、分析・検討結果を活用している。

調査結果の分析については学生部学生課が担い、学生生活委員会及び課長会議で報告し、各部門で改善に活用している。

これまでに実施した各部門での改善の例としては、「図書館のPCが少ない」との意見・要望を受けたPCの追加購入・設置や、「スクールバスの便数が少ない」との意見・要望を受けたスクールバスの増便などが挙げられる。また、コロナ禍の下で遠隔授業を実施する中で、PCやインターネット環境を十分に整備できないとの意見・要望を受けて、ノートPCやモバイルWi-Fiルータの無償貸与を行った。

以上のとおり、学修環境に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用がなされている。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

学修支援に関する学生の意見・要望、及び学修環境に関する学生の意見・要望については、「学生による授業・学修評価アンケート」及び「学生生活実態調査」を継続実施し、把握に努める。その上で、分析の手法や具体的な検討結果の活用に結び付ける。

学生相談室による心身に関する相談体制を整備し、各学部及び教養部、関連部門との連携を強化し、様々な悩みや不安を抱える学生や発達障害等を有する学生への支援を充実させる。また、障害のある学生に対する理解を深め、より適切な学生支援を実施することができるよう、教職員対象のFD・SD研修を実施する。

【基準2の自己評価】

学生の受け入れについては、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、周知するとともに、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証を行い、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。

学修支援については、教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制を整備し、学修支援の充実を図っている。

キャリア支援については、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制を整備している。

学生サービスについては、学生サービス、厚生補導のための組織の設置や経済的な支援、学生の課外活動への支援を適切に行うとともに、学生の心身に関する健康相談、心的支援、

生活相談などを適切に行っている。

学修環境の整備については、校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理を行っており、教育目的の達成のために、快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用している。バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性に配慮し、授業を行う学生数を適切に管理している。

学生の意見・要望への対応については、学修支援に関する学生の意見・要望、心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望、学修環境に関する学生の意見・要望を、それぞれ把握・分析し、検討結果を改善に活用している。

以上のとおり、基準2「学生」の基準を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

各学部・学科、研究科各専攻のDPは以下のとおり、各学部・学科、研究科各専攻の教育研究上の目的を踏まえて策定されたものである。

また、各学部・学科、研究科各専攻のDPは、ホームページや履修要項で周知している。

■経済学部

経済学部経済学科の教育研究上の目的は「経済学部経済学科は、経済学を中心とする幅広い専門知識と経済学的思考能力を有し、内外の経済情勢の変化を踏まえつつ、経済社会が直面する諸問題を理解し、実学の精神を持って、グローバル化する現代社会の諸課題に創造的に対応できる人材の育成を目指して、教育研究を行う。」（大阪経済法科大学学則第2条第2項（1））と定められている。

一方、経済学部経済学科のDPは、以下のとおりである。

表3-1-1 経済学部経済学科DP

経済学部経済学科では、学士課程教育を通して以下の知識・能力を身につけている学生に対して「学士（経済学）」の学位を授与する。

1. 経済理論に関する専門知識と経済学的思考能力を身につけている。
2. 国際経済、都市経済、現代日本経済といった専門分野に関する深い知識を修得するとともに、グローバル経済と日本経済における諸課題を理解し、解決策を提案する能力を身につけている。
3. 経済理論の専門知識を応用し、経済全体の動向や諸問題を考察するための「実学としての経済学」を身につけている。
4. 情報活用能力、数的処理能力、日本語及び外国語能力、コミュニケーション能力とともに幅広い教養及び国際感覚を身につけている。
5. 経済学的思考を用いて、幅広い経済社会の一員として行動できる能力を身につけている。

教育研究上の目的の「経済学を中心とする幅広い専門知識と経済学的思考能力を有し」はDPで示されている知識・能力のうち主に1、2、4、「内外の経済情勢の変化を踏まえつつ、経済社会が直面する諸問題を理解し」は主に2、3、「実学の精神を持って、グローバル化する現代社会の諸課題に創造的に対応できる」は、主に2、3、5にそれぞれ反映されて

おり、経済学部経済学科のDPは教育研究上の目的を踏まえたものである。

■経営学部

経営学部経営学科の教育研究上の目的は「経営学部経営学科は、経営学を中心とする幅広い専門知識と多様な応用能力を修得し、技術革新やグローバル化の進展によって産業や社会システムが変化する中で、実践的な課題解決力を備え、現代ビジネスの諸課題に主体的・創造的に対応できる人材の育成を目指して、教育研究を行う。」（大阪経済法科大学学則第2条第2項（2））と定められている。

一方、経営学部経営学科のDPは、以下のとおりである。

表3-1-2 経営学部経営学科DP

経営学部経営学科では、その教育目的である「経営学を中心とする幅広い専門知識と多様な応用能力を修得し、技術革新やグローバル化の進展によって産業や社会システムが変化する中で、実践的な課題解決力を備え、現代ビジネスの諸課題に主体的・創造的に対応できる人材の育成」（大阪経済法科大学学則第2条第2項（2））を目指しており、学士課程教育を通して以下の知識・能力を身につけている学生に対して「学士（経営学）」の学位を授与する。

1. 経営学の基礎的な概念・理論・命題を理解した上で、経営管理論・商学・会計学といった経営学の諸領域から多様な知識や技能を身に付け、経営において生じる諸課題を解決する力を身につけている。
2. 情報活用能力、数的処理能力、日本語及び英語運用能力、コミュニケーション能力とともに幅広い教養及び国際感覚を身につけている。
3. 他者と協働しながら主体的に判断し、リーダーシップをもって行動する力を身につけている。
4. 産業や社会システムが変化するなかで、柔軟な発想と行動力をもって、新たな価値を創造していく力を身につけている。

教育研究上の目的の「経営学を中心とする幅広い専門知識と多様な応用能力を修得し」はDPで示されている知識・能力のうち主に1、2、「技術革新やグローバル化の進展によって産業や社会システムが変化する中で、実践的な課題解決力を備え現代ビジネスの諸課題に主体的・創造的に対応できる」は主に3、4にそれぞれ反映されており、経営学部経営学科のDPは教育研究上の目的を踏まえたものである。

■法学部

法学部法律学科の教育研究上の目的は「法学部法律学科は、基礎的な法学教育を土台として、法と政治についての高度な専門知識を授け、正義と公平を旨とするリーガルマインドをもって現代社会の諸課題に積極的に取り組む市民の育成を目指して、教育研究を行う。」（大阪経済法科大学学則第2条第2項（3））と定められている。

一方、法学部法律学科のDPは、以下のとおりである。

表3-1-3 法学部法律学科DP

法学部法律学科は、個人から国家間の諸関係に至るまでの現代社会の当面する諸課題を理解し、正義と公平に基づく法的素養を持って、その解決策を考える市民の育成を目指している。具体的には、法に基づいて紛争を解決する弁護士などの法律専門職、法治国家の担い手である公務員、コンプライアンスに対する考え方や意識を身に付けた企業などで働く人々の育成である。学士課程教育によって、以下の能力を身につけている学生に対して「学士（法学）」の学位を授与する。

1. 自由、平等、民主主義などの価値原理を基礎とする、法と政治に関する基本的専門知識を体系的に理解している。
2. 個人から国家に至るまで当事者の間で発生する諸課題を理解し、法的知識・技能をもとにして、多様な価値観や利害関係に適した解決策を考える力を身につけている。
3. グローバル化する現代社会の一員として、他者と協調・協働できる能力を身につけている。
4. 論理的な思考力と豊かな表現力とともに幅広い教養および実践感覚を身につけている。

教育研究上の目的の「基礎的な法学教育を土台として、法と政治についての高度な専門知識を授け」はDPで示されている能力のうち主に1、2、「正義と公平を旨とするリーガルマインドをもって現代社会の諸課題に積極的に取り組む」は主に3、4にそれぞれ反映されており、法学部法律学科のDPは教育研究上の目的を踏まえたものである。

■国際学部

国際学部国際学科の教育研究上の目的は「国際学部国際学科は、異文化理解と多文化共生を育み、豊かな国際感覚と優れたコミュニケーション能力を身につけるとともに、幅広い教養と専門性を備え、チームワークとリーダーシップをもって、国際的なビジネス・市民社会で活躍できる人材の養成を目指して、教育研究を行う。」（大阪経済法科大学学則第2条第2項（4））と定められている。

一方、国際学部国際学科のDPは、以下のとおりである。

表3-1-4 国際学部国際学科DP

国際学部国際学科は、異文化理解と多文化共生を育み、豊かな国際感覚と優れたコミュニケーション能力を身につけるとともに、幅広い教養と専門性を備え、チームワークとリーダーシップをもって、国際的なビジネス・市民社会で活躍できる人材の育成を目指している。国際性と学際性とする学士課程教育によって、以下の能力を身につけている学生に対し、「学士（国際学）」の学位を授与する。

1. グローバル化する現代社会の諸問題を理解し、理論と知識をもってその解決に向けて自ら考え、取り組む姿勢を身につけている。
2. 英語を中心として、国際コミュニケーションに必要なコミュニケーションのツールとスキルを活用する能力を修得している。
3. 国際社会の多様性を尊重しつつ、同時に自己のアイデンティティをもって行動することができる能力を修得している。

4. 異なる価値観や文化的背景をもつ他者と協力し、社会の一員として活躍できる能力と生涯にわたる就業力を身につけている。

教育研究上の目的の「異文化理解と多文化共生を育み、豊かな国際感覚と優れたコミュニケーション能力を身につけるとともに」はDPで示されている能力のうち主に2、3、「幅広い教養と専門性を備え」は主に1、2、「チームワークとリーダーシップをもって、国際的なビジネス・市民社会で活躍できる」は主に3、4にそれぞれ反映されており、国際学部国際学科のDPは教育研究上の目的を踏まえたものである。

■経済学研究科経済学専攻

経済学研究科経済学専攻の教育研究上の目的は「経済学研究科経済学専攻は、グローバル化・複雑化する経済現象の分析方法としての理論的、実証的及び歴史的アプローチを修得し、経済学に関する高度の専門知識を備え、現代社会が直面する経済的諸問題に対して解決の方策を提案できる高度の専門的職業人を養成することを目的とする。」（大阪経済法科大学大学院学則第6条第1項）と定められている。

一方、経済学研究科経済学専攻のDPは、以下のとおりである。

表3-1-5 経済学研究科経済学専攻 DP

経済学研究科経済学専攻では、その教育目的である「グローバル化・複雑化する経済現象の分析方法としての理論的、実証的及び歴史的アプローチを修得し、経済学に関する高度の専門知識を備え、現代社会が直面する経済的諸問題に対して解決の方策を提案できる高度の専門的職業人を養成すること」（大阪経済法科大学大学院学則第6条第1項）を目指している。修士課程教育を通して、以下の学識及び能力を身につけ、修了要件を満たした学生に対して「修士（経済学）」の学位を授与する。

1. グローバル化・複雑化する経済現象について、理論的、実証的及び歴史的アプローチから分析できる能力を身につけている。
2. これらのアプローチを用いて、国際経済と地域経済の双方の領域に関する専門的な学識を有し、複眼的な視点をもって、経済現象の本質を解明する能力を身につけている。
3. 修士課程の研究を通して、高度の専門的職業人に求められる、経済的諸問題の解決の方策を提案する能力を身につけている。

教育研究上の目的の「グローバル化・複雑化する経済現象の分析方法としての理論的、実証的及び歴史的アプローチを修得し」はDPで示されている学識・能力のうち主に1、「経済学に関する高度の専門知識を備え」は主に2、「現代社会が直面する経済的諸問題に対して解決の方策を提案できる」は主に3にそれぞれ反映されており、経済学研究科経済学専攻のDPは教育研究上の目的を踏まえたものである。

■経済学研究科経営学専攻

経済学研究科経営学専攻の教育研究上の目的は「経済学研究科経営学専攻は、グローバル化・情報化が進む現代企業経営の分析方法としての理論的、実証的及び歴史的アプローチを修得し、経営学に関する深い専門知識及び高度の実践的応用能力を備え、現代ビジネ

スの諸課題に対して解決の方策を提案できる高度の専門的職業人を養成することを目的とする。」（大阪経済法科大学大学院学則第6条第2項）と定められている。

一方、経済学研究科経営学専攻のDPは、以下のとおりである。

表3-1-6 経済学研究科経営学専攻 DP

経済学研究科経営学専攻では、その教育目的である「グローバル化・情報化が進む現代企業経営の分析方法としての理論的、実証的及び歴史的アプローチを修得し、経営学に関する深い専門知識及び高度の実践的応用能力を備え、現代ビジネスの諸課題に対して解決の方策を提案できる高度の専門的職業人を養成すること」（大阪経済法科大学大学院学則第6条第2項）を目指している。修士課程教育を通して、以下の学識及び能力を身につけ、修了要件を満たした学生に対して「修士（経営学）」の学位を授与する。 1. グローバル化・情報化が進む現代企業経営について、理論的、実証的及び歴史的アプローチから分析できる能力を身につけている。 2. これらのアプローチを用いて、経営管理領域、経営情報領域及び会計領域をはじめとした研究に取り組むことにより、経営学に関する専門的な学識と高度の実践的応用能力を身につけている。 3. 修士課程の研究を通して、高度の専門的職業人に求められる、経営的諸問題に対する解決策及び、新たな経営戦略に対する企画を提案できる能力を身につけている。

教育研究上の目的の「経済学研究科経営学専攻は、グローバル化・情報化が進む現代企業経営の分析方法としての理論的、実証的及び歴史的アプローチを修得し」はDPで示されている学識・能力のうち主に1、「経営学に関する深い専門知識及び高度の実践的応用能力を備え」は主に2、「現代ビジネスの諸課題に対して解決の方策を提案できる」は主に3にそれぞれ反映されており、経済学研究科経営学専攻のDPは教育研究上の目的を踏まえたものである。

以上のとおり、教育目的を踏まえた DP の策定と周知がなされている。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

DPを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、履修要項等を通じて、周知している。なお、本学では、進級基準を設けていない。

単位認定基準及び成績評価については、大阪経済法科大学学則及び各学部履修規程において以下のとおり定めている。

表3-1-7 単位認定基準及び成績評価

評語		GP	評点	評価基準
秀	S	4	90 点以上	各授業科目に定める学修の到達目標を達成し、特に優れた成果を修めている。
優	A	3	80 点以上 89 点以下	各授業科目に定める学修の到達目標を達成し、優れた成果を修めている。
良	B	2	70 点以上 79 点以下	各授業科目に定める学修の到達目標を達成し、良好な成果を修めている。
可	C	1	60 点以上 69 点以下	各授業科目に定める学修の到達目標を達成している。
不可	D	0	59 点以下	各授業科目に定める学修の到達目標を達成していない。

上記表の「評価基準」の各欄における「各授業科目に定める学修の到達目標」については、次のとおり、DPを踏まえて定められている。

各授業科目の具体的な成績評価の方法及び基準については、各学部・研究科において各授業科目をDPに基づき設計しており、授業科目ごとに「DPとの関連」「成績評価の方法・基準」の項目を設定し、シラバスにおいて周知している。

担当教員は、上記の大阪経済法科大学学則及び各学部履修規程の規定のもと、DPに基づき設定された「成績評価の方法・基準」のとおり、各授業科目の学修成果を厳格かつ適正に評価し、これに基づき、単位の認定を行っている。

卒業認定基準については、「4年以上在学して、所定の授業科目につき定められた単位を修得した者には、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定し、学位記を授与する。」（大阪経済法科大学学則第15条）と全学的に定めた上で、「所定の授業科目」については、各学部のDPを踏まえて策定している。卒業要件及び所定の授業科目については、大阪経済法科大学学則及び各学部の履修規程において定めているものであるが、履修規程は教務委員会、教授会、大学協議会の審議を経て、最終的には理事会で決議されるものであり、DPを踏まえて適切に設定されている。各学部の単位認定基準と卒業認定基準を記載している「履修の手引き」と「履修要項」を、ホームページと学生ポータルサイトで周知している。

大学院の修了認定基準については、「修士課程の修了の要件は、2年以上在学し、所定の授業科目について、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。」（大阪経済法科大学大学院学則第19条）と定めた上で、「所定の授業科目」については、各専攻のDPを踏まえて策定している。修了要件及び所定の授業科目については、経済学研究科履修規程において定めているものであるが、履修規程は教務委員会、研究科委員会、大学協議会の審議を経て、最終的には理事会で決議されるものであり、DPを踏まえて適切に設定されている。経済学研究科の単位認定基準と修了認定基準を記載している「履修の手引き」と「履修要項」をホームページと学生ポータルサイトで周知している。

以上のとおり、DPを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等

の策定と周知がなされている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

学部教育の単位認定にあたっては、シラバスに明示された成績評価の方法・基準に沿って行っている。また、全ての授業の初回及び12回目以降のいずれかの授業で、成績評価の方法・基準について学生に説明している。

教務委員会、各学部教授会、研究科委員会において、毎学期、定期試験の実施にあたっての基本方針について報告・審議・了承している。また、科目別の合格率目標を設定し、成績評価の平準化を行うために、成績評定の基準を定めている。

成績評価後は、毎学期、教務委員会で科目合格率一覧を出して報告・審議し、著しく不当に合格率が低い科目がないかどうかを確認し、そのような科目については各学部で個別に教員に聞き取りを行い、改善を図ることを合意して実行している。

また、大学院においては、修士論文の審査の基準を定め、学生に提示している。修士論文の審査及び最終試験は、大阪経済法科大学大学院学位規程に基づいて3人の審査委員により行っている。主査は、学位審査の公平性と中立性を確保するため、主指導教員以外の委員が担当し、最終試験は、修士論文を中心として、これに関連のある分野について、口述又は筆記により行っている。

卒業判定、修了判定にあたっては、教務委員会及び各学部教授会、研究科委員会で審議されており、卒業要件、修了要件を踏まえて厳正に適用されているものである。

以上のとおり、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用がなされている。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知については、まず、国際学部において、令和4（2023）年度教育課程変更に合わせてDPの改定を予定しており、学部の教育研究上の目的に基づき、改定を行う。また、他学部においても、2023年度に教育課程変更を予定しており、DPの改定を行うことも含めて、引き続き検討を行う。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準の策定と周知については、授業科目間の順次性や連関を示したカリキュラムツリーに基づき、カリキュラムマップにおいて、各授業科目のDPとの関連を明確に示す。そして、それらに基づき「学修の到達目標」をより厳密に設定し、単位の実質化を図る。

DPを踏まえた進級要件の策定と周知については、3・4年次演習における教育の充実等を目的として、学部ごとに進級要件の導入に向けた検討を進める。

DPを踏まえた卒業要件、修了要件の策定と周知については、DPに基づき、必修科目や専門教育科目単位数の再設定を進める。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

各学部・学科、研究科・専攻のCPは以下のとおり、各学部・学科、研究科・専攻の教育研究上の目的を踏まえて策定されたものである。

また、各学部・研究科のCPは、ホームページや履修要項で周知している。

■経済学部

経済学部経済学科の教育研究上の目的は「経済学部経済学科は、経済学を中心とする幅広い専門知識と経済学的思考能力を有し、内外の経済情勢の変化を踏まえつつ、経済社会が直面する諸問題を理解し、実学の精神を持って、グローバル化する現代社会の諸課題に創造的に対応できる人材の育成を目指して、教育研究を行う。」（大阪経済法科大学学則第2条第2項（1））と定められている。

そして、経済学部経済学科のCPは、ホームページに公表されている。このCPは、教育研究上の目的を踏まえ、そのために必要な教育課程の編成・実施の方針を定めたものである。

■経営学部

経営学部経営学科の教育研究上の目的は「経営学部経営学科は、経営学を中心とする幅広い専門知識と多様な応用能力を修得し、技術革新やグローバル化の進展によって産業や社会システムが変化する中で、実践的な課題解決力を備え、現代ビジネスの諸課題に主体的・創造的に対応できる人材の育成を目指して、教育研究を行う。」（大阪経済法科大学学則第2条第2項（2））と定められている。

そして、経営学部経営学科のCPは、ホームページに公表されている。このCPは、教育研究上の目的を踏まえ、そのために必要な教育課程の編成・実施の方針を定めたものである。

■法学部

法学部法律学科の教育研究上の目的は「法学部法律学科は、基礎的な法学教育を土台として、法と政治についての高度な専門知識を授け、正義と公平を旨とするリーガルマインドをもって現代社会の諸課題に積極的に取り組む市民の育成を目指して、教育研究を行う。」（大阪経済法科大学学則第2条第2項（3））と定められている。

そして、法学部法律学科のCPは、ホームページに公表されている。このCPは、教育研究上の目的を踏まえ、そのために必要な教育課程の編成・実施の方針を定めたものである。

■国際学部

国際学部国際学科の教育研究上の目的は「国際学部国際学科は、異文化理解と多文化共

生を育み、豊かな国際感覚と優れたコミュニケーション能力を身につけるとともに、幅広い教養と専門性を備え、チームワークとリーダーシップをもって、国際的なビジネス・市民社会で活躍できる人材の養成を目指して、教育研究を行う。」（大阪経済法科大学学則第2条第2項（4））と定められている。

そして、国際学部国際学科のCPは、ホームページに公表されている。このCPは、教育研究上の目的を踏まえ、そのために必要な教育課程の編成・実施の方針を定めたものである。

■経済学研究科経済学専攻

経済学研究科経済学専攻の教育研究上の目的は「経済学研究科経済学専攻は、グローバル化・複雑化する経済現象の分析方法としての理論的、実証的及び歴史的アプローチを修得し、経済学に関する高度の専門知識を備え、現代社会が直面する経済的諸問題に対して解決の方策を提案できる高度の専門的職業人を養成することを目的とする。」（大阪経済法科大学大学院学則第6条第1項）と定められている。

そして、経済学研究科経済学専攻のCPは、ホームページに公表されている。このCPは、教育研究上の目的を踏まえ、そのために必要な教育課程の編成・実施の方針を定めたものである。

■経済学研究科経営学専攻

経済学研究科経営学専攻の教育研究上の目的は「経済学研究科経営学専攻は、グローバル化・情報化が進む現代企業経営の分析方法としての理論的、実証的及び歴史的アプローチを修得し、経営学に関する深い専門知識及び高度の実践的応用能力を備え、現代ビジネスの諸課題に対して解決の方策を提案できる高度の専門的職業人を養成することを目的とする。」（大阪経済法科大学大学院学則第6条第2項）と定められている。

そして、経済学研究科経営学専攻のCPは、ホームページに公表されている。このCPは、教育研究上の目的を踏まえ、そのために必要な教育課程の編成・実施の方針を定めたものである。

以上のとおり、CPの策定と周知がなされている。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

各学部・学科、研究科・専攻のCPは、それぞれ冒頭に「学位授与の方針に基づき、以下のとおり教育課程の編成・実施の方針を定める」と記載されているとおり、各学部・学科、研究科・専攻のDPに基づいて定められており、DPで示されている知識・能力を身につけさせるために必要な教育課程の編成・実施の方針である。

具体的には、以下のとおり、CPとDPとが一貫している。

■経済学部

経済学部経済学科のDPは、以下のとおりである。

表3-2-1 経済学部経済学科DP

経済学部経済学科では、学士課程教育を通して以下の知識・能力を身につけている学生に対して「学士（経済学）」の学位を授与する。

1. 経済理論に関する専門知識と経済学的思考能力を身につけている。
2. 国際経済、都市経済、現代日本経済といった専門分野に関する深い知識を修得するとともに、グローバル経済と日本経済における諸課題を理解し、解決策を提案する能力を身につけている。
3. 経済理論の専門知識を応用し、経済全体の動向や諸問題を考察するための「実学としての経済学」を身につけている。
4. 情報活用能力、数的処理能力、日本語及び外国語能力、コミュニケーション能力とともに幅広い教養及び国際感覚を身につけている。
5. 経済学的思考を用いて、幅広い経済社会の一員として行動できる能力を身につけている。

一方、経済学部経済学科のCPは、ホームページに公表されているとおりであり、CPの「1. 幅広い知識を身につける教養学修」はDPで示されている知識・能力のうち主に4を、「2. 順次性に基づく専門学修」は主に1、2、3、5を身につけさせるためのものである。また、CPのその他の項目は、これらの知識・能力を効果的に身につけさせるための必修要件やカリキュラム体系について定められたものであり、CPとDPとは一貫している。

■経営学部

経営学部経営学科のDPは、以下のとおりである。

表3-2-2 経営学部経営学科DP

経営学部経営学科では、その教育目的である「経営学を中心とする幅広い専門知識と多様な応用能力を修得し、技術革新やグローバル化の進展によって産業や社会システムが変化する中で、実践的な課題解決力を備え、現代ビジネスの諸課題に主体的・創造的に対応できる人材の育成」（大阪経済法科大学学則第2条第2項（2））を目指しており、学士課程教育を通して以下の知識・能力を身につけている学生に対して「学士（経営学）」の学位を授与する。

1. 経営学の基礎的な概念・理論・命題を理解した上で、経営管理論・商学・会計学といった経営学の諸領域から多様な知識や技能を身に付け、経営において生じる諸課題を解決する力を身に付けている。
2. 情報活用能力、数的処理能力、日本語及び英語運用能力、コミュニケーション能力とともに幅広い教養及び国際感覚を身に付けている。
3. 他者と協働しながら主体的に判断し、リーダーシップをもって行動する力を身に付けている。
4. 産業や社会システムが変化するなかで、柔軟な発想と行動力をもって、新たな価値を創造していく力を身に付けている。

一方、経済学部経営学科のCPは、ホームページに公表されているとおりであり、CPの「1. コース制による体系的学修」「3. 順次性に基づく専門学修」はDPで示されている知

識・能力のうち主に1、3、4を、「2. 幅広い知識を身につける教養学修」は主に2を身につけさせるためのものである。また、CPのその他の項目は、これらの知識・能力を効果的に身につけさせるための必修要件やカリキュラム体系について定められたものであり、CPとDPとは一貫している。

■法学部

法学部法律学科のDPは、以下のとおりである。

表3-2-3 法学部法律学科DP

法学部法律学科は、個人から国家間の諸関係に至るまでの現代社会の当面する諸課題を理解し、正義と公平に基づく法的素養を持って、その解決策を考える市民の育成を目指している。具体的には、法に基づいて紛争を解決する弁護士などの法律専門職、法治国家の担い手である公務員、コンプライアンスに対する考え方や意識を身に付けた企業などで働く人々の育成である。学士課程教育によって、以下の能力を身につけている学生に対して「学士（法学）」の学位を授与する。

1. 自由、平等、民主主義などの価値原理を基礎とする、法と政治に関する基本的専門知識を体系的に理解している。
2. 個人から国家に至るまで当事者の間で発生する諸課題を理解し、法的知識・技能をもとにして、多様な価値観や利害関係に適した解決策を考える力を身につけている。
3. グローバル化する現代社会の一員として、他者と協調・協働できる能力を身につけている。
4. 論理的な思考力と豊かな表現力とともに幅広い教養および実践感覚を身につけている。

一方、法学部法律学科のCPは、ホームページに公表されているとおりであり、CPの「1. コース制による体系的学修」「3. 順次性に基づく専門学修」はDPで示されている能力のうち主に1、2、3、4を、「2. 幅広い知識を身につける教養学修」は主に4を身につけさせるためのものである。また、CPのその他の項目は、これらの能力を効果的に身につけさせるための必修要件やカリキュラム体系について定められたものであり、CPとDPとは一貫している。

■国際学部

DPは、以下のとおりである。

表3-2-4 国際学部国際学科DP

国際学部国際学科は、異文化理解と多文化共生を育み、豊かな国際感覚と優れたコミュニケーション能力を身につけるとともに、幅広い教養と専門性を備え、チームワークとリーダーシップをもって、国際的なビジネス・市民社会で活躍できる人材の育成を目指している。国際性と学際性を特質とする学士課程教育によって、以下の能力を身につけている学生に対し、「学士（国際学）」の学位を授与する。

1. グローバル化する現代社会の諸問題を理解し、理論と知識をもってその解決に向けて自ら考え、取り組む姿勢を身につけている。
2. 英語を中心として、国際コミュニケーションに必要なコミュニケーションのツールとスキルを活用する能力を修得している。
3. 国際社会の多様性を尊重しつつ、同時に自己のアイデンティティをもって行動することができる能力を修得している。
4. 異なる価値観や文化的背景をもつ他者と協力し、社会の一員として活躍できる能力と生涯にわたる就業力を身につけている。

一方、国際学部国際学科のCPは、ホームページに公表されているとおりであり、CPの「1. コース制による学修と卒業要件、学修・留学・進路支援制度」「2. 基礎から専門発展科目へつながる幅広い人文・社会科学等を通じた学際的学修」はDPで示されている能力のうち主に1を、「3. 実践的なコミュニケーション能力の育成」は主に2を、「4. 1年次からの海外体験、多彩な留学プログラム等の国際教育プログラム」は主に1、2、3を、「7. 体系的なキャリア教育と特別プログラム・資格取得支援」は主に4を、身につけさせるためのものである。また、「5. 少人数・双方向型、実践型教育」「6. 異文化理解と多文化共生を育む国際色豊かな教育空間」は、これらの能力を効果的に身につけさせるための教育方法や教育空間について定められたものであり、CPとDPとは一貫している。

■経済学研究科経済学専攻

経済学研究科経済学専攻のDPは、以下のとおりである。

表3-2-5 経済学研究科経済学専攻DP

- 経済学研究科経済学専攻では、その教育目的である「グローバル化・複雑化する経済現象の分析方法としての理論的、実証的及び歴史的アプローチを修得し、経済学に関する高度の専門知識を備え、現代社会が直面する経済的諸問題に対して解決の方策を提案できる高度の専門的職業人を養成すること」(大阪経済法科大学大学院学則第6条第1項)を目指している。修士課程教育を通して、以下の学識及び能力を身につけ、修了要件を満たした学生に対して「修士(経済学)」の学位を授与する。
1. グローバル化・複雑化する経済現象について、理論的、実証的及び歴史的アプローチから分析できる能力を身につけている。
 2. これらのアプローチを用いて、国際経済と地域経済の双方の領域に関する専門的な学識を有し、複眼的な視点をもって、経済現象の本質を解明する能力を身につけている。
 3. 修士課程の研究を通して、高度の専門的職業人に求められる、経済的諸問題の解決の方策を提案する能力を身につけている。

一方、経済学研究科経済学専攻のCPは、ホームページに公表されているとおりである。CPの「(1) 経済学の基礎理論及び研究方法を修得するため、「研究基礎科目」区分を設置する。」「(2) 経済現象の分析方法を修得するため、「専門科目」区分に、理論的、実証的及び歴史的アプローチに対応する「経済理論科目群」を設置する。」はDPで示されている学識及び能力のうち主に1を、「(3) 経済学に関する高度の専門知識を修得するため、「専門科目」区分に、国際経済と地域経済の双方の領域に対応する「応用経済学科目

群」を設置する。」「(4) 経済学の研究において関連が深い法学や政治学について研究できるようにするため、「関連科目」区分を設置する。」は主に2を、「(5) 経済的諸問題の解決の方策を提案する実践的応用能力を修得するため、「研究指導科目」区分を設置する。」は主に3を身につけさせるためのものであり、「(6) 学生が主体的に調査研究を進めていくことができるように、授業にアクティブ・ラーニング、双方向型教育（ディスカッション等）を取り入れ、一部の科目ではフィールドワーク等を取り入れる。」はこれらの学識及び能力を効果的に身につけさせるための授業方法について定めされたものであり、CPとDPとは一貫している。

■経済学研究科経営学専攻

経済学研究科経営学専攻のDPは、以下のとおりである。

表3-2-6 経済学研究科経営学専攻DP

経済学研究科経営学専攻では、その教育目的である「グローバル化・情報化が進む現代企業経営の分析方法としての理論的、実証的及び歴史的アプローチを修得し、経営学に関する深い専門知識及び高度の実践的応用能力を備え、現代ビジネスの諸課題に対して解決の方策を提案できる高度の専門的職業人を養成すること」（大阪経済法科大学大学院学則第6条第2項）を目指している。修士課程教育を通して、以下の学識及び能力を身につけ、修了要件を満たした学生に対して「修士（経営学）」の学位を授与する。 1. グローバル化・情報化が進む現代企業経営について、理論的、実証的及び歴史的アプローチから分析できる能力を身につけている。 2. これらのアプローチを用いて、経営管理領域、経営情報領域及び会計領域をはじめとした研究に取り組むことにより、経営学に関する専門的な学識と高度の実践的応用能力を身につけている。 3. 修士課程の研究を通して、高度の専門的職業人に求められる、経営的諸問題に対する解決策及び、新たな経営戦略に対する企画を提案できる能力を身につけている。

一方、経済学研究科経営学専攻のCPは、ホームページに公表されているとおりである。CPの「(1) 多様な領域にまたがる経営学の基礎理論及び研究方法を修得するため、「研究基礎科目」区分を設置し、「経営管理」、「経営情報」、「会計」からなる3つの科目領域の担当教員がオムニバス形式で指導する。」「(2) 経営学に関する理論的、実証的及び歴史的アプローチを用いて、経営学に関する深い専門知識と高度の実践的応用能力を修得するため、「専門科目」区分として「経営管理」、「経営情報」、「会計」からなる3つの科目領域を設置する。」はDPで示されている学識及び能力のうち主に1を、「(3) 経営学の研究において不可欠な英語運用能力の向上を図り、経営学の研究動向を把握するとともに、企業経営の法的側面について研究できるようにするため、「関連科目」区分を設置する。」は主に2を、「(4) 現代ビジネスの諸課題に対する解決の方策を提案する能力を修得するため、「研究指導科目」区分を設置する。」は主に3を身につけさせるためのものであり、「(5) 学生が主体的に調査研究を進めていくことができるように、授業にアクティブ・ラーニング、双方向型教育（ディスカッション等）を取り入れ、一部の科目ではフィールドワーク等を取り入れる。」はこれらの学識及び能力を効果的に身につけさせるため

の授業方法について定められたものであり、CPとDPとは一貫している。

以上のとおり、DP と CP との一貫性が確保されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

各学部・学科、研究科・専攻で、以下のとおり、CPに即した体系的な教育課程を編成し、実施している。

また、すべての授業科目について統一した書式のシラバスを作成しており、教務委員会・学部教授会・大学院研究科委員会で全学的に確認された「シラバス作成のためのガイドライン」に基づき、科目担当者がシラバスを執筆する。シラバスは、「テーマ」「授業の目的及び概要」「履修条件」「DPとの関連」「学修の到達目標」「授業の方法」「フィードバックの方法」「アクティブ・ラーニングの取組み」「実務経験のある教員による授業科目」「テキスト」「参考書」「成績評価の方法・基準」「この科目の履修にあたって」「授業計画・事前事後学修」などから構成されており、学部長、研究科長の統括の下、DP及びCPに基づいて作成され、学部の教授会及びFD委員会、研究科委員会等で相互検証を実施し、適宜見直したうえで内容を確定している。複数の担当者が行う科目も、科目主担を定め、シラバスに基づいて同一の内容・方法で実施している。

そして、1単位当たりに必要な学修時間（45時間）を確保することで単位の実質化を図るとともに、各年次にわたって適切に履修することで学修の質を向上させることを目的に、履修登録単位数の上限を、各学期26単位、年間48単位としている。

■経済学部

経済学部では、CP に基づき、共通教育科目と専門教育科目からなるカリキュラムを編成しており、「専門教育科目」は、「学部基礎科目」、「学部共通科目」、「経済理論」、「経済史」、「経済政策」、「都市経済」、「財政金融」、「国際経済」、「社会政策」など、体系的に科目を編成し、実施（開講）している。学部基礎科目のうち「経済学基礎」については、全学部生が1年次に経済学の基礎知識を修得することができるよう、必修科目としているほか、学部共通科目のうち、14単位以上を選択必修科目として、発展的な学修の基礎となる知識を着実に身に付けることのできるカリキュラムとなっている。

また、専門教育科目を体系的に学修するため、1年次における基礎的な学修に基づいて、希望するコースを2年次に選択するコース制を採用しており、「経済理論コース」、「国際経済コース」、「都市経済コース」、「現代日本経済コース」を設置している。各コースの学びの中心と位置付けられる科目を「コース基本科目」とし、16単位を選択必修とするなど、学生が自身の専攻分野について専門的・順次的に学修することのできるカリキュラムとなっている。

そして、全ての学年で演習科目を設置し、1～3年生は履修指定（必須履修）、4年生は必修として、専門分野を深める少人数教育の中心科目として運営している。

■経営学部

経営学部では、CP に基づき、共通教育科目と専門教育科目からなるカリキュラムを編

成しており、「専門教育科目」は、「専門基礎科目」、「専門共通科目」、「経営学」、「商学」、「会計学」、「経営情報」、「体験型学習」など、体系的に科目を編成し、実施（開講）している。専門基礎科目のうち「経営学基礎」、「会計学基礎」については、全学部生が1年次に経営学及び会計学の基礎知識を修得することができるよう、必修科目としているほか、学部共通科目のうち、20単位以上を選択必修科目として、発展的な学修の基礎となる知識を着実に身に付けることのできるカリキュラムとなっている。

また、専門教育科目を体系的に学修するため、1年次における基礎的な学修に基づいて、希望するコースを2年次に選択するコース制を採用しており、「ビジネスデザインコース」、「組織・人材マネジメントコース」、「企画マーケティングコース」、「会計専門職コース」を設置している。各コースの学びの中心と位置付けられる科目を「コース基本科目」とし、20単位を選択必修とするなど、学生が自身の専攻分野について専門的・順次的に学修することのできるカリキュラムとなっている。

そして、全ての学年で演習科目を設置し、1～3年生は履修指定（必須履修）、4年生は必修として、少人数教育の中心科目として運営している。

■法学部

法学部では、CPに基づき、共通教育科目と専門教育科目からなるカリキュラムを編成しており、「専門教育科目」は、「入門科目」、「基礎法系」、「公法系」、「刑事法系」、「民事法系」、「企業法系」、「社会法系」、「国際法系」、「政治学系」、「外国法系」など、体系的に科目を編成し、実施（開講）している。入門科目のうち「法学の基礎」については、全学部生が1年次に法学の基礎知識を修得することができるよう、必修科目としているほか、「戦後法制史」、「憲法概論」、「憲法学Ⅰ」、「刑法総論（概論）」、「民法総則Ⅰ」、「政治過程論Ⅰ」、「国際政治学Ⅰ」の7科目から3科目6単位以上を選択必修科目として、発展的な学修の基礎となる知識を着実に身に付けることのできるカリキュラムとなっている。

また、専門教育科目を体系的に学修するため、1年次における基礎的な学修に基づいて、希望するコースを2年次に選択するコース制を採用しており、「法曹・法律専門職コース」、「公務員コース」、「企業キャリアコース」を設置している。各コースの学びの中心と位置付けられる科目を「コース基本科目」とし、16単位を選択必修とするなど、学生が自身の専攻分野について専門的・順次的に学修することのできるカリキュラムとなっている。

そして、全ての学年で演習科目を履修指定（必須履修）として設置し、少人数教育の中心科目として運営している。

■国際学部

国際学部では、CPに基づき、共通教育科目と専門教育科目からなるカリキュラムを編成しており、「専門教育科目」を「専門基礎科目」、「専門発展科目」などに区分した上で、「専門発展科目」をさらに「国際理解科目群」、「コミュニケーション科目群」、「国際ビジネス関連科目群」に区分して科目を配置するなど、体系的に科目を編成し、実施（開講）している。

英語教育を重視して、「Intensive English W/RⅠ」、「Intensive English W/RⅡ」、「Intensive English L/SⅠ」、「Intensive English L/SⅡ」、「Advanced English W/RⅠ」、

「Advanced English W/R II」、「Advanced English L/S I」、「Advanced English L/S II」の 8 科目 16 単位を必修（留学生は日本語能力に応じて日本語科目または英語科目いずれかを必修）としている。そして、留学・国際体験を重視し、「海外語学研修」または「フィールド・プロジェクト I」のいずれかを選択必修としている。

また、専門教育科目を体系的に学修するため、1 年次における基礎的な学修に基づいて、希望するコースを 2 年次に選択するコース制を採用しており、「国際コミュニケーションコース」「グローバルビジネスコース」を設置している。「国際コミュニケーションコース」を選択した者は、コミュニケーション科目群から 30 単位以上、国際ビジネス関連科目群から 10 単位以上を修得すること、「グローバルビジネスコース」を選択した者は、コミュニケーション科目群から 10 単位以上、国際ビジネス関連科目群から 30 単位以上を修得することと定めるなど、学生が自身の専攻分野を中心に専門的・順次的に学修することのできるカリキュラムとなっている。

そして、全ての学年で演習科目を設置し、1 年生は必修、2～4 年生は履修指定（必須履修）として、少人数教育の中心科目として運営している。

■経済学研究科経済学専攻

CP に即して、教育課程を体系的に編成し、実施している。

具体的には、授業科目を講義科目の「研究基礎科目」、「専門科目」、「関連科目」と、演習科目の「研究指導科目」の 4 区分に分類した上で、「専門科目」を「経済理論科目群」と「応用経済学科目群」に区分し、さらに「応用経済学科目群」を「国際経済関連領域科目群」「地域経済関連領域科目群」の 2 領域に区分し、それぞれの領域に科目を配置するなど、体系的に科目を編成し、実施（開講）している。

専門科目のうち「ミクロ経済学特論 I」、「ミクロ経済学特論 II」、「マクロ経済学特論 I」、「マクロ経済学特論 II」、「計量経済学特論 I」、「計量経済学特論 II」については必修とし、全研究科生が研究に必要な学識を修得することができるようにしている。

また、研究指導を重視し、「研究指導 I」、「研究指導 II」を必修としている。実施（開講）にあたっては、1 教員あたり指導学生 1～3 人程度として、2 年間かけて研究指導を行い、修士論文を作成させている。

■経済学研究科経営学専攻

CP に即して、教育課程を体系的に編成し、実施している。

具体的には、授業科目を講義科目の「研究基礎科目」、「専門科目」、「関連科目」と、演習科目の「研究指導科目」の 4 区分に分類した上で「専門科目」を「経営管理」、「経営情報」、「会計」の 3 領域に区分し、それぞれの領域に科目を配置するなど、体系的に科目を編成し、実施（開講）している。

研究指導を重視し、「研究指導 I」、「研究指導 II」を必修としている。実施（開講）にあたっては、1 教員あたり指導学生 1～3 人程度として、2 年間かけて研究指導を行い、修士論文を作成させている。

以上のとおり、CP に沿った教育課程の体系的編成がなされている。

3-2-④ 教養教育の実施

本学では、「豊かな人間性と国際感覚にあふれた独創的で実践力に富む人材」（大阪経済法科大学学則第1条）の養成という使命に基づき、教養ある専門人の育成を目的に、教養教育を適切に実施し、各学部の DP、CP を支える教養教育の充実と質保証に努めている。

教養教育に関しては、各学部に通教育科目を配置している。共通教育科目は、基礎科目、一般教養科目、総合科目に大別される。

基礎科目は、1年次に身につけておくべき能力と知識を養成するための科目であり、具体的には、必修外国語科目、文章表現入門、数的処理ⅠA、数的処理ⅠB、基礎体育A、基礎体育B、経済学部及び法学部についてはこれに加えてキャリア開発A、キャリア開発Bで構成されている。

一般教養科目は、大学生として学んでおくべき基本的な教養知識を幅広く養うための科目であり、各学部のコース制とも関連した科目が配置されており、1年次推奨科目として、学部の専門教育を受けるために必要とされる基本的な知識や教養を身につけることを目的としている。「人文」、「社会」、「自然」、「情報」、「学際」、「健康」の6分野にわたる幅広い科目を網羅している。

総合科目は「情報」、「学際」、「健康」、「異文化理解」の4分野で構成されている。2年次から学修できる科目群として、基礎科目や一般教養科目で学修した中で関心をもった分野においてさらに深く追及したい学生、学部の専攻と関連して環境や人権などについて複数の視点から問題を考察したい学生などに履修を推奨している。

なお、令和2（2021）年度までは、教養部が教養教育の運営を担当しているが（大阪経済法科大学学則第2条の2「本大学に各学部の共通教育科目等を一括して運営するため、教養部を置く。」）、組織の再編により、令和3（2021）年度末で教養部を廃止し、令和4（2022）年度からは教務委員会のもとに設置する教養教育運営会議が各学部と連携し、教養教育を運営する予定である。あわせて、各学部の三つの方針に基づく一貫した学士課程教育という観点から、令和5（2023）年度からの教養教育の改編（科目の整理統合等）について検討を行っている。

以上のとおり、教養教育が適切に実施されている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

各学部、研究科において、アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫を行っている。

アクティブ・ラーニングについては、シラバスに「アクティブ・ラーニングの取り組み」という項目を設けており、各科目でアクティブ・ラーニングの要素が含まれる取り組みを行っている場合は、該当する取り組みの名称を記載している。

アクティブ・ラーニングの種類としては、PBL（課題解決型学修）、反転授業、ディスカッション、ディベート、グループワーク、プレゼンテーション、実習、フィールドワーク等を設けている。なお、アクティブ・ラーニングの要素を含む科目は、令和3（2021）年度開講科目全体の82%となっている。

アクティブ・ラーニングの一例として、経営学部インターンシップ・PBL型プログラム

において、シャープ株式会社の課題解決では、「大学（教育）におけるディスプレイ（Big Pad）の様々な利用シーンの具体化」に挑み、グループによるキャンパス内の実地調査やヒアリングを実施し、学生目線、教員目線、職員目線からディスプレイの様々な活用方法を発案し、シャープ株式会社へのプレゼンを行った。

また、各学部において、卒業研究を深めるための取組みとして「学生研究発表大会」を例年実施しており、研究成果の発表やそのための準備を通じて、知識・理解の習熟を深め、考える力を養うアクティブ・ラーニングを実施している。

以上のとおり、教授方法の工夫・開発と効果的な実施がなされている。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 3（2021）年度に、学長会議、教務委員会、各学部教授会において、教育課程の現状と検討課題について報告、審議するなどし、現在、令和 5（2023）年度の各学部の教育課程改革に向けた検討を行っているところである。

改革にあたっては、各学部の養成する人材像に基づき、学生の専門性を高め、考える力を養成するなど、教育重視の大学としてより高い学修成果を実現することを目的に、専門教育の体系性・順次性を強化する方向（コースの実質化）で科目の統廃合を進め、必修要件の拡充や教養教育の改革に伴う専門教育科目と共通教育科目の必要単位数の見直し等、卒業要件をより「厳格化」する方向性を確認している。

あわせて、中期的な教育課題として、進級要件の導入検討、留年制度の検討、学年暦の見直し、早期卒業、クォーター制など、重要な教学制度の構造改革について検討するとともに、必要な制度改正を進める。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

■経済学部

AP に沿って受け入れた学生に対し DP 及び CP を踏まえた学修成果の点検・評価方法を確立し、運用している。

まず、毎学期末に、在学生の単位取得状況、GPA 分布、授業科目ごとの合格率、成績分布、「学生による授業・学修評価アンケート」の結果を教授会で点検・評価している。

また、令和 2（2020）年度から「学修成果・学修時間・学修行動に関するアンケート」を毎年度末、全学年に対して実施している。これは 4 年生に対しては卒業時アンケートと

しても実施しているものであり、DP の理解度や到達度に関する自己評価をリッカート尺度を用いて回答させることで、その結果を点検・評価している。

併せて、経済の動向を把握し、ビジネスや生活に役立てる能力を養成することを目的として、3 年次の「演習ⅡA」「演習ⅡB」を中心に、経済学部全ての専門教育科目の学修を通じて「実学としての経済学」を修得させることとしており、学修成果の把握に活用するために、検討を進めている。2021 年度に改正した DP にも「実学としての経済学」を修得することを記載している。「実学としての経済学」を学部として重要な学修成果に位置付けていることは、履修要項及び履修ガイダンスを通じて学生に明示している。

また、経済系・情報系など学部推奨資格の合格状況を教務委員会、教授会で定期的に確認し、学修成果を点検・評価している。

学修成果としての調査研究の結果については、1 年次は「基礎演習合同発表会」、2・3 年次は「学生研究発表大会」で発表させており、学修成果を点検・評価している。

そして、4 年間の学修の集大成としての卒業論文又は卒業レポートの提出を義務付けており、卒業論文の提出数及びその評価を学修成果の指標としている。このことは履修ガイダンスや演習で繰り返し周知するなどして、学生に明示している。併せて、DP における「幅広い経済社会の一員として行動できる能力」、CP における「就業力」などの指標として、就職内定者数や公務員採用試験合格者数について教授会で定期的に確認し、学修成果を点検・評価している。

■経営学部

AP に沿って受け入れた学生に対し、DP 及び CP を踏まえた学修成果の点検・評価方法を確立し、運用している。

まず、毎学期末に、在学生の単位取得状況、GPA 分布、授業科目ごとの合格率、成績分布、「学生による授業・学修評価アンケート」の結果を教授会で点検・評価している。

また、令和 2（2020）年度から「学修成果・学修時間・学修行動に関するアンケート」を毎年度末、全学年に対して実施している。これは 4 年生に対しては卒業時アンケートとしても実施しているものであり、DP の理解度や到達度に関する自己評価を、リッカート尺度を用いて回答させることで、その結果を点検・評価している。

併せて、会計系・ビジネス系など学部推奨資格の合格状況を教務委員会、教授会で定期的に確認し、学修成果の点検・評価に活用している。

学修成果としての調査研究の結果については、「学生研究発表大会」で発表させており、個人の学修成果を点検・評価している。

そして、4 年間の学修の集大成としての卒業論文もしくは卒業レポートの提出を義務付けており、卒業論文の提出数及びその評価を学修成果の指標としている。このことは履修ガイダンスや演習で繰り返し周知するなどして、学生に明示している。併せて、DP におけるそれぞれの知識・能力、CP における「キャリア形成」「就業力」などの指標として、就職内定者数やその業種・職種について教授会で定期的に確認し、学修成果を点検・評価している。

■法学部

AP に沿って受け入れた学生に対し、DP 及び CP を踏まえた学修成果の点検・評価方法を確立し、運用している。

まず、毎学期末に、在学生の単位取得状況、GPA 分布、授業科目ごとの合格率、成績分布、「学生による授業・学修評価アンケート」の結果を教授会で点検・評価している。

また、令和 2（2020）年度から「学修成果・学修時間・学修行動に関するアンケート」を毎年度末、全学年に対して実施している。これは 4 年生に対しては卒業時アンケートとしても実施しているものであり、DP の理解度や到達度に関する自己評価をリッカート尺度を用いて回答させることで、その結果を点検・評価している。併せて、法律系など学部推奨資格の合格状況を教務委員会、教授会で定期的に確認し、学修成果を点検・評価している。

学修成果としての調査研究の結果については、「学生研究発表大会」で発表させており、学修成果を点検・評価している。

そして、4 年間の学修の集大成としての卒業論文の執筆、顕彰論文への応募を推奨しており、その提出数及び評価を学修成果の指標としている。

法学部では、DP に掲げる「法に基づいて紛争を解決する弁護士などの法律専門職、法治国家の担い手である公務員、コンプライアンスに対する考え方や意識を身に付けた企業などで働く人々の育成」に向け、進路別のコース制を採用しており、法曹・法律専門職コースでは、法科大学院合格者数や卒業後を含む司法試験合格実績、公務員コースでは公務員採用試験の採用区分（職種）別合格者数、企業キャリアコースでは就職内定者数を、当該コースの学修成果を示す重要な指標の一つとして位置付けている。このことは履修ガイダンスや演習で繰り返し周知するなどして、学生に明示している。そして就職内定者数について教授会で定期的に確認するだけでなく、法科大学院、司法試験、司法試験予備試験、公務員採用試験等の合格をめざす学生については、4 年間を通じて、学生の学修状況、受験者数、合格者数等を教授会で定期的に確認し、学修成果を点検・評価している。

■国際学部

AP に沿って受け入れた学生に対し、DP 及び CP を踏まえた学修成果の点検・評価方法を確立し、運用している。

まず、毎学期末に、在学生の単位取得状況、GPA 分布、授業科目ごとの合格率、成績分布、「学生による授業・学修評価アンケート」の結果を教授会で点検・評価している。

また、令和 2（2020）年度から「学修成果・学修時間・学修行動に関するアンケート」を毎年度末、全学年に対して実施している。これは 4 年生に対しては卒業時アンケートとしても実施しているものであり、DP の理解度や到達度に関する自己評価を回答させることで、その結果を教育課程の改善に活用している。

国際学部では、TOEIC®スコアを学部の学修成果を示す重要な指標の一つとして位置付け、スコア 600 を学部の基本目標、730 を発展目標として設定しており、このことは履修要項や履修ガイダンス等を通じて、学生に明示している。TOEIC® Listening & Reading IP テストを学部として年 3 回定期的実施することで 1 年生から 4 年生までのスコアを把握し、その状況を教授会で定期的に確認し、学修成果を点検・評価している。

学修成果としての調査研究の結果については、1 年次は「ポスターセッション」、2 年生

は「プレゼンテーションコンテスト」、3、4 年生は「学生研究発表大会」で発表させており、学修成果を点検・評価している。

そして、4 年間の学修の集大成としての卒業論文又は卒業レポートの提出を強く推奨しており、卒業論文の提出数及びその評価を学修成果の指標としている。このことは履修ガイダンスや演習で繰り返し周知するなどして、学生に明示している。併せて、教育研究上の目的に掲げる「異文化理解と多文化共生を育み、豊かな国際感覚と優れたコミュニケーション能力を身につけるとともに、幅広い教養と専門性を備え、チームワークとリーダーシップをもって、国際的なビジネス・市民社会で活躍できる人材の育成」、それに基づく DP に掲げる各能力、CP における「就業力」などの指標として、就職内定者数やその業種・職種について教授会で定期的に確認し、学修成果を点検・評価している。

■経済学研究科経済学専攻及び経済学研究科経営学専攻

経済学研究科においては、修士論文を DP 及び CP を踏まえた主要な学修成果の指標として位置付けており、AP に沿って受け入れた学生に対し、そのことを、研究指導を通じて学生に明示するとともに、その点検・評価方法を確立し、運用している。

まず、主指導教員が日常的な指導を通じて点検・評価を行い、2 年次の始めには、論文の主題と研究計画を記載した研究計画書を、主指導教員を通じて研究科長に提出させることとしている。そして、最終的に提出された修士論文は、研究科委員会が定める 3 人の審査委員が審査し、口頭試問により最終試験を行い、評価している。

以上のとおり、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用が図られている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

■経済学部

3-3-①で記載した学修成果の点検・評価結果については、教授会、FD 委員会で都度報告し、点検・評価にもとづき、今後の改善課題について審議・了承し、教育内容・方法及び学修指導等の改善につなげている。

具体的には、授業科目ごとの合格率、成績分布、「学生による授業・学修評価アンケート」の結果は、各授業科目の担当教員にフィードバックするとともに、著しく水準が低い科目等については、学部長が当該担当教員に状況を確認し、授業改善に向けた助言や指導を行うなど、授業改善に活用している。卒業論文の提出数及びその評価は、次年度以降の演習教育を中心とする学部の教育課程の改善に活用している。

■経営学部

3-3-①で記載した学修成果の点検・評価結果については、教授会、FD 委員会で都度報告し、点検・評価にもとづき、今後の改善課題について審議・了承し、教育内容・方法及び学修指導等の改善につなげている。

具体的には、授業科目ごとの合格率、成績分布、「学生による授業・学修評価アンケート」の結果は、各授業科目の担当教員にフィードバックするとともに、著しく水準が低い科目等については、学部長が当該担当教員に状況を確認し、授業改善に向けた助言や指導を行うなど、授業改善に活用している。また、会計系資格などの合格状況については、個々の学生に対する学修指導や、次年度以降の正課内外の取り組みの改善に活用している。卒業論文の提出数及びその評価は、次年度以降の演習教育を中心とする学部教育課程の改善に活用している。

■法学部

3-3-①で記載した学修成果の点検・評価結果については、教授会、FD 委員会で都度報告し、点検・評価にもとづき、今後の改善課題について審議・了承し、教育内容・方法及び学修指導等の改善につなげている。

具体的には、授業科目ごとの合格率、成績分布、「学生による授業・学修評価アンケート」の結果は、各授業科目の担当教員にフィードバックするとともに、著しく水準が低い科目等については、学部長が当該担当教員に状況を確認し、授業改善に向けた助言や指導を行うなど、授業改善に活用している。また、法科大学院、公務員採用試験等の合格をめざす学生の学修状況、受験者数、合格者数等については、個々の学生に対する学修指導や、次年度以降の正課内外の取り組みの改善に活用している。卒業論文の提出数及びその評価は、次年度以降の演習教育を中心とする学部教育課程の改善に活用している。

■国際学部

3-3-①で記載した学修成果の点検・評価結果については、教授会、FD 委員会で都度報告し、点検・評価にもとづき、今後の改善課題について審議・了承し、教育内容・方法及び学修指導等の改善につなげている。

具体的には、授業科目ごとの合格率、成績分布、「学生による授業・学修評価アンケート」の結果は、各授業科目の担当教員にフィードバックするとともに、著しく水準が低い科目等については、学部長が当該担当教員に状況を確認し、授業改善に向けた助言や指導を行うなど、授業改善に活用している。また、TOEIC®スコアについては、個々の学生に対する学修指導や、次年度以降の正課内外における英語教育の改善に活用している。卒業論文の提出数及びその評価は、次年度以降の演習教育を中心とする学部教育課程の改善に活用している。

■経済学研究科経済学専攻及び経済学研究科経営学専攻

修士論文の評価は、高度の専門的職業人の養成に向けて、次年度以降の教育課程の改善や研究指導教員における指導の改善に活用している。

以上のとおり、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックが図られている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

■経済学部、経営学部、法学部及び国際学部

「学修成果・学修時間・学修行動に関するアンケート」について、継続実施するとともに、DP の到達度を計る質問項目の改善と分析強化、そのフィードバックによる学部教育の更なる改善の仕組みづくりを行う。

また、IR の取り組みを強化し、学修成果の点検・評価の充実につなげる。エンロールメントマネジメントの IR を試行的に実施し、入学から卒業までの様々な指標による学修成果の点検・評価とそのフィードバックを図る。

そして、卒業論文に関する教育改善の取り組みを進める。卒業論文の質的評価のためのルーブリックの開発と、それに基づく卒業論文の点検・評価を各学部で組織的に実施し、4 年間の学修成果の点検・評価として分析する。そして、卒業論文を軸にした教育改善の取り組みを進めていく。

■経済学研究科経済学専攻及び経済学研究科経営学専攻

修士論文に関する教育改善の取り組みを進める。修士論文の質的評価のためのルーブリックの開発と、それに基づく修士論文の点検・評価を組織的に実施し、学修成果の点検・評価として分析する。

【基準3の自己評価】

本学では、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を策定し、周知している。さらに、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を厳正に適用している。

また、教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されたカリキュラム・ポリシーを定め、周知している。カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成を行うとともに、教養教育を適切に実施している。アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をするとともに、教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用している。

そして、三つのポリシー、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を確立し、運用するとともに、学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

以上のとおり、基準3「教育課程」の基準を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの

確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの

確立・発揮

本学では、学長は「大学を代表し、建学の理念に基づき、学則その他制規の定めるところにより学務を統括運営する」（大学職制及び人事規則第 2 条）ことが明記されている。学長は大学全体の学務の統括者として、①大学協議会、②学長会議、③学部長会議の全ての会議の議長となり、これらの会議を運営し、リーダーシップを発揮している。

①大学協議会は、「大学の運営に関する重要事項について審議するため」（大阪経済法科大学学則第 53 条）大学の意思決定を行う機関として設置されている。そして、②学長会議は、「建学の理念と教育研究目的の実現に向け、事業計画に基づき全学的な大学改革を推進し、以って、教育の質保証と本学の発展に資するよう、必要な事項を検討する」（学長会議規程第 1 条）ことを目的に設置され、③学部長会議は、「教育の質保証を図るために、全学の教育課程を効果的かつ円滑に運営し、各学部及び教養部における教育内容及び教育方法の改善を進めることを目的」（学部長会議規程第 1 条）に設置されている。つまり、②学長会議が事業計画に基づく大学改革の推進について必要な事項を検討し、③学部長会議が、全学の教育課程の運営、各学部及び教養部における教育内容及び教育方法の改善を進めることを目的にしており、大学の事業計画の推進、大学改革の推進、各学部及び教養部における教育改革の推進のための中心となる会議であり、本学における内部質保証の要となり、教学マネジメントの軸となっている。

学長が議長を務める以上の各会議において、大学の事業計画の推進、大学改革の推進、各学部及び教養部における教育改革の推進について審議された結果を踏まえ、各学部及び教養部における組織的な教育活動、教務部の下での全学的な教務業務が展開されるとともに、入試広報部、キャリアセンター、学生部などの各部門において、入試広報活動、就職支援活動、学生支援活動などの大学の諸活動が展開される。

学長が以上のリーダーシップを発揮するに当たっての補佐体制として、本学では、大学職制及び人事規則第 13 条第 2 項に基づき、学長の職務について学長を補佐する副学長及び学長補佐が置かれている。令和 3（2021）年度は、副学長 1 人、学長補佐 2 人が発令されている。そして、副学長は教務部長を兼務し、学長補佐の 2 人は、それぞれ入試広報部長、大学院研究科長を兼務している。副学長及び学長補佐は、事業計画の推進に当たっての重要業務について、副学長及び学長補佐が、所掌業務についてのより深い認識と理解を下に、関連する事務局各課への指導を行うことで、学長を補佐している。また、学長の業

務遂行に当たっての秘書業務を行うとともに、学長からの指示に基づき調査を行う部署として事務局庶務課が設置されている。

特に、副学長は、教務部長を兼務しており、教務委員会の委員長に当たる。教務委員会は、「各学部及び教養部に共通する教務に関する事項について審議するとともに、相互の連絡調整を行う」（教務委員会規程第 2 条）こととなっており、各学部長及び教養部長、各学部及び教養部から選出された委員、教務課長を始め事務局各課の職員が出席し、教育課程の編成、FD、IR に関する事項を中心に全学的な教務課題が審議されている。このように教務委員会は、教学マネジメントにおける重要な役割を果たしている組織であるが、教務部長は副学長を兼務し、教務委員会の議長に当たることで、教学マネジメントにおいて学長を補佐している。

以上のとおり、本学では大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップが図られている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

上述のとおり、本学では、全学的な教学マネジメント体制として、学長が議長となり、学長会議及び学部長会議を設置している。そして、学長の指示に基づき、各学部及び教養部に共通する教務事項について、相互の連絡調整を行うため、教務委員会が設置されている。

学長は、大学職制及び人事規則に基づき、「大学を代表し、建学の理念に基づき、学則その他制規の定めるところにより学務を統括運営」し、大学の意思決定の権限と責任を持つことが明確にされている。

本学では、副学長を置いており、令和 3（2021）年度は教務部長を兼務している。副学長は、大学職制及び人事規則に基づき、学長の職務について学長を補佐することが明確にされている。平成 26（2014）年の学校教育法の改正により、副学長は、「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」こととなり、学長の指示を受けた範囲において、副学長が自らの権限で公務を処理することが可能になったが、本学では、副学長にそのような権限は付与されていない。しかし、副学長は、教務部長として、教学マネジメントにおいて、学長の意思決定を補佐している。

教授会は、大阪経済法科大学学則、各学部及び教養部教授会規程並びに研究科委員会規程に基づき、各学部及び教養部教授会は、各学部及び教養部所属の教授、准教授、講師、助教及び助手をもって構成されており、全ての専任教員、特別専任教員、特任教員が出席している。そして、各学部長又は教養部長が招集して議長となる。教授会は、平成 26（2014）年の学校教育法改正を受けてその役割を明確にし、教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関として位置付けられている。教授会は、原則毎月 1 回開催されており、必要に応じて追加で開催されることもある。教授会並びに研究科委員会における審議は、三つのポリシーを起点とした教育の質保証のための審議に大部分が割かれており、1 回あたり、3 時間から 4 時間程度の審議が行われている。教授会並びに研究科委員会における審議内容は組織的な教育展開に向けて、各教員の教育活動の指針として反映されており、その役割を果たしている。

学長は、教授会に意見を聴くことを必要とする事項として、学校教育法で明記された「学

生の入学及び卒業」「学位の授与」のほかに、「教育課程編成」「転学部、転学科、他大学への入学又は転学、休学、退学、復学及び留学」「学生の懲戒処分」「教員資格審査」「FD」を予め定め周知しており、各学部及び教養部教授会、研究科委員会ではこれらの事項について審議が行われている。また、教授会は、以上の各事項のほか、学長、学部長及び教養部長、研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができることが大阪経済法科大学学則、各学部及び教養部教授会規程並びに研究科委員会規程において明確にされている。

以上に説明した本学の大学意思決定及び教学マネジメントにおいては、①大学の使命・目的、三つの方針を起点として、DP に基づく学修成果を学生が達成できるよう、各学部及び研究科 CP に沿った組織的な教育を展開し、②その結果として学生が希望進路を実現すること、学生の多様な活動を支援することにより、大学としての内部質保証を行うことを重視している。そして、そのためには学長のリーダーシップが発揮されることが重要であることを念頭に行われている。

以上のとおり、大学の意思決定及び教学マネジメントは、大学の使命・目的に沿って適切に行われている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

大学職制及び人事規則、大学事務分掌規程に基づき、事務局長の下、管理職職員である部長、次長、課長の下に、各職員が配置されている。

職員管理職による課長会議が定期的（月 2 回程度）開催され、令和 3（2021）年度は 13 人の管理職職員とオブザーバーとして各課課員が毎回 3 人程度出席している。課長会議では、本学の教学マネジメントにおける軸となる学長会議や学部長会議における審議内容を、事務局各部門において事業計画として具体化・内実化させるための検討を行い、具体的な実行計画を、学長会議や学部長会議、教務委員会をはじめとした各種委員会に提案する役割を果たしてきた。

また、職員は、理事会における書記として理事会運営、理事会報告・提案資料の作成にかかわるとともに、各教授会においては、職員 1 人を書記として配置し、各学部、教養部の会議体運営、学部事務を支える事務を行っている。また、教務部教務課職員 1 人が各教授会の担当として教授会に出席し、教学事項の調整役を担っている。

更に、教授会において、入学者確保の状況、学生の就職状況及び資格取得状況等を報告する際、担当部門の職員が教授会に出席し報告を行い、教員と共に、各事案の現状に関する評価を行う。そして、職員は教員と共に各事案に係る今後の対応方針を検討し、教員職員が協力して行う実行計画について定め、実施していく。

事務局では、教務課が「教務に関する事務をつかさどる」（大学職制及び人事規則第 20 条第 1 項）とされ、「教育課程の編成に関すること」「授業時間の配当、教室の使用割当、授業の終始、休講及び休業に関すること」、「学生の履修に関すること」、「試験及び成績に関すること」、「ファカルティ・ディベロップメント（FD）に関すること」、「IR（インスティテューショナル・リサーチ）に関すること」（大学事務分掌規程第 1 条第 2 項第各号）等教務事項を全学的に担当しており、課長以下の職員を配置し業務に当たり、教学マネジメントの機能性を補助している。

以上のように、本学では、大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップが確立され、発揮されている。そして、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントが構築され、職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性が確保されている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長の大学の意思決定や教学マネジメントにおいてリーダーシップを発揮するための体制が整備されており、学長のリーダーシップは発揮されている。大学の意思決定の権限と責任は明確になっており、教授会の位置づけ及び役割は明確になっており、機能している。

学長を補佐する体制として、副学長及び学長補佐が置かれており、それぞれ教務部長、入試広報部長、大学院研究科長を兼務する形で大学の重要業務について学長の業務を補佐している。一方で、副学長及び学長補佐による学長の補佐体制を強化することが課題である。併せて、職員の力量向上を図り、経営・教学組織への職員の参画を更に量的・質的に拡充させ、職員の教学マネジメント補佐体制を強化する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学は、令和 3（2021）年度は、100 人の専任教員を、以下のとおり、各学部及び教養部に配置しており、大学設置基準に定める必要教員数及び教授数を上回っており、専任教員のうち 6 割が教授である。

経済学研究科においても、経済学専攻（修士課程）は専任教員 13 人、経営学専攻（修士課程）は専任教員 12 人を配置しており、大学院設置基準に定める必要研究指導教員数及び教授数、研究指導教員数と研究指導補助教員数の合計を上回っている。そして、本学では、大学院担当の専任教員のうち 9 割が教授である。

表4-2-1 学部専任教員数

学部	収容定員	教授	准教授	助教	合計	大学設置基準	
						学部の種類 に応じた教 員数。	大学全体の 収容定員数 に応じた教 員数
経済	800	13	7	1	21	14 (7)	33 (17)
経営	800	15	2	2	19	14 (7)	
法	1,040	12	11	0	23	16 (8)	
国際	800	12	6	3	21	13 (7)	
教養部		8	7	1	16		
合計	3,440	60	33	7	100	91 (46)	

()は教授の内数

表4-2-2 大学院専任教員数

研究科	専攻	研究指導 教員数	研究指導 補助 教員数	講義担 当教員 数	合計	大学院設置基準	
						研究指導 教員数	研究指導教員 数と研究指導 補助教員数の 合計
経済学	経済学	11 (10)	1 (1)	1 (1)	13 (12)	5 (4)	9
	経営学	11 (11)	0 (0)	0 (0)	12 (11)	5 (4)	9

()は教授の内数

専任教員の採用・昇任については、本学の建学の理念に基づく、本学の使命・目的、教育目的の実現、三つのポリシーに基づく教学マネジメントの実施に寄与しうる教員を任用することが基本方針である。教員の採用及び昇任は、大学職制及び人事規則に基づいて行われており、その基準は、教員選考基準規程に定めている。採用及び昇任の具体的な計画については、採用前年度の4月までに、理事長の下、学長、副学長、学長補佐、各学部長及び教養部長、研究科長の意見を聴いて、理事長が決定している。

教員の採用は、ホームページ及びJRCEC-IN（研究者人材データベース）を用いて情報を公開し、基本的に公募により行っている。

教員の採用の人事手続は、各学部及び教養部の教授会で資格審査を行い、各学部長及び教養部長が面接選考対象者を推薦する。その後、理事長、学長の下で、常務理事、副学長、学長補佐、学部長及び教養部長による面接を行う。学長は、面接結果を踏まえ、意見を付して理事長に上申し、理事長が選考する。

教員の承認の人事手続は、各学部及び教養部の教授会で資格審査を行い、各学部長及び教養部長が推薦し、学長が意見を付して理事長に上申し、理事長が選考する。

教員の昇格及び任期の更新又は期間の定めのない雇用契約への変更に当たっては、「学

生による授業・学修評価アンケート」結果や教員から提出された書面をもとに、学長の下で、教育研究業績、校務への貢献度等についての教員の評価を行う。

以上のとおり、教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置が図られている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

各学部の教授会規程において、「ファカルティ・ディベロップメント（FD）に関する事項」を推進するため、「FD に関する委員会を置く。」と定めており、本学における教育活動の向上のための FD 活動を推進するため、各教授会のもとに FD に関する委員会（FD 委員会）を置き、各学部・教養部の専任教員が委員となり、毎月 1 回のペースを基本として開催し、授業の内容及び方法の改善を図るための活動を行っている。

授業内容・方法の改善に向けて、各学部・教養部において、以下の取組み等を実施している。各学部の FD 委員会の運営においては、学部全体の他、分野別、コース別の分科会に分かれて、同分野の教員が少人数で研修することで、より実践的に教育内容・方法等の改善の工夫・開発を効果的に進めるようにしている。

教員の FD 研修としては、新任教員研修会を実施しているほか、テーマ別研修会（キャリア支援、演習改革、ICT 活用等）を実施している。また、コロナ禍のもと、全学的に遠隔授業を実施することになったことを踏まえ、遠隔授業に関する研修会を実施している。

シラバスの作成に関する FD としては、シラバス作成のためのガイドラインに関する教務委員会及び教授会での審議を行い、シラバスの教員相互の検証と改善を行っている。

また、教員相互の授業参観を、全専任教員を対象に、年 2 回（春学期・秋学期）実施し、年 1 回の参観を必須化している。参観後は、参観報告書を作成し、授業担当教員に報告することとしているほか、参観報告書をとりまとめ、学部長に報告し、以降の FD 活動の資料として活用している。

全ての開講授業科目について、年 2 回（春学期・秋学期）実施している「学生による授業・学修評価アンケート」の結果については、履修学生に公表し、担当教員のコメントも公表している。アンケート結果に基づき、「授業改善報告書」を作成するなど、授業改善を推進している。

学長が議長となり、常務理事、副学長、学長補佐、各学部長・教養部長、教務部長、法人本部副部長、事務局長、キャリアセンター次長兼学生部次長、庶務課長、教務課長、キャリア支援課長、入試課長等で構成される「学長会議」を定例で開催し、各学部の FD 計画や取組み状況、授業の内容及び方法の改善に関する取組み等について報告し、検討を行っている。理事長は、学長会議規程第 5 条において、必要がある場合には、学長と協議して、出席することができると規定されており、令和 3（2021）年度はほぼすべての学長会議に出席している。

また、学長が議長となり、常務理事、副学長、学長補佐、各学部長・教養部長、教務部長、事務局長、各学部長補佐・教養部長補佐、教務部副部長・教務部長補佐、法人本部副部長、国際教育交流センター部長、キャリアセンター次長兼学生部次長、教務課長、入試課長、キャリア支援課長、庶務課長、各学部教授会書記・教養部教授会書記等で構成され

る「学部長会議」を設置し、各学部・教養部の教授会議事録について報告し、各学部・教養部の教育活動やFDの実施状況等について検討を行っている。理事長は、学部長会議規程第5条において、必要に応じて、学長と協議して、学部長会議に出席することができる」と規定されており、令和3（2021）年度は、約6割の学部長会議に出席している。

各学部・教養部の教授会規程において、学長が決定を行うに当たり、教授会が意見を述べる事項として、「ファカルティ・ディベロップメントに関する事項」を定め、FD活動を推進している。

以上のとおり、FDをはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施がなされている。

（3）4-2の改善・向上方策（将来計画）

今後も組織として教員の資質・能力の向上を図るために、教学マネジメントを構築し、FD活動を推進していく。FDにおいては「教学マネジメント指針」に基づいて、学部の教学マネジメントを強化し、各コースの養成する人材像の明確化と教育課程の改編、卒業要件、進級要件の検討、個々の教員の教育技法の開発を継続して実施していく。各コースの教育課程の特色を発揮し養成する人材の育成を実現できるよう、中核となる科目を選定し、学位授与に求められる学修内容、単位数について再検討が必要となる。そのため、学部全体の他、分野別、コース別の分科会に分かれたFDを更に推進する。また学生が、自身の属するコースを踏まえ、学部が想定した専門的な学修を行えるよう、学修指導の向上、シラバス、履修要項等の改善をFDとして行っていく。

個々の教員の教育技量の向上に向けて、「学生による授業・学修評価アンケート」と「授業改善報告書」のデータを組織的に活用し、「教員相互の授業参観」や、各種研究会を通じて教員・研究者としての教育力量の向上を図る。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

（1）4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

（2）4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では就業規則で教職員の責務として「常に能力の開発、能率の向上及び業務の改善を目指し、相互協力の下に、業務の正常な運営に努めなければならない。」（大阪経済法科大学就業規則第24条第2項、大阪経済法科大学嘱託職員及び契約職員就業規則第22条として、大学運営に関わる職員の資質・能力向上をその責務としている。

本学は、毎年度の事業遂行計画とその達成目標を記した「大学事業計画」を作成しており、同計画においてSDを独立項目として立て、当該年度に実施するSD計画と獲得目標

を示している。同事業計画は、学長が委員長を務める予算委員会の下で編纂され、大学協議会を経て理事会に提案、了承されている。同事業計画に基づき、課長会議においてさらに詳細な当該年度の SD 計画が立案、審議され、職員の資質・能力の向上のための研修に組織的に取り組んでいる。SD 計画は、理事長、学長に報告され、その指示を受け遂行されている。

本学の SD では、建学の理念である「実学の精神」に則って、職員の業務遂行能力と専門性を実践的に育成することを課題としている。つまり、座学研修だけではなく、大学の業務改革と直結した技能の向上を図ることを重視している。年間を通じて、各部門において、求められる業務特性に応じた研修テーマを定め、① レポート作成・提案型、② 課題解決型、③ 知識修得型、④ 業務の連続性の確保・継承型、⑤ スキル向上型、⑥ 自己研鑽型の各 SD を実施している。また、全体 SD 研修を、所属部門のみならず、大学全体の観点から事業や取組みを思考・構想し、それを牽引し、必要に応じて部門間連携を促進することができるよう、職員に求められる総合性を育むことを目的とし実施している。また、健全な大学運営に向け、適正な業務執行の基本となる法令や規程、それに基づく学内の手続に対する理解を職員が深めることができるような全体研修を実施している。2021 年度は全体研修として、令和 3（2021）年 8 月に「学校法人大阪経済法律学園ガバナンス・コード」及び「個人情報保護法規程に基づく業務改善」に関する研修、令和 3（2021）年 10 月に「教学マネジメント指針」を踏まえた業務改善に関する研修を花岡キャンパスにて開催している。本学独自の研修の実施のほか、日本私立大学協会をはじめ学外で開催される各種研修会に職員を出席させ、専門知識の修得と校務展開能力の向上に努めている。

また、年度毎に、職員体制の現状と課題を分析し、大学運営に関わる職員に求められる能力を検討し研修課題を設定した上で、研修計画の見直しを行い、各年度の事業計画及び課長会議において計画を具体化している。

全職員は毎年度、自己申告を作成して事務局長に提出している。自己申告は当該年度の業務内容、業務改善の成果や課題、自身が取り組んだ SD の内容と次年度の大学事業計画遂行に向けた自身の役割等を記載し、自己の業務の年間の振り返りを行うために実施されている。各職員は自己申告書の作成に当たり、各課の管理職との面談を行い、自己の課題を明確にし、課題克服のための研修計画を検討する。

以上のように、SD をはじめとする大学運営にかかわる職員の資質・能力向上への取組が組織的に行われている。

（3）4-3 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き組織的な SD の実施と見直しを行う。特に、管理職職員の世代交代を念頭に、監督職職員や専任職員が管理職の果たしてきた役割を継承し発展させていくことを中心的な課題とし、SD を計画的に実施する。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

専任教員には、花岡キャンパス内に個人研究室（約 21 m²）を配置している。八尾駅前キャンパスには、教員控室と個人ロッカーを設置し、教員が授業準備や研修活動を行える環境を整備している。なお、設置学部の関係上、社会科学系の教員が中心となっており、実験施設等は設けていない。

花岡キャンパス、八尾駅前キャンパスにはそれぞれ図書館を開設しており、教員は両キャンパスでの図書館職員によるサポートを受けることができる。オンライン・データベースとして、法律・経済分野で七つ、新聞・雑誌で三つを利用に供している。

研究活動の活性化に向け、社会科学系の教員は個々人による研究を前提とした上で、教員が、自らの研究にとっての気づき、インスピレーションが得られ、教員の知的な交流が実現できるような「場」として、令和 4（2022）年度から、学部横断的に「研究交流会」を副学長及び学長補佐が発起人となって開催する。具体的には年 2 回ないし 3 回実施し、公表に値する発表内容を紀要で公刊する計画である。

以上のとおり、研究環境が整備され、適切な運営・管理がなされている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を制定し、研究倫理の向上を図るとともに、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について定めている。研究不正を防止するため、学長が統括責任者、各学部長、教養部長及び研究科長並びに研究所長を部門責任者として、研究倫理教育の実施を行っている。令和 3（2021）年度には、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト」において、研究活動上の不正行為としての「捏造」「改ざん」「盗用」を規程で定めることが研究機関に求められたことに対応するため、同定義を加える改正を行っている。

教員は、事務局から研究倫理と不正行為への対応について説明を受けた上で、各自『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』【テキスト版】、日本学術振興会編著を用いた研修を受け、学長宛に「研究倫理教育受講確認表」を提出することが義務付けられている。また、科学研究費助成事業の申請予定者に対しては、別途研究倫理 e ラーニングコースを受講させ、修了証書を研究所事務室に提出させている。

経済学研究科に在籍する学生を対象として、研究倫理等に関する説明会を毎年実施し、研究倫理教育と、不正行為の判別支援ソフトを活用した厳正な対応を具体的に示している。

また、公的研究費の適正な運営・管理について文部科学省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、「大阪経済法科大学における公的研究費不正防止計画」を定め HP に公開している。学長を最高管理責任者、実務を研究所事務室として不正防止計画の着実な実施を図っている。文部科学省がガイドライ

ンを令和 3（2021）年に改正し、最高責任者のガバナンス強化と、不正防止システムとしての監査機能の強化を行っており、本学でも大学協議会において、本学の不正防止計画の見直しについて検討を行っている。毎年、「科学研究費補助金ガイドブック（本学作成）」を作成、対象教員に配布して厳正な運用に努めている。

科研費連絡会議等を定期的に開催し、科学研究費補助金の受給状況、執行手続きの確認、不正防止に向けた意見交換を行い、公的資金の厳格な運用に努めている。

以上のとおり、研究倫理が確立され、厳正な運用がなされている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

全専任教員を対象として、個人研究費を割り当てている。個人研究費は年間で図書費 292,000 円、消耗品 34,000 円、印刷費 30,000 円、出張費 152,000 円の計 508,000 円まで執行することができる。また、文部科学省の科学研究費補助金への申請を行うように教員に促しており、令和 3（2021）年度の交付件数は 23 件で 36,530 千円が交付されている。

以上のように、研究活動への資源の配分がなされている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境の整備の一環として、「研究交流会」の安定的な開催、紀要による研究成果の公開を行う。

教員が研究不正、研究費の不正使用を行わないように、学長の下で、研究倫理教育、研究費不正使用を防止するための啓発活動を推進する。

〔基準 4 の自己評価〕

本学では、①大学協議会が設置され、学長の下での大学の意思決定の体制が確立されており、学長が「大学を代表し、建学の理念に基づき、学則その他制規の定めるところにより学務を統括運営する」ことが明記され、大学の意思決定の権限と責任が明確になっている。そして、②学長会議、③学部長会議が学長を議長とし、設置され、本学の建学の理念、大学の使命、各学部及び研究科の教育目的実現のための全学的な教学マネジメントが構築されている。

学長を補佐するために、副学長及び学長補佐が置かれ、また、事務局管理職による課長会議が事業計画の具体的な遂行において、学長を補佐している。教授会の位置づけ及び役割は改正学校教育法に基づき明確になっており、全学的な教学マネジメント体制の中で、教授会の役割が明確になり機能している。

大学設置基準に定める必要教員数を上回る教員数を確保しており適切に配置されている学部及び研究科の教育目的の実現に向けて必要な教員の採用、昇任が行われており、FD による教育内容・方法などの改善の工夫・開発が行われている。職員に対しても組織的な SD が実施されており、その見直しも行われている。

研究環境の整備、研究倫理に関する規則の整備、研究活動への資源の配分が行われており、研究支援環境の整備が図られている。

以上のとおり、基準 4「教員・職員」の基準を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

本学園は、私立学校法に則り、学校法人大阪経済法律学園寄附行為に基づいて、私立学校としての自主性を重視し、公共性の高い高等教育機関として法人及び大学の管理経営を誠実かつ適正に行っている。そして、法人及び大学の管理運営を適切に実施するため、大阪経済法科大学学則、大学職制及び人事規則、教授会規程、大学協議会規程、大学事務分掌規程、稟議規程、事務局文書取扱規程等をそれぞれ定め、諸規程に則り、適切に運営している。

また、令和 3（2021）年 5 月には、日本私立大学協会の「私立大学版ガバナンス・コード」を規範として、学校法人大阪経済法律学園ガバナンス・コードを策定し、令和 4（2022）年 1 月には理事会において実施状況を点検した結果をとりまとめ、いずれもホームページにて公表している。

組織の倫理・規律については、就業規則第 4 条「教職員は、本規則及び他の諸規則を遵守し、上司の職務上の指示に従ってその職責を遂行し、互いに協力して事業計画の達成に努めなければならない」をはじめ、各条項に服務規律を明確に定めている。さらに、個人情報保護規程、公益通報等に関するガイドライン、懲戒委員会規程等をそれぞれ定め、教職員が法令や諸規程を遵守し、高い倫理観をもって業務を遂行するよう取り組んでいる。

また、ガバナンス・コードにおいて、役員・評議員の責務・役割、学長の責務、副学長・学長補佐・学部長の役割、教授会の役割を定めていることに加え、役員・教職員全体が、高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を果たすことを明確にしている。

以上のとおり、学校法人大阪経済法律学園寄附行為、諸規程及びガバナンス・コードに基づき、適正かつ誠実に運営を行っており、経営の規律と誠実性を維持している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的の実現のため、本学園の中長期計画の進捗状況及び本学をめぐる情勢を踏まえ、各年度の事業計画案及び予算案を編成し、諮問機関である評議員会に諮り意見を聴いたうえで、理事会において審議・承認している。

また、学長会議が「建学の理念と教育研究目的の実現に向け、事業計画に基づき全学的な大学改革を推進し、以って、教育の質保証と本学の発展に資するよう、必要な事項を検討する」（学長会議規程第 1 条）ことを目的として設置されており、各学部及び全学的な教学改革、就業力育成、学生支援、留学生教育、研究活性化など、事業計画の重要事項につ

いて進捗状況や課題、今後の方針等について議論が行われている。

さらに、「教育の質保証を図るために、全学の教育課程を効果的かつ円滑に運営し、各学部及び教養部における教育内容及び教育方法の改善を進めること」（学部長会議規程第 1 条）を目的とする学部長会議において、毎回の教授会の報告を含め、各学部の事業計画、教授会運営、教育内容及び教育方法の改善について議論が行われている。

このほか、教務委員会、学生生活委員会、キャリア支援委員会、国際交流委員会などの各種委員会や課長会議を通じて、各部門の事業計画の進捗状況の確認と改善策の検討が行われている。

以上のとおり、使命・目的の実現に向け組織的に取り組んでおり、継続的に努力しているもの。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全、人権、安全への配慮に関して、学校法人大阪経済法律学園ガバナンス・コードにおいて、「環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題」への対応、「大規模災害への対応」、「減災・防災対策」、「学生の安全安心対策」、「ハラスメント防止対策」、「情報セキュリティ対策」などを、本学園が取り組むべき事項としている。

環境保全に関しては、施設・設備の維持・管理において、LED 照明の積極的導入、全教室における全熱交換器の導入など省エネルギー対策を実施している。

また、自然豊かな環境にある花岡キャンパスの特性を生かし、キャンパス内のため池「ふれあい池」や里山保全、希少生物の保護など環境保全活動を行ってきた。これらの活動は、財団法人日本生態系協会主催の「全国学校・園庭ビオトープコンクール 2013」における環境大臣賞の受賞、「ニッポンバラタナゴを守る伝統的な溜池浄化法“ドビ流し”の継承」の日本ユネスコ協会連盟第 3 回「プロジェクト未来遺産」への登録など、社会的にも評価されている。

人権への配慮としては、大阪経済法科大学セクシャルハラスメント等の防止に関する規程を定め、セクシャルハラスメントの防止及び排除のための措置、相談体制、事案発生時の調査・措置・懲戒等を規定している。本規程をホームページ上で公表・周知するとともに、学生には入学時のオリエンテーション等を通じて、セクシャルハラスメントの防止と問題が発生した場合の相談窓口を周知するなどしている。また、個人情報保護規程、個人番号及び特定個人情報取扱要領を定め、法令に基づき、個人情報の適正な取扱いに努めている。

安全への配慮としては、学内外で発生する事件・事故災害等に備え、「危機管理マニュアル」を定めている。このマニュアルに基づき、危機の発生に際しては、学長を本部長として、副本部長、委員、事務局によって構成される対策本部を設置し、情報を一元的に集約して、対応方針を迅速に決定、実行できる体制を整備しており、危機管理の体制が適切に機能している。

また、本学は八尾市との間に包括連携協定を締結し、八尾駅前キャンパスにおいて大規模災害時の帰宅困難者の受入れを行うことを合意している。さらに八尾市消防本部との間に、「大規模災害発生時における消防活動拠点に関する覚書」を締結しており、災害時における地域防災機能の一翼を担っている。この八尾市消防本部との協定から学生消防隊

「SAFETY」が生まれ、消防官を志望する学生を中心とした学生隊員たちが、自主防災訓練をはじめ、地域防災への貢献活動に取り組んでいる。また、学生防犯隊が八尾市の危機管理課や八尾警察署と連携し、青色防犯パトロールや近隣小学校の通学路での見守り活動を通して地域安全活動を実施している。

さらに、この間の新型コロナウイルス感染症の拡大に対し、本学は、理事長を議長とする「新型コロナウイルス対策会議」を設置し、「感染予防と教育研究活動の両立」という基本方針を定め、感染状況や緊急事態宣言など情勢に適宜対応し、機動的・組織的に対応してきた。学生・教職員の命と健康を守るため、キャンパス施設の消毒・除菌清掃、全教室への全熱交換器の設置による換気の徹底、教室・事務室・食堂でのアクリルパーティションの設置、新型コロナワクチン職域接種の実施など、できる限りの感染予防対策を大規模な予算を投じて実施してきた。

以上のとおり、環境保全、人権、安全への配慮が行われている。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

18 歳人口減により大学間競争がさらに厳しくなる中、建学の理念及び大学の使命・目的の実現に向けて、経営の規律と誠実性を継続的に維持するため、必要に応じて関係法令の改正に対応し諸規程を整備し、適正な業務執行を行う。また、在学生、保護者及び社会からの信頼をより一層確保できるよう、説明責任を果たすために、規律の高い経営、積極的な情報公表を推進する。

学生・教職員の安全確保を優先課題とし、新型コロナウイルスに対応してきた経験を活かし、危機管理体制及び災害時等における対応を見直し、令和 4（2022）年度内に事業継続計画の策定を進める。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

建学の理念及び大学の使命・目的を実現するため、学校法人大阪経済法律学園寄附行為に基づいて理事会の運営を行っている。

理事会は、8 人の理事をもって構成される学校法人の業務に関する最高意思決定機関であり、理事の職務の執行を監督する（学校法人大阪経済法律学園寄附行為第 15 条第 2 項）。原則として毎月定例開催し、本学園における意思決定が適時・適切に行われるように運営されている。

本学の役員定数は、学校法人大阪経済法律学園寄附行為第 5 条において、理事 8 人、監事 2 人と規定され、その構成は以下のとおりである。現員に欠員はなく、適切に選任しているといえる。理事のうち 2 人は、専門学校校長、新聞社関連企業代表取締役社長など、

豊富な社会経験を積んだ有識者による外部理事であり、その経歴を活かして、「教学担当・情報化担当」、「大学広報担当」の業務を担当している。

表5-2-1 理事・監事の選任条項及び定員及び現員

役員の種類	選任条項	定員	現員
理 事	学校法人大阪経済法律学園寄附行為第 6 条第 1 項第 1 号（学長）	1 人	1 人
	学校法人大阪経済法律学園寄附行為第 6 条第 1 項第 2 号（評議員）	3 人	3 人
	学校法人大阪経済法律学園寄附行為第 6 条第 1 項第 3 号（学識経験者）	4 人	4 人
監 事	学校法人大阪経済法律学園寄附行為第 7 条	2 人	2 人

理事長は、「法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、この法人の業務を総理し、この法人を代表する」（学校法人大阪経済法律学園寄附行為第 11 条）。そして、理事長の職務を補佐し、この法人の平常の業務に当たる常務理事 1 人が置かれている（学校法人大阪経済法律学園寄附行為施行細則第 1 条第 2 項）。

第 1 号理事である学長は、大阪経済法科大学学則第 43 条の 2、大学職制及び人事規則第 2 条第 1 項に規定されているとおり、「大学を代表し、建学の理念に基づき、学則その他制規の定めるところにより学務を統括運営する」ことを職務としている。また、事務局長が理事となっており、教学側の意向を反映した機動的・戦略的な意思決定が行える体制となっている。

また、学校法人の業務の執行を組織的かつ機能的に行うために各理事に対して担当職務（財務、国際交流、教学、コンプライアンス、労務・事務局、情報化、大学広報）を設け、理事会においては、議案ごとに担当理事から報告・提案を受けて審議・決定している。

これらについては、学校法人大阪経済法律学園寄附行為に定めているほか、学校法人大阪経済法律学園ガバナンス・コード（令和 3（2021）年 5 月 24 日制定）にも明記し、ホームページを通じて公表している。

令和 3（2021）年度中には理事会を 10 回開催しており、理事の実出席率は 97.5%、書面をもってあらかじめ意思を表示した者を含めると、出席率は 100%である。理事会の議案一覧を見ても確認できるように、理事会では、学校法人大阪経済法律学園寄附行為に基づき、諮問機関である評議員会の意見も聴きながら、予算及び事業計画、決算及び事業の実績、学校法人大阪経済法律学園寄附行為の変更、学則及び諸規程の整備、志願者・入学者の確保など、教学に関する事項を含め、学園・大学の管理・運営の全般にわたり審議あるいは報告し、戦略的・機動的に意思決定を行っている。

監事も毎回出席し、本学園の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況について監査を行っている。

理事会の開催通知は、会議の 7 日前までに発するよう規定されており（学校法人大阪経済法律学園寄附行為第 15 条第 6 項）、監事を含め役員全員に通知している。理事会の委任

状については、議題毎に賛否及び意見を記載する形式であり、会議欠席に際して書面をもって意思表示を行うものとなっている。

また、学校法人大阪経済法律学園ガバナンス・コードに基づき、令和3（2021）年度から、年間の審議計画を理事会において確認することとし、令和4（2022）年度から監事の監査計画を理事会・評議員会に報告すること、外部の役員・評議員への研修機会を提供することなどの改善を図る予定である。

加えて、機動的・戦略的な意思決定を支えるために、法人本部を中心として、高等教育行政の動向や経済環境の変化等、高等教育機関を取り巻く情勢を日常的に把握・分析し、諸施策の立案を補佐する等、理事会機能の補佐を行っている。

以上のとおり、本学園理事会は、学校法人大阪経済法律学園寄附行為及びガバナンス・コードに基づき、建学の理念及び大学の使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制となっており、適切に機能している。

（3）5-2の改善・向上方策（将来計画）

本学園の理事会は、学校法人大阪経済法律学園寄附行為及びガバナンス・コードに基づき適切に運用されている。今後もこれを維持することはもちろん、私立学校法改正等に適時適切にも対応しながら、本学園を取り巻く社会状況の急速な変化に機動的・戦略的な意思決定を行っていく。

また、ガバナンス・コードにおいて定めた事項のうち、現時点で未実施の一部項目（外部理事・評議員への研修機会の提供、監事の監査計画の理事会・評議員会への報告、事業継続計画の策定）について、令和4（2022）年度内に実施する。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

（1）5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

（2）5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学園の理事会は、本学学長が第1号理事となっているほか、事務局長が理事となっており、意思決定において教学組織の意向を十分に反映できる構成としている。

大阪経済法科大学学則や学部履修規程の改正など教学に係る事項については、教務委員会及び大学協議会での審議を経て、理事会において審議・承認するようにしている。また、理事会審議の内容については、学長会議、大学協議会において報告しており、大学協議会の報告を通じて教授会及び課長会議にも伝達し、全教職員への周知を図っている。

さらに、大学の重要会議である学長会議、大学協議会、学部長会議は、それぞれの規程において、理事長は必要がある場合には学長と協議して出席できることを定めており、そのほとんどに理事長が出席し、学園・理事会としての考え方や方針を述べ、大学改革の推

進に強いリーダーシップを発揮している。常務理事も各会議の構成員となっており、これらの会議は日常的に法人と大学の間で意思疎通を図り、意思決定を円滑に行う上で重要な役割を果たしている。

学長会議は、「建学の理念と教育研究目的の実現に向け、事業計画に基づき全学的な大学改革を推進し、以って、教育の質保証と本学の発展に資するよう、必要な事項を検討すること」（学長会議規程第1条）を目的に、原則週1回開催されている。学長会議は、事業計画の進捗状況の評価、教育に関する事項、理事会審議概要について報告・検討している。

大学協議会は、「大学の運営に関する重要事項について審議する」（大阪経済法科大学学則第53条）ことを目的とし、大学の制規及び機構に関する事項、大学の予算及び事業計画、学務に関する学長からの諮問事項、理事長からの諮問事項を審議事項とし、原則月1回開催されている。

学部長会議は、「教育の質保証を図るために、全学の教育課程を効果的かつ円滑に運営し、各学部及び教養部における教育内容及び教育方法の改善を進めること」（学部長会議規程第1条）を目的に、原則月1回開催されている。学部長会議では、各教授会の審議内容が報告され、教授会の運営や教学改革の方向性について意思疎通が図られている。

また、新型コロナウイルスの感染拡大への対応と関連しては、令和2（2020）年1月31日に理事長を座長とする「新型コロナウイルス対策会議」を設置し、理事長・常務理事をはじめ常勤理事と学長・副学長・学長補佐・学部長をはじめ教学の主要メンバーが参加する中、「感染予防対策と教育研究活動の両立」という基本方針のもと、対面授業と遠隔授業の併用による教育活動の維持、留学・海外体験プログラムや課外活動、就職支援行事、学園祭など各種イベントの中止と再開など、機動的・組織的に対応を行ってきた。マスクやフェイスシールドの教職員への無償提供、キャンパス内の消毒・除菌の徹底などの衛生上の対策から、遠隔授業の実施とそのために必要な環境の整備、学生への学業生活特別支援金給付など緊急支援など、できる限りの対策を実施してきた。さらには、文部科学省・厚生労働省の方針に沿って、教職員・学生の命と健康を守り、安全安心なキャンパスを実現するため、新型コロナワクチンの1・2回目接種、3回目追加接種まで、職域接種を実施してきた。これらの内容は、理事長から理事に適宜報告するとともに、理事会においても報告を行ってきた。また、大学では、教授会や教務委員会などの各種委員会、課長会議を通じて、迅速に全ての教職員に周知されてきた。

学長会議、大学協議会、学部長会議をはじめとする各種会議は、各学部ないし各部門の部長・課長がまとめた提案や報告に関する資料が報告され、それをもとに方針・対応が決定されており、教職員の意見や提案を汲み上げる仕組みとしても機能している。

以上のとおり、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定を円滑に行い、全学が一致協力して取り組んでいる。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

学校法人の意思決定機関である理事会の構成員として、大学から、学長（学校法人大阪経済法律学園寄附行為第6条第1項第1号理事）、事務局長及び国際学部長の3人が理事に選任されている。また、大学の運営に関する重要事項を審議する大学協議会においては、理事3人（学長、事務局長、国際学部長）が構成員となっており、理事長、常務理事も必

要に応じて出席している。このように法人及び大学の各管理運営機関において、複数の者が相互の構成員を兼ねる体制をとっている。

監事は、学校法人大阪経済法律学園寄附行為及び監事監査規程に基づき、監査計画を作成している。毎回の理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況を監査している。そして、これらの監査結果を監査報告書にまとめ、理事会・評議員会において報告している。令和3（2021）年度の監事の理事会、評議員会への実出席率はいずれも100%であり、必ず監事1人は理事会、評議員会へ出席している。さらに、教学監査の一環として、大学協議会、教授会、各種委員会など教学に関連する重要な会議に出席し、監査を行っている。その結果は所見としてまとめられ、理事長・学長に宛てて提出されている。学園・大学では、監事から提出された所見を学長会議において報告・確認するほか、当該の教授会や委員会においても報告・確認し、業務の改善に活かしている。

監事の選任については、学校法人大阪経済法律学園寄附行為第7条の規定により適切に行っている。監事2人のうち1人は弁護士（元検事・外部監事）、他の1人は以前に本学の副学長を務めていた経歴を持っている。それぞれの経験と専門知識を活かして、業務監査、理事の業務執行の監査、教学監査、会計監査を行っている。また、監事監査を充実できるように、法人本部総務課、財務部会計課が支援体制を整えている。

評議員会は、17人の評議員をもって構成する学校法人の諮問機関である。学校法人大阪経済法律学園寄附行為において、予算、事業計画をはじめとする重要事項については、理事長が、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないこととし、その詳細は学校法人大阪経済法律学園第20条に定めている。また、評議員会は、法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる（学校法人大阪経済法律学園寄附行為第21条）。

評議員の選任については、学校法人大阪経済法律学園寄附行為第22条の規定により適切に行っている。本学の評議員定数は、学校法人大阪経済法律学園寄附行為第18条において、17人と規定され、その構成は以下のとおりである。選任条項ごとに見ても現員に欠員はなく、適切に選任しているといえる。

表5-3-1 評議員の選任条項及び定員及び現員

役員の種類	選任条項	定員	現員
評議員	学校法人大阪経済法律学園寄附行為第22条第1項第1号（職員）	1人	1人
	学校法人大阪経済法律学園寄附行為第22条第1項第2号（卒業生）	2人	2人
	学校法人大阪経済法律学園寄附行為第22条第1項第3号（学識経験者）	14人	14人

評議員のうち7人は、弁護士や他の学校法人役員、他大学教員等の外部有識者など、豊

富な社会経験を積んだ有識者による外部評議員である。学校法人の公共性を高め、学校法人の運営に多様な意見を反映させていくように努めている。

令和 3（2021）年度中には評議員会を 4 回開催し、評議員の実出席率は 95.6%と高く、委任状を提出した評議員を含めた出席率は 100%である。なお、評議員会の委任状は、議題毎に賛否及び意見を記載する形式であり、会議欠席に際して書面をもって意思表示を行うものとなっている。

評議員会では、それぞれの経歴や専門性を活かして、多様な意見が活発に出されている。理事長は評議員会で出された意見を理事会に報告し、諮問機関としての評議員会の役割を踏まえて、理事会での審議を行っている。

また、学校法人大阪経済法律学園経理規程及び学校法人大阪経済法律学園内部監査規程に基づき、毎年度、内部監査を実施している（新型コロナウイルス感染症の影響により実施しなかった令和 2（2020）年度を除く）。この結果は、理事長へ報告するとともに、監事及び監査法人へ報告している。これにより、監事監査、監査法人による監査、内部監査の三様監査は適切に実施されている。

以上のとおり、法人及び大学の各管理運営機関において、複数の者が相互の構成員を兼ねる体制となっていること、監事により業務監査、理事の業務執行の監査、教学監査、会計監査が行われていること、評議員会は諮問機関として適切に運営されていること、監事監査、監査法人による監査、内部監査の三様監査が適切に実施されていることなど、法人と大学の各管理運営機関においての相互チェックが有効に機能している。

(3)5-3 の改善・向上方策(将来計画)

理事会・評議員会、学長会議をはじめ大学の各種会議体を通じて、法人及び大学の各管理運営機関の円滑なコミュニケーションを保ち、理事長・学長のリーダーシップ及び全学的な方針と、各学部・各部門など教職員による積極的な提案が相乗的に効果を発揮していく、全学一致協力体制をより高次に高めていく。

また、監事監査の充実、諮問機関としての評議員会の役割の発揮、内部監査の継続的な実施により、相互チェックの機能性をより一層高める。

これらの着実な実施とともに、適切な情報公表により、学生・保護者をはじめとする社会からの信頼をより一層向上させていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園の財務運営は、「学校法人大阪経済法律学園 中長期計画（令和元年度～令和 5 年

度)」に基づき、毎年度、事業計画策定及び予算編成を実施し、適切に財務運営を行っている。予算編成にあたっては、中長期計画の実現に向けた様々な改革・施策を実行するため、重点事業に積極的に予算を配分し、予算執行にあたっては、業務の費用対効果をより高めるよう取り組んでいる。

本学園はこの間、平成 28（2016）年度に国際学部開設、平成 31（2019）年度に経営学部開設及び経済学部定員増、令和 2（2020）年度に国際学部定員増を行い、さらに令和 4 年（2022）度の経済学部定員増が認可され、令和 4（2022）年 3 月には経営学部定員増を認可申請中である。このように、大学の規模と教育研究領域を拡大し、入学定員を毎年度充足させることによって、学生生徒等納付金収入を増加させることで、学園の財政の健全性を高め、経営基盤の安定確保を図っている。

大学全体の入学定員充足率は、過去 5 年間の平均で、1.11 倍であり、すべての学部で毎年度、入学定員を充足しており、入学定員に沿った適切な学生受入数を維持している。

以上のように本学園は、中長期的な計画に基づく適切な財務運営を行っている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

学園の経常的な事業活動が安定的であるかを判断する指標である、事業活動収支計算書における経常収支差額は、平成 28（2016）年度、平成 29（2017）年度は支出超過であったが、国際学部開設 3 年目となる平成 30（2018）年度以降は収入超過となり、日本私立学校振興・共済事業団が公表する「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」においても令和 2（2020）年度は、令和元（2019）年度に引き続き、正常状態を示す「A3」に分類される。

また、長期にわたる大学の活動継続を図るため、各種の特定資産（建物等減価償却引当特定資産、教育改革推進引当特定資産、八尾駅前キャンパス拡充引当特定資産、建物等修繕引当特定資産、退職給与引当特定資産など）を設定しており、令和 2（2020）年度末現在で合計約 113.4 億円が積み立てられている。貸借対照表関係比率においては、借入金がないことなどから令和 2（2020）年度決算における純資産構成比率は 96.3%（全国平均 87.9%）となっており、安定した財務基盤を確立している。

事業活動収支計算書関係比率においては、令和 2（2020）年度決算における教育研究経費比率が 43.4%（全国平均 35.2%）、経常収支差額比率が 9.5%（全国平均 4.6%）と、いずれも全国平均を上回っており、教育研究経費に予算を十分に配分しつつ、収支のバランスを確保している。

補助金等の外部資金獲得については、私立大学等経常費補助金の増額を重点的な課題とし、私立大学等改革総合支援事業や科学研究費補助金等の申請を積極的に行うなど、外部資金の獲得に努めている。

資産運用については、「学校法人大阪経済法律学園資産運用に関する規程」に基づき、適切に運用している。また、有価証券等の保有状況及び運用状況について、半年に 1 回、理事会で運用資産額、科目別内訳、運用対象別内訳及び受取利息等を示し、報告している。

以上のとおり、本学園は、安定した財政基盤の確立と収支バランスの確保ができています。

注) ここで「全国平均」とは、医歯系法人を除く大学法人の令和 2 (2020) 年度の平均
 (「今日の私学財政 (大学・短期大学編)」より) を指す。

(3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

「学校法人大阪経済法律学園 中長期計画 (令和元年度～令和 5 年度)」に基づき、毎年度、事業計画策定及び予算編成を実施し、適切に財務運営を行い、予算執行にあたっては、業務の費用対効果をより高めるよう取り組む。毎年度、入学定員を充足させることで、引き続き収支を安定させ、財政基盤の安定確保を図る。また、補助金等の外部資金の獲得も積極的に行っていく。

以上のとおり、会計監査の体制整備と厳正な実施をしているものと自己評価する。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学園の会計処理は、学校法人会計基準及び経理規程に沿って適正に実施している。全ての計算書類は、経理規程第 3 条「学園の経理は、学校法人会計基準に基づき、真実かつ明瞭に財政状態及び経営の実績を示すものとする。」に従って作成している。

予算は、毎年 10 月に理事会が決定した方針に従って予算単位 (大学、法人部) ごとに予算原案を作成し、これらを理事長が教育研究活動と経営の総合的見地から調整して、学校法人の予算原案を編成し、あらかじめ評議員会の意見を聞いた上、3 月末までに理事会において審議決定している。

予算の執行は、稟議規程、経理規程、固定資産及び物品調達管理規程等に則り、業務別目的別に計上された予算に基づいて適正に実施している。そして、費用対効果の観点を堅持し、必要性、妥当性、施策の効果等を考慮して、適切な執行に努めている。

会計処理に関する業務は財務部が担当し、会計処理を行う上で、法令等の解釈が不明確な場合は、その都度、日本私立学校振興・共済事業団、監査法人等に確認するなどして、随時適切に対応している。

また、当初の予算成立後に発生した事由等により、予算の内容を変更する必要がある場合は、予算と決算に乖離が生じないように、補正予算を編成している。補正予算は、当初予算と同様に、あらかじめ評議員会の意見を聞いた上、理事会において審議決定している。

以上のとおり、適正な会計処理が行われている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

公認会計士による会計監査は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく監査を清稜

監査法人に委託し、毎年10月から翌年5月下旬までの間に、延べ50日の監査が実施されている。令和2(2020)年度決算においては、同監査法人から「計算書類が、学校法人会計基準に準拠して、...(中略)...経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める」との監査報告書が提出されている。

監事による監査は、2人の監事が毎回の理事会及び評議員会に出席し、法人の業務及び財産の状況について監査を行っている。令和2(2020)年度決算においては、監事から「学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、...(中略)...学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める」との監査報告書が提出され、理事会及び評議員会において報告されている。また監事は、毎年、監査法人から監査状況の報告を受けて意見交換を行い、相互の連携を図っている。

さらに、内部監査については、内部監査規程に基づいて毎年度計画的に実施している。その結果は、理事長の他、監事及び監査法人にも報告し、監査の充実に取り組んでいる。

以上のとおり、会計監査の体制整備が図られ、厳正に実施されている。

(3) 5-5の改善・向上方策(将来計画)

引き続き、学校法人会計基準及び経理規程他関連諸規程に沿った正確かつ適正な会計処理に努める。また、監事、監査法人、内部監査の相互の連携を密にしながら会計監査の充実を図る。

【基準5の自己評価】

本学は、寄附行為、ガバナンス・コード及び諸規程に基づき、適正かつ誠実に運営を行っており、経営の規律と誠実性を維持している。また、使命・目的の実現に向け、中長期計画及び各年度の事業計画に基づき、理事会での審議、評議員会での諮問、学長会議をはじめ学内諸会議において、その進捗状況を確認し改善策を検討・実施するなど、継続的に努力している。さらに、ガバナンス・コード及び諸規程に基づき、環境保全、人権、安全に配慮した体制が整られ、適切に機能している。

理事会は、学校法人大阪経済法律学園寄附行為及びガバナンス・コードに基づき、使命・目的の実現に向けて戦略的意思決定ができる体制を整備している。理事の選任及び事業計画の策定・執行など、理事会の運営も問題なく、理事の出席状況及び欠席時の委任状提出も適切である。監事は学校法人大阪経済法律学園寄附行為に基づいて適切に選任され、監事それぞれの経験と専門知識を活かして、教学監査を含む監事監査を実施している。また、評議員の選任、評議員の出席状況及び欠席時の委任状提出も適切であり、諮問機関としての役割を果たしている。このような中で、理事長のリーダーシップのもと、法人及び大学の各管理運営機関のコミュニケーションと連携を十分に図りながら、相互にチェックする体制も整えられ、全学が一致協力して、大学改革に取り組んでいる。

中長期的な計画に基づいて適切に財政運営を行っており、令和元(2019)年度以降、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」において、正常状態を示す「A3」を維持しており、財務に関する諸指標で全国平均を上回る良好

な数値となるなど、安定した財務基盤を確立している。また、独立監査人（監査法人）による会計監査のほか、監事による業務監査、内部監査規程に基づく内部監査により、複層的に会計監査を行う体制が整備されている。

以上のとおり、基準 5「経営・管理と財務」の基準を満たしている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、内部質保証に関する全学的な方針として、令和 3（2021）年 4 月理事会決議で、「日本高等教育評価機構の評価基準に基づき、自己点検評価活動を組織的・体系的に実施し、内部質保証を一層充実させていく。そして、自己点検評価活動の結果を踏まえて、各学部及び大学院における教育、キャリア支援活動、志願者・入学者の確保、正課外における学生の学修支援活動、課外支援の支援、管理運営機能をはじめとした大学諸活動の更なる質向上を図る。」ことが明示されている。

以上の全学的な方針の下、本学では、内部質保証のための恒常的な組織体制として、①学長会議、②学部長会議、③予算委員会、④大学評価委員会を設置している。

①学長会議は、「建学の理念と教育研究目的の実現に向け、事業計画に基づき全学的な大学改革を推進し、以って、教育の質保証と本学の発展に資するよう、必要な事項を検討する」ことを目的とし、「事業計画の進捗状況及び評価に関する事項」を報告し検討する事項の一つとして位置付けている。同会議では、学長を議長とし、大学側からは、副学長、学長補佐、各学部長及び教養部長、教務部長、教務部副部長、事務局長、国際教育交流センター部長、キャリアセンター次長兼学生部次長、八尾駅前キャンパス事務長兼エクステンションセンター事務長、庶務課長、入試課長、教務課長、キャリア支援課長が出席し、法人側からは、常務理事、法人本部副部長、総務課長が出席している。そして、理事長が、必要がある場合には、出席している。

②学部長会議では、「教育の質保証を図るために、全学の教育課程を効果的かつ円滑に運営し、各学部及び教養部並びに研究科における教育内容及び教育方法の改善を進めることを目的」とし、「各学部及び教養部並びに研究科の事業計画及び教授会運営に関する事項、各学部における教育内容及び教育方法の改善に関する事項」を審議事項としている。同会議では、学長を議長とし、副学長、学長補佐、各学部長及び教養部長、教務部長、事務局長、各学部長補佐及び教養部長補佐、教務部副部長及び教務部長補佐、教務課長、入試課長、キャリア支援課長、庶務課長、各学部教授会書記及び教養部教授会書記を構成員とし、法人側からは、常務理事、法人本部副部長、総務課長が出席している。そして、理事長が、必要がある場合には、出席している。

③予算委員会は、大学協議会規程第 11 条に基づく特別委員会として設置され、年度毎の大学の事業計画及び大学の予算を審議することを目的としている。予算委員会は、学長を委員長、常務理事及び副学長を副委員長とし、学長補佐、各学部長及び教養部長、事務局長、各部署の部館所長、事務局各課の課長を予算委員としている。

④大学評価委員会は、「学則第 1 条に定める大学の使命を達成するため、同第 1 条の 2 の規定に基づき」設置され審議を行っている。同委員会は、学長を委員長として、常務理事

を副委員長、副学長、学長補佐、各学部長及び教養部長、研究科長、事務局長、法人本部副部長を構成員としている。同委員会は、教育の理念及び目的に関する事項、教育活動に関する事項、教員の研究活動に関する事項、教員組織に関する事項、学生の受け入れに関する事項、学生生活に関する事項、国際交流に関する事項、社会との連携に関する事項、自己点検・評価体制に関する事項を審議対象として、審議結果を理事会及び大学協議会に報告するものとしている。

以上の組織では、内部質保証のために、①学長会議において、当該年度の事業計画の進捗状況及び評価を行い、③予算委員会では、翌年度の事業計画と予算の策定に向け審議を行うが、この過程で、11月から2月にかけて各部門を対象として予算ヒアリングを行い、当該年度の事業計画の進捗状況と評価を行っている。このような形で、①学長会議と③予算委員会では事業計画の進捗に関する内部質保証を行っている。

②学部長会議では、各月に開催される教授会における事業計画の進捗状況及び教授会運営に関する点検と評価、各学部における教育内容及び教育方法の改善状況に関する点検と評価を行い、各学部及び教養部並びに研究科における教育の質保証に関する内部質保証を行っている。

そして、④大学評価委員会では、①学長会議、②学部長会議、③予算委員会で行った内部質保証のための点検評価活動を、大学全体として自己点検評価書として取りまとめるための審議を行っている。

以上のような形で、本学は、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備している。内部質保証に関する全学的な方針としては、全学の活動の評価を軸に、各年度の大学事業計画及び中長期計画を据え、これらの進捗状況を評価することを方針としている。そして、以上の組織体制は、全て学長を議長とした責任体制が明確になっている。そして、その下で、全ての組織体制に、大学側から、副学長、学長補佐、各学部長及び教養部長、事務局長、事務局各課の課長など主要幹部が参加し、法人側から、常務理事、法人本部副部長、総務課長が出席している。理事長も必要に応じて出席し、事業計画の進捗及び各学部並びに研究科の教育の質保証に関する内部質保証のための検討を行っている。このように、大学側と法人側が連携を深め、ともに大学の全般的な活動に関する内部質保証が各部門の業務遂行に実効的に反映できるよう、内部質保証を行っている。

以上のとおり、本学では内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立が図られている。

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

①学長会議、②学部長会議、③予算委員会、④大学評価委員会を軸とする本学の内部質保証体制を引き続き機能させていく。特に、学長の下で、副学長及び学長補佐が中心となって、各会議の議題設定はもとより、各部門に指示を出し、その進捗状況を日常的に点検する学長のリーダーシップを更に強化する。

上記の内部質保証体制においては、大学評価委員会における自己点検評価書の取りまとめが十分に行えていない年度があるため、大学評価委員会をより機能させ、定期的な自己点検評価書の取りまとめを行うようにする。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

①学長会議は、夏季期間を除き、毎週月曜日に開催されており、令和 3（2021）年度は計 28 回の会議を開催している。議題としては、本学の中長期発展方向、監事による教学監査の実施結果、「教学マネジメント指針」（中央教育審議会大学分科会）に沿った教学改革、各学部及び教養部並びに研究科における FD 課題、必修要件を中心とする教育課程に係る検討課題、コロナ下での授業実施の基本方針、志願者・入学者の確保に向けた課題、就職実績の向上に向けた課題、留学生支援、新型コロナウイルス感染症対策、事業計画の数値目標達成状況等が設定されている。会議では、各部門から事業計画の進捗状況に係るエビデンスが含まれる報告資料が準備され、一つの報告に対して、40 分程度の報告と 1 時間から 1 時間 30 分程度の議論が行われている。

②学部長会議は、毎月第三水曜日を基本とし、令和 3（2021）年度は計 9 回の会議が開催されている。議題としては、毎月の教授会における審議内容を基本議題とし、必要に応じて、各学部並びに研究科の教育の質保証に関連する課題（本学の中長期構想、監事による教学監査の結果、「教学マネジメント指針」（中央教育審議会大学分科会）を受けた本学の教学改革課題についての学長団まとめ、IR について）が取り扱われている。会議では、各学部の教授会審議の状況が教授会議事録の形でエビデンスとして準備され、報告が 1 時間 40 分程度、1 時間程度の議論が行われている。

③予算委員会は、令和 3（2021）年度は計 2 回開催されている。10 月に第 1 回予算委員会を開催し、各年度の事業計画の策定に当たって、法人から示される「事業計画策定及び予算編成について」が報告共有される。その後、事業計画及び予算の編成が予算委員会の下で進められ、取りまとめられた、各年度の事業計画原案及び予算原案が 2 月の第 2 回予算委員会で報告される。第 1 回予算委員会と第 2 回予算委員会の間に、予算委員会によるヒアリングが行われる。令和 3（2021）年度はヒアリングとして、11 の部門から事業計画の進捗状況と次年度の事業計画課題に係るエビデンスに基づく報告を受けている。1 部門当たり報告が 1 時間程度、議論が 1 時間程度行われている。

④大学評価委員会は、令和 3（2021）年度は計 4 回開催されている。本学で日常的に行われている内部質保証による点検評価の結果を、日本高等教育評価機構の評価基準に沿って文章として取りまとめるために開催されている。

以上のとおり、本学では、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価活動をエビデンスに基づきまとめられた報告資料をもとに、定期的の実施している。

そして、このような内部質保証のための点検評価結果は、必要に応じて、各教授会並びに研究科委員会、教務委員会を始めとした各種委員会、事務局における課長会議等において報告されて学内で共有されている。社会への公表については、自己点検評価書の形で、

冊子及びホームページによって公表されている。令和3（2021）年度の自己点検評価書については、現在公表のための準備を進めている。

以上のように、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価が実施され、その結果の共有が図られている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、大学事務分掌規程において、教務部の業務として、IR（インスティテューショナル・リサーチ）に関することを定め、教務委員会規程において、審議事項として、IR（インスティテューショナル・リサーチ）に関する事項を定めている。教務部長補佐の教員がIR室長代理を兼ねIR業務を担当しており、IR強化のため、令和4（2022）年度からは各学部並びに研究科の教員並びに入試課、教務課及びキャリア支援課の職員からそれぞれIR委員を選出する予定である。

IR活動としては、各部門が毎年作成している事業計画において、大学を取り巻く状況を各種データと共に、学内の各種取り組みの結果データを基に分析を行い、大学及び各部門の中長期計画に沿った数値目標を設定している。また、各部門において、主要な数値目標の実績値を用いて、達成状況を点検し、次の目標設定と改善策の検討を行っている。

大学協議会においては、卒業生の進路就職状況の調査・データを活用して教育課程や授業実践の教育成果を分析・検証し、次年度以降の教育課程の編成や、教育施策の企画立案に繋げている。

学長会議においては、学生の学修状況、学修履歴に関するデータを用いて、各種取り組みの成果検証から、実施方針の審議を行っている。学部長会議で報告される各教授会報告においても、学生の学修状況、学修履歴を基に各学部並びに研究科で審議された運営方針や教学データを活用して審議された教務委員会報告が示され、学長の下で分析、点検をうけて方針の修正、変更がなされている。

進路就職状況、学生の学修状況、学修履歴等の学生に関するデータは、学内システムとして構築された学修ポートフォリオに蓄積され、権限が付与された教職員により活用できる仕組みを構築している。在籍する学生毎に、個人ページが作成され、履修状況、修得単位の情報、授業の出席情報、教職員との面談記録、進路就職活動の状況、資格取得の状況、課外活動の状況等が、関連部署又は当該学生を担当した教職員によって入力され、閲覧者がカルテのように学生指導に活かせるようになっている。また、同システム内で、条件を指定して複数人の履修データや出席状況データを汎用的に出力することが可能となっており、各種データ作成において利用されている。

以上のように、本学では、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有を図るとともに、IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析が図られている。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、①学長会議、②学部長会議、③予算委員会、④大学評価委員会における自主的・自律的な自己点検・評価の実施を行い、学内での共有を図る。特に、社会への公表について、自己点検評価報告書の形での取りまとめが十分に行えていない年度があるため、

定期的な自己点検評価書の取りまとめを行うようにする。

IR については、その重要性に鑑み、令和 4（2022）年度以降、IR 委員を定め、担当者を増加させ、エンロールマネジメントに係る分析を強化していく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

大学協議会では、教育課程の編成にあたり、三つのポリシーを配布し内容を確認、共有し、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行うことの重要性が学長により明確に述べられている。

各学部並びに研究科における教授会並びに研究科委員会の審議は、三つのポリシーを起点とした教育の質保証のための審議に大部分が割かれており、毎月 1 回、必要に応じて 2 回、3 時間から 4 時間程度の審議が行われている。

教授会における審議及び教育の質保証のための取組状況は、先に述べたように、学部長会議において点検・評価が行われており、その場で出た、理事長、学長、常務理事、副学長及び学長補佐からの指摘事項は、各学部長及び研究科長を通じて教授会及び研究科委員会で報告・審議され、各学部教育の改善が図られている。

学長会議においても各学部教育の課題及び全学的な教育課題が議題として設定される。学長会議における理事長、学長、常務理事、副学長及び学長補佐からの指摘事項は、学部長会議と同様、各学部長及び研究科長を通じて教授会・研究科委員会又は教務部会議、教務委員会で報告・審議され、各学部教育、本学の全学的な教育の改善が図られている。

本学の中長期計画は、令和元年（2019）年度に「学校法人大阪経済法律学園中長期計画（令和元年度～令和 5 年度）」として、策定・公表され、令和 4（2022）年 3 月には、同中長期計画の一部について、追加・修正を行った。中長期計画の策定・修正に当たっては、学長会議、学部長会議、予算委員会における内部質保証のための自己点検評価の結果を踏まえた課題として定められている。また、前回（平成 28 年）の認証評価結果を踏まえ、参考意見として示された教員の年齢構成の適正化及び補正予算の編成などが反映されている。

以上のように、本学では、内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性が図られている。

〔基準 6 の自己評価〕

本学では、内部質保証のための恒常的な組織体制として、①学長会議、②学部長会議、

③予算委員会、④大学評価委員会を設置している。学長会議、学部長会議、予算委員会では、学長の下で、各学部並びに研究科、各部門における事業計画及び教育の進捗状況に関する自己点検・評価を適宜行い、内部質保証の責任体制が明確になっている。

①学長会議、②学部長会議、③予算委員会、④大学評価委員会では、エビデンスに基づく自主的・自律的な自己点検評価が行われており、自己点検・評価の結果は、必要に応じて、各教授会並びに研究科委員会、教務委員会を始めとした各種委員会、事務局における課長会議等において報告されて学内で共有されている。社会への公表については、自己点検評価書の形で、冊子及びホームページによって公表されている。令和3（2021）年度の自己点検評価書については、現在公表のための準備を進めている。そして、IRの体制を整備し、データの収集と分析を行っており、次年度以降その体制を更に強化する予定である。

三つのポリシーを起点とした教育の質保証を行うため、各学部教授会における審議及び教育の質保証のための取組状況は、先に述べたように、学長会議や学部長会議で点検・評価が行われており、その結果は、各学部教授会に報告され、各学部教育、本学の全学的な教育の改善が図られており、内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性が図られている。

以上のとおり、基準6「内部質保証」の基準を満たしている。